



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
食料需給〕
研究資料 第7号

令和5年度カントリーレポート

EU, フランス, ロシア

令和6年5月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成 19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成 25（2013）年度からは、研究の枠組みが 3 年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度までを一期目、平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度までを二期目とし、平成 31（2019）年度から令和 3（2021）年度までを三期目とし、令和 4（2022）年度から四期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。四期目の「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっていく現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～令和 5 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国、韓国

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド、サブサハラ・アフリカ

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア、アルゼンチン、EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国、ベトナム

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア、アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国、EU

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国、インドネシア

（平成 21 年度）

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国、インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編, 食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革, フランス, スコットランド, デンマーク, フィンランド, 酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国, インド, インドネシア, 中南米, アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ, ベトナム, ミャンマー, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国, フランス, 韓国, GMO (米国, EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論, 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策, SNAP 制度), EU (価格所得政策と CAP 簡素化, 酪農, 農業リスク管理, フランス), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法, 農業経営の安定化と農業保険, SNAP-Ed), EU (CAP 農村振興政策, フランス, 英国), 韓国, 台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ, ベトナム, オーストラリア, ロシア, ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国, インド, インドネシア, メキシコ, アフリカ, フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究, 需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国, カナダ, EU (条件不利地域における農業政策, 共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討, ドイツ, フランス, 英国), ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ
プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 3 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 9 号 EU (農産物貿易政策等), 英国, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 10 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 中国, インド, 西アフリカ
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 11 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 12 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 4 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 1 号 EU, ドイツ, ロシア・ウクライナ
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 2 号 タイ, ベトナム, 中国, インド, アフリカ, セネガル

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第3号 ブラジル，アルゼンチン
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第4号 横断的・地域的研究，世
界食料需給分析

（令和5年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第5号 アルゼンチン
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第6号 ベトナム，中国，インド，
西アフリカ

プロジェクト研究 「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な
世界食料需給に関する研究」

令和5年度 カントリーレポート 第7号

EU, フランス, ロシア

目 次

第1章 EUの農産物貿易政策等の方向性についての政治的要因等の検討

(羽村康弘)

1. はじめに
2. 域外事情の側面 (②及び④)
3. 域内事情の側面 (①及び③)
4. まとめ

第2章 EUの農業・食料部門における環境に係る持続可能性向上に向けた立法動向—農業生産, 食料安全保障への関心の高まりの中で—

(桑原田智之)

1. はじめに
2. 環境に係る持続可能性向上に向けた立法措置
3. 2024年以降における持続可能性へのアプローチ
4. おわりに

第3章 フランス醸造用ぶどう農家の季節労働者雇用の現状と課題—南仏・オクシタニー州, ラングドック地方を事例に—

(服部麻子)

1. はじめに
2. フランスにおける季節労働者の制度と政策
3. 醸造用ぶどう生産の現状と課題: フランス全国の概要と現地調査の結果
4. おわりに

第4章 ロシア—西側諸国との間に深まる溝とその影響—

(後藤正憲)

1. はじめに
2. 2023 年のロシアの農業生産・農産物貿易動向
3. ロシアの農業政策・2023 年 4 月～2024 年 3 月の動き
4. ロシアのウクライナ侵攻と世界食料需給への影響
5. おわりに

第1章 EU の農産物貿易政策等の方向性についての 政治的要因等の検討

羽村 康弘

1. はじめに

EU の農産物貿易政策は、EU の共通通商政策の枠内で形成・施行されており、EU の共通通商政策から大きな影響を受ける^①。また、EU の農産物貿易政策の対象である EU 農業は、その骨格を EU の共通農業政策（CAP）が形作っていることから、EU の農産物貿易政策は CAP から大きな影響も受ける。ただし、CAP については農業以外の分野や EU 域外の様々な要因の影響を受けるようになって、狭い農業分野的性格を失って久しい^②。特に近年においては、共通通商政策だけでなく、CAP も国際社会における米中対立やロシアのウクライナ侵攻といった地政学的な要因からも大きな影響を受けるようになってきており（下図参照）、これが農産物貿易政策に影響を及ぼしている。

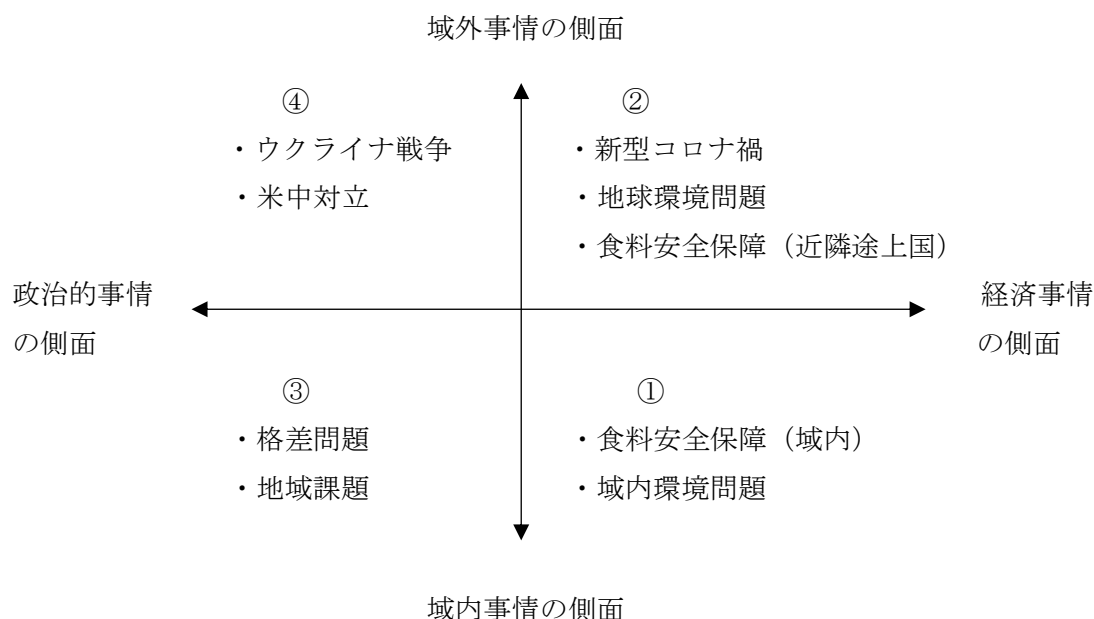


図 EU の農産物貿易政策形成の背景事情^③

資料：筆者作成。

今年度においては、国際社会における地政学的な要因等により、国際自由貿易制度の弱体化が指摘されるようになり、また、2024年6月の欧州議会選挙等を控え、インフレ、景気後退、エネルギーコストの上昇等の悪影響が長引く中で、欧州市民の支持政党に変化が

見られるようになってきた。国際自由貿易制度の弱体化は食料安全保障についてのEUの方針に影響を及ぼす可能性があり、また、欧州議会等における勢力図が変化する可能性はEUの環境政策に影響を及ぼし始めている。

令和5（2023）年度のレポートにおいては、域内市民に対して必要な食料の供給を保障するという食料安全保障という視点に着目しつつ、EUの農産物貿易政策にどのような変化が見られたのか、あるいは見られなかったかを、EUの農産物貿易政策の方向性の変化が典型的に現れるEUのFTA交渉やCAPの環境政策に係る議論に焦点を当てて検討していきたい。

まず、第2節においては、EUの域外事情として、食料安全保障に係る国内生産重視論（リアリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）という視点を提示した上で、国際自由貿易制度が弱体化する中でのEUの友好国との連携強化の取組について、FTA締結交渉を中心に見ていきたい。そして、EUの食料安全保障に係る考え方の変化の有無や、FTA締結交渉におけるEUの域外環境政策の取組状況についても見ておきたい。次に、第3節においては、EUの域内事情として、域内環境問題への取組が後退している状況を見た上で、これには、2024年6月に5年に一度の欧州議会選挙が予定される中での、右派ポピュリズム⁽⁴⁾の伸展に懸念した中道右派の方針変更が大きな影響を及ぼしていることを見ておきたい。さらに、右派ポピュリズムの主張と農業派⁽⁵⁾の主張との関係について見ておきたい。最後に第4節において、以上の検討結果をまとめた上で、今後のEUの農産物貿易政策等の課題に言及したい。

なお、本稿は、2024年1月末までの情報を基に記述している。また、このレポートにおいてEUと記載している場合は、特にコメントしない限り、EEC（European Economic Community、欧州経済共同体）、EC（European Community、欧州共同体）、EU（European Union、欧州連合）の総称である。

2. 域外事情の側面（②及び④）

（1）国内生産重視論（リアリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）

各国政府等が国民に対して必要な食料の供給を保障（食料安全保障）する手法としては、それぞれの国の自然条件等農業生産の優位性やその国の置かれた国際関係といった状況の違いにより組み合わせの比率に違いはあるものの、世界共通であって、①国内生産、②海外からの輸入、③備蓄の三つの手法の組み合わせで構成されている。これらの手法のうち備蓄については、一時的、短期的な食料不足に対応するためには有益であって必要であるが、食料は長期保存が難しいこともあって中長期的な食料の安定供給を頼ることは困難である。ゆえに、毎日の食料の安定的な供給を頼る手法は、国内生産か、海外からの輸入かということになるが、両者のどちらに重きを置くべきかという点で、考え方に大きな違いが生じる。

①国内生産重視論（リアリズム）

この考え方は、食料安全保障を確保するためには、食料の供給についてはなるべく他国に依存しないようにすべきであって、国内で十分な食料生産を確保することが重要であるとする。この考え方の背景には、貿易相手国や国際自由貿易制度は国民生活にとって重要な食料の取引を任せるに足りないという国際自由貿易制度に対する信頼感の欠如がうかがえる。

②国際貿易重視論（リベラリズム）

一方で、食料安全保障を確保するためには、自国内にこだわるべきではなく、国際貿易による輸入に頼ることが望ましいという考え方がある。この考え方の背景には、貿易相手国や国際自由貿易制度は国民生活にとって重要な食料の取引を任せるに値するという国際自由貿易制度に対する信頼感の存在がうかがえる。

EU の農産物貿易政策を含め各国の農産物貿易政策については、基本的にこの両者の考え方の間に存在するが（Clapp, 2017; Ewing-Chow and Slade, 2012）、国際関係全般についてのリアリズムとリベラリズムの考え方に符合し（大庭, 2004）、この変化の影響を受けつつ、両者の間で動いていると考えられる⁽⁶⁾。

次項においては、まずは、近年、国際関係全般についての考え方においてリベラリズムが弱体化している状況を見ておきたい。

（２）国際関係におけるリベラリズムの弱体化

国際関係においては、軍事安全保障分野については、対立が激しくゼロサムゲームであることが特徴的だが、貿易など経済分野においては、相手国が利得を拡大しても自国の利得が減るわけではないという前提でリベラリズムが成立する余地がより大きいと考えられてきた（山本, 2008 : 186 ; 藤原, 2023a）。そして、特に冷戦後は、米国の覇権を基礎とし欧米諸国が主導して、各国政治の民主化によるリベラルデモクラシーの世界的拡大や貿易自由化を通じた世界市場の統合が目指された。

しかしながら、近年、貿易制限措置が急増し⁽⁷⁾、権威主義国家の野放図な振る舞いが増え⁽⁸⁾、覇権国家としての米国も自由貿易体制から距離を置き始めるなど⁽⁹⁾、貿易もゼロサムゲームの空間として見られるようになって、今や世界は主権国家の権力闘争に回帰し、リベラリズムを過信する時代は終わったとも言われる（藤原, 2023b）。

（３）フレンドショアリング

貿易関係についての見方についても、前項で述べたようにリベラリズムからリアリズムの方向に動いているとの指摘が行われることが多いが、今のところ、大国が世界の食料及び鉱物資源を分割する（carve up）という時代に戻ったという証拠は少なく、いまだ戦前や冷戦時のような異なる政治体制がそれぞれ経済ブロックを形成して対立するといった状況にまでは至っていないとされる（Financial Times, 2023t）。また、世界経済がよろめき、各国政府が貿易障壁を打ち立てるたびに 1930 年代の破壊的な保護主義に戻っている

と警告されるが、実際には1930年代はもちろん、1930年代に比べはるかに経済的に悲惨ではなかった1970年代及び1980年代にも戻っていないとの指摘もある（Financial Times, 2023w）。

実際に貿易政策を執行する西側諸国においても、現在のように世界経済が相互に絡み合った状態においては、経済的にデカップリング（de-coupling）する対応は現実的ではないとの考えが強く、現実的にデリスキング（de-risking）する対応を行い、具体的には友好国との貿易関係を深めるフレンドショアリングという対応が目指されることが多くなってきた。

WTOは年次レポート（WTO, 2023）において、地政学的な緊張により、各国はサプライチェーンを、最も効率的な輸出国から同盟国に変えているとしている。

（4）EUの貿易政策に係る考え方の変化

EUの貿易政策についての見方についても、自由貿易にくみするものから、国際貿易の地政学的な戦略（geostrategic）としての観点に支配されるものになったとも評される（Financial Times, 2023s）。そして、地政学的な議論はより厳しく対立的なものになり、重要天然鉱物の確保といった課題に焦点を当てたゼロサムの世界貿易制度のアイデアが助長されるようになってきたと言われる（Financial Times, 2023q）。

EUは、昨年6月に欧州議会及び欧州理事会に提示された欧州委員会の欧州経済安全保障戦略において（European Commission, 2023c）、新型コロナパンデミック、ロシアのウクライナ侵攻、中国の敵対的な経済行動等により、数年前には存在しなかったEUの社会、経済及び企業リスクや脆弱性が露呈され、経済安全保障やデリスキング等のために包括的な戦略的アプローチが必要となったとしている。そして、実施すべき政策としては、①EUの競争力強化等のための産業政策、②EUの経済安全保障のリスクに備えての海外直接投資の審査強化、技術流出の防止、5G等インフラの保護等を挙げている。ただし、一方で、EUはその経済安全保障を自分たちだけで達成することができないとして③世界各国との協力を強化することも挙げている。

上記①や②のように、域内産業の競争力強化や中国やロシアといったライバルに対するより厳しい貿易防衛措置が打ち出されており、EUの貿易政策においても、国際貿易重視論（リベラリズム）から国内生産重視論（リアリズム）に近づく傾向が見られる（Financial Times, 2023k）。

一方で、EUは、③で世界各国との協力を強化することを挙げているように、EUの経済は開かれたルールに基づく貿易及び投資、国境を越えたつながり等によって繁栄するのであり、競争を促進し、原材料等へのアクセスを保障するため等のために貿易に頼る必要があるとしており、地政学的な変化への対応においては適切にバランスを取ることが非常に重要だと強調している。欧州委員会のドンブロウスキス貿易担当委員も、EUは数年前に比べてはるかに対立的な地政学的な情勢に直面しており、センシティブな技術や企業や財産の非友好国への流出を防ぐためにEU全体として対応する必要があるとしつつも、政策

の対象を絞り、バランスの取れたものにして、保護主義の言い訳にはならないとしている (Financial Times, 2024a)。

このように、EU においては、国際情勢の地政学的変化に対応して国内生産重視論（リアリズム）に傾きつつも、国際貿易重視論（リベラリズム）を尊重する考え方は根強く、両要請の間でバランスを取ろうとしている。ここで、バランスを取るための具体的な政策としては、EU は、主として中国を念頭においてサプライチェーンをデリスクキング（de-risking）するための政策を進める一方で、G7 といった友好国（like-minded partners）、そして共通の利害を有し EU と協力する意思のある国々との貿易関係の連携を強力に進めていくとしている (European Commission, 2023c)。

EU は、この友好国等との貿易関係の連携強化の具体的方策としては、WTO や G20 といった多国間での協力にも簡単に言及しているものの、二国間及び複数国間における協力を進めることに力点を置いており、米国等との貿易技術評議会（Trade and Technology Councils : TTC）や G7 とともに、既存の FTA を最大限に活用するとし、FTA を拡大していくとしている (European Commission, 2023c)。

次項では、友好国等との貿易関係の深化を図る上で EU が重視している FTA について、EU のこれまでの締結状況及び最近の交渉状況を見ていきたい。

（５）EU の FTA 交渉状況等

EU は、WTO に施行済みとして登録されている 361 本の FTA (2024 年 1 月 18 日現在) のうち 45 本の FTA の締結主体となっており、世界で最も多くの FTA の締結主体である。

元々 EU は、主として近隣諸国との間で連合協定 (Association Agreement) 等を締結し、通常の FTA 以上に経済関係を深化させるとともに、単に経済関係の深化だけではなく政治関係を深化させ、人間の尊厳、自由、民主主義、平等、法の支配、人権を尊重するという基本理念を進展させようとしてきたところである。ただし、2006 年にグローバル欧州戦略 (European Commission, 2006) を打ち出して以降は、EU は、FTA 締結相手国をアジア諸国等へ拡大し、経済関係の深化を主目的とした政治的意図が薄い FTA を締結するようになっていた。しかしながら、近年の世界情勢の地政学的な変化を踏まえ、貿易担当委員が地政学的なチャレンジに対応するため FTA を使って友好国との締結を加速化させるとするなど (Financial Times, 2022)、EU は FTA を再度政治関係の深化に用いるようになってきている。以下、本年度の動きを中心に友好国との FTA 交渉状況について見ていきたい。

欧州委員会委員長は、一般教書演説において、これまでチリ、ニュージーランド及びケニアと自由貿易協定を締結し終え、オーストラリア、メキシコ及びメルコスールとの FTA の完成を目指し、引き続いてすぐに、インド及びインドネシアとの FTA の完成を目指すとしている (European Commission, 2023d)。

これらの国々は、民主主義度合いが比較的高い国々であり、少なくともロシアや中国のような権威主義国家ではなく、EUとしても友好国として位置づけたいと考えている国である。以下、これら交渉中のFTAのうち、特に、EUにとって重要鉱物資源などの原材料確保の観点で重要な国とのFTAについて、その主要なものの交渉状況を見ていきたい⁽¹⁰⁾。

①インドネシアとのFTA

インドネシアとのFTA交渉は2016年に開始され、2023年末までに16回の交渉が行われてきた。

EUにとってインドネシアは33番目に大きな貿易相手国であって、機械や化学品の輸出先であり、インドネシアにとってEUは5番目に大きな貿易相手国であり、パーム油、鉱物燃料、銅、ゴムなど原材料の重要な輸出先である。また、インドネシアは、EUが環境政策を進める上で重要な電池材料として重要なニッケルの世界最大の生産国であり、EUとしては環境政策を進める上でもインドネシアとのFTAを締結してサプライチェーンを確実なものにしていきたいという意向がある。

現在、インドネシアとのFTA交渉においては、欧州森林破壊防止規則(EUDR: European Deforestation Regulation)が交渉妥結に向けての障害となっている。この制度は、牛、ココア、コーヒー、パームオイル、大豆、木材、ゴム製品について、持続可能な形で管理された土地から来たと証明されなければEU域内で販売することを禁止等するものであるが、この証明等のプロセスに係る負担増について、インドネシアは、これに容易に対応できる体制を備えている大企業や多国籍企業を優遇し、小さなパームオイル生産者に不公平であると批判して反対し(Financial Times, 2023f)、EUとのFTA交渉を一時的に停止している(Financial Times, 2023j)。

その後、インドネシアとEUは、規則の理解と実施を改善するよう相談するためのタスクフォースを立ち上げている(Delegation of the European Union to Indonesia and Brunei Darussalam, 2023)。

②オーストラリア及びニュージーランドとのFTA

EUにとって、ニュージーランドは歴史的及び文化的に結ばれており、保護主義への反対といった点において同じ方針を取っていると受け止められており、EUにとっては、オーストラリアも同じ位置づけにあると考えられる。また、オーストラリア及びニュージーランドも、EUと同様、昨今の地政学的な情勢を受けて、中国への依存を減らすために貿易の多角化を進めているところである(Financial Times, 2023h)。

それにもかかわらず、本年度におけるFTA交渉等の進捗状況はニュージーランドとオーストラリアで差が見られた。

オーストラリアとのFTA交渉は進展せず、今後、EUで6月に欧州議会選挙が行われ、またオーストラリアでも選挙が行われる予定であることから、当面は調印されない見込みとなった。貿易関係においては、EUにとってオーストラリアは18番目に大きな貿易相手

国であり、主として工業品の輸出先である（90%）。オーストラリアにとって EU は 3 番目に大きな貿易相手であって（2022 年）、ニュージーランドと異なり、オーストラリアからの工業品の輸出も多く（79%）、農産物の輸出は 2 割程度である。EU は、オーストラリアに対し「パルメザン」チーズ等の表示の規制、自動車輸入税の削減、リチウム等の鉱物資源の供給価格についての内国民待遇を求め、オーストラリアは、EU に対し牛肉、羊肉及びワインのアクセス改善を要求していたとされるが、オーストラリアはフランスの農業者及びイタリアのワイン製造者に対する過保護を批判している（Financial Times, 2023v）。

一方で、ニュージーランドとの FTA は、2023 年 7 月に調印され、さらに 11 月に欧州議会にて批准された。貿易関係においては、EU にとってニュージーランドは主として工業製品の輸出先であり（88%）、一方で、ニュージーランドにとって EU は 3 番目に大きな貿易相手国であって主として農産物が輸出されている（65%）（2022 年）。このように EU にとってセンシティブな農産物の輸出割合が高く、額的にもオーストラリアの半額程度あり決して少なくないにもかかわらず、オーストラリアと異なり、ニュージーランドとの FTA の締結及び批准がスムーズに進んでいる。

EU にとって、オーストラリアは、ニュージーランドと同様、歴史的及び文化的に結ばれており、地政学的な重要性はニュージーランドに勝るとも劣らず、また、地球環境と共存する方向への移行を進める上で必須のリチウム等の希少鉱物の供給元としてニュージーランド以上に重要であり、FTA を締結する必要性はニュージーランド以上に高かったはずである。にもかかわらず、ニュージーランドと異なり FTA 締結が進展しなかった理由には、オーストラリア、EU とも議会選挙を控え、オーストラリアがニュージーランドのように妥協せず農産品の輸出環境改善に最後までこだわり、また EU も妥協をしにくい状況であったことが大きいと考えられる⁽¹¹⁾。このように、EU とオセアニア諸国との間の FTA 交渉においては、農業派の利害が大きな影響を及ぼしていることがうかがえる。ただし、双方にとっての関係を深化させることの地政学的な戦略上の重要性及びインドネシアやメルコスールとの FTA と異なり環境政策上の課題がないことから、欧州議会選挙後には一挙に進展する可能性もあると考えられる。

③メルコスールとの FTA

メルコスールとの FTA は、2019 年に 20 年にわたる交渉の末に締結されたが、その後、アマゾンの森林破壊が進んでいる、あるいは当該 FTA に規定されている「貿易と持続可能な開発に関する章（TSD : Trade and Sustainable Development）」では今後の森林破壊を防げないといった懸念等が、EU の農業団体、環境団体のみならず自由貿易派とされる加盟国からも相次いで表明され⁽¹²⁾、批准手続が進んでいない。

貿易関係においては、EU にとってメルコスールは 11 番目に大きな貿易相手であり、主として化学工業の生産品や機械類等の輸出先である。メルコスールにとって EU は最大の貿易相手であり、鉱物性生産品が最大の輸出産品で、次いで植物性生産品や調製食料品、飲料等の輸出が多い（2022 年）。

EUにとってメルコスールとの関係を強化することは、地球環境と共存する方向への移行のために重要な天然鉱物資源を調達し中国からデリスキングするだけでなく、メルコスール諸国が中国に接近することを防ぐ意味でも重要である。しかしながら、EUが域内と同レベルの環境基準をメルコスールに要求したこと等が両地域間に緊張を生んでいるとされる（Financial Times, 2023g）。EUは2023年3月に、追加的に、森林破壊を減らすための拘束力ある措置について約束することをFTAのサイドレターという形で求め、メルコスール側が実質的に条約改正に相当するものであってサイドレターの対象にふさわしいものではないと反発している。結局、2023年中に合意には至らなかった（Financial Times, 2023b）。

なお、両地域間の環境基準の違いに関する対立については、メルコスール側からは、フランス等の国内農業を保護しようとする利害の隠れ蓑だと見なされている（Financial Times, 2023r; 2023z; 2023ai）。また、EU側においても、フランスのマクロン大統領がメルコスールとのFTAを、環境、フランスの農家及び工業にとって破壊的なものであるとして全面的に攻撃したことに対し、欧州委員会で貿易担当委員は、EU加盟国の多くがFTAを支持しており、フランスの懸念の多くはFTAにおいて措置済みであるとして批判している（Financial Times, 2023ak）。

以上、特に重要鉱物資源などの原材料確保の観点で重要な友好国とのFTAの交渉状況を見てきたが、欧州委員会の予定どおりには交渉や批准が進展していないものが見られる。交渉や批准を進展させる上での障害を見てみると、環境政策面において問題のないオーストラリアとの間のFTAについては、相手国の農産物生産における競争力が強く、EU側には、2024年6月の欧州議会選挙を控え、これらFTAの締結・批准を急ぐ必要性より、域内農業派に配慮する必要性が前面に出てきている。域内農業派の主張は、域内生産が維持されることを求めるものであり、域内市民に対して必要な食料の供給を保障するという食料安全保障の観点からは、国内生産重視論の方向に近い主張である。次項においては、EUの食料安全保障についての考え方の現状を見ておきたい。

また、インドネシア・マレーシアとのFTAやメルコスールとのFTAに関しては、EUの域外環境政策面での課題が大きな障害となっている。そこで、次々項においては、地球環境問題に係るEUの対外的な環境政策について、相手国等の批判及びEUの利害関係者の状況についてまとめて見ておきたい。

（6）EUの食料安全保障政策

今年度においては、EUの貿易政策全般に関しては、国際貿易重視論（リベラリズム）から国内生産重視論（リアリズム）の方向に近づく傾向が見られたことを第2節第2項において指摘したところである。また、FTA交渉においてだけでなく域内環境政策（次節で言及）に関連しても食料安全保障という言葉が使われる機会が欧州議会等において多くなっている。

しかしながら、食料の安定的供給のための食料安全保障政策については、国内生産重視論（リアリズム）と国際貿易重視論（リベラリズム）の間で大きな動きは見られなかった。

そもそも EU は、2010 年以來、食料の純輸出地域であり、EU は繰り返しこの純輸出地域であるという状態を強調してきている。なお、EU は、ロシアのウクライナ侵攻を受け、穀物が不足する可能性があるとして、域内の穀物生産を増大させるため、CAP の環境規則を緩和していたが、その後、穀物が余剰になってきたとして、2024 年はこの緩和を継続しないとしたところである（Euractiv, 2023）。欧州委員会の食料安全保障についての見解は、EU においては、多くの農産品について大方自給できており、食料の入手可能性は問題ではないというものである（European Commission, 2023b）。

なお、EU は、ロシアのウクライナ侵攻を受けて、EU における食料の入手可能性は危険な状態ではないとしつつも、グローバルな食料供給及び食料安全保障への潜在的な脅威に準備して対応するための措置を採り続けるとして、危機が生じた際リスクを評価するために専門家等で構成される European Food Security Crisis preparedness and response Mechanism (EFSCM) を設置し検討を行っている（European Commission, 2023a）。この EFSCM は、危機コミュニケーション及び供給源の多様化についての二つの提言を行っている。供給源の多様化についての提言（EFSCM, 2023）においては、域内生産に関し、大規模経営とともに中小農家の存在による多様化が持続可能でレジリエントな農業システムに有効であるとの認識を示しつつも、域内の貿易に関して、EU の単一市場が域内の異なる土壌や気候の地域（different pedo-climatic zones）からの多様な供給を可能にしているとして、単一市場を EU の食料安全保障の基礎（cornerstone）であるとしている。さらに、域外との貿易に関し、大豆ミール等の輸入依存にも言及しつつ、食料輸入が国内生産を追い出して新しい依存を生み出すことになると食料安全保障に逆の効果をもたらすとしつつも、貿易が食料システムのレジリエンス及び食料安全保障にとって重要な役割を果たすとして、貿易を制限する政策は気候変動や経済的な衝撃に対する脆弱性を増すことになり、貿易が円滑かつ予測可能な状態で行われることを保障することが、EU のレベル及びグローバルなレベルで危機の影響を緩和するのに決定的に重要だとしている。

なお、2023 年 9 月の一般教書演説においては、近年ほとんど言及されることのなかった農業及び農業政策への言及が見られ、食料自給の重要性についての言及もされているところである。しかしながら、あくまでも「欧州グリーンディール」の項目において「環境と調和した」食料安全保障として言及されており、また、具体的な政策としては、農業の将来について戦略的なダイアログを立ち上げるとされているだけである。他分野については、「経済、社会及び競争力」の項目において、共通欧州基金を設置したデジタル産業振興など、かなり具体的な政策を提示しているのとは対照的である⁽¹³⁾。

以上のように、EU の農産物貿易政策においては、そもそも食料の純輸出地域であるという事情もあると思われるが、国際貿易重視論（リベラリズム）の姿勢を強調することが目立ち、国内生産重視論（リアリズム）に移行する傾向は見られない。

（7）EUの域外環境政策

地球環境問題に対応するためのEUの対外的な環境政策としては、FTA締結相手国の環境政策のレベルアップのためFTAに環境条項を規定することのほか、国境炭素調整メカニズム（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）や欧州森林破壊防止規則（EUDR：European Deforestation Regulation）がある。

1）FTAを通じた環境保護政策

EUは、FTAを締結する際に、相手国に対して「貿易と持続可能な開発に関する章（TSD：Trade and Sustainable Development）」を設けることを求めてきたが、2022年6月に新たな方針を示す政策文書を発表し、EUによるFTA締結相手国のTSDの履行の監視を強化し、相手国がTSDに違反した場合には、当該相手国に対する貿易制裁の実施を新たに可能にしようとしている（European Commission, 2022a）。

ニュージーランドとのFTAについては、EUは、上記の新たな方針を反映した最初のFTAであると評価しており（European Commission, 2022b）、上記のとおり、調印の後、欧州議会の批准まで順調に進んでいる。

一方で、メルコスールとのFTAについては、アマゾンの森林破壊等についての懸念がEU側から表明され、批准手続きが進展していないことは前項③で述べたとおりである。

2）CBAMを通じた環境保護政策

CBAMは、当面はセメント、電力、肥料、鉄鋼、アルミニウム、化学品を対象として、EU域内の事業者が域外から輸入する際に、域内で製造した場合に炭素排出量取引制度（ETS：Emissions Trading Scheme）に基づいて課される炭素価格に対応した価格の支払いを義務付けるものであり、2023年10月より、罰則なしに報告義務を課するという暫定的な適用が開始された。

CBAMの対象には、現在のところ農業や農産品は含まれていないが、事業者に対する炭素排出量の報告が義務化されることから、欧州地域への販売が大半を占めるインドの鉄鋼メーカーは苦境に立たされているとされ、FTA交渉にも影響を及ぼすことが考えられる（日本経済新聞, 2023a）。

なお、UNCTAD事務局長は、2015年のパリ協定が、歴史的に温室効果ガスを多く排出してきた国は途上国より大きな負担をすることに合意しているにもかかわらず、CBAMは途上国に同じ炭素価格を払うことを前提にしており、不公平であると批判している（Financial Times, 2023am）。

3）EUDRを通じた環境保護政策

EUDRは、牛肉、ココア、コーヒー、パーム油、大豆、木材、ゴム製品について、EUの単一市場で販売する際等に、2020年12月31日以降の農業利用を通じて合法的及び違法な森林破壊や森林減少に加担していないということを証明することを求めるものであり、

本年度から執行される予定である。

EUDR については、インドネシアだけでなく、マレーシア、メルコスール諸国、アフリカ諸国からも、持続可能な形で管理された土地から来たと証明する際の負担が大きいと批判されている。

なお、UNCTAD 事務局長は、CBAM と同様、EUDR についても、途上国の人々が持続可能な収入を得ることができるように支援せずに輸入を禁止するのは罰として厳しすぎると批判している (Financial Times, 2023am)。

4) 小括

以上のように、EU の対外的な環境政策に関しては、相手国からの反発が強く、また国際機関からも批判がなされている。

しかしながら、EU 側においては、環境団体や農業団体、さらには EU 加盟国からの支持は強固である。EU の対外的な環境政策に関しては、環境団体等の環境派と農業団体等の農業派は同歩調を取っていることが大きな影響を与えているとされる。メルコスールとの FTA に関しては、環境 NGO と農家が、その批准をブロックすべく同盟を形成しているとも言われている (Financial Times, 2023o)。

またインドネシアとの FTA に関しては、インドネシアのパームオイルの生産者からは、EU の制度により、食料貿易会社は、森林破壊しない産物を欧州に輸出し、残りを他の地域に輸出するという 2 層制度を生み出し、欧州の消費者の価格を上げる一方で、森林破壊を減らす助けにならないだろうとの批判も行われている。しかしながら、EU の環境団体は、EUDR は 2015 年から準備されていたものだとして、食品産業は準備する時間があったとし、EU 及び食品企業は生産国の小規模農業者等と共に取り組むべきであるとして規制に賛成の立場である (Financial Times, 2023y)。

このように EU 域内の利害関係者等の意見が対立せず結束していることで、EU の域外環境政策面での要請が FTA 交渉の前面に出て、欧州委員会や多くの加盟国が友好国や利害を共有する国との FTA 締結・批准を進展させることを望んでいるにもかかわらず、締結・批准が進展していないことにつながっていると考えられる。

ところで、上記のとおり対外的な環境政策に関しては、環境団体等の環境派と農業団体等の農業派が同歩調をとって進展させようとしているが、EU の域内環境対策については、両者が厳しく対立している。次節の第 1 項では、EU の域内の環境対策をめぐる状況について見ていきたい。

3. 域内事情の側面 (①及び③)

(1) EU の域内環境対策の後退

農業分野における域内環境対策については、農業派と環境派はこれまでも厳しく対立してきたところであるが、今年度に入って、欧州グリーンディールや農場から食卓まで戦略

（F2F）の重要法案についての議論が佳境に入ると対立は更に激化している。2030年までにEUの農地を含む劣化した生態系の少なくとも20%を回復すること等を目標とする自然再生法案（Nature restoration law）や2030年までに農薬使用を半減すること等を目標とする農薬削減規則案（EU pesticide reduction rules）等の議論において両者間の妥協が成立していない（Financial Times, 2023ag; Financial Times, 2023aa）。

農業派が環境対策の強化に反対する主な理由としては、これら環境対策が、ウクライナ戦争後の世界情勢において、①EUの食料安全保障を危うくすること、②諸物価のインフレ等で増加している農家の負担が更に増えることが挙げられている⁽¹⁴⁾。

しかしながら、EUの食料安全保障政策については、域内環境政策についての議論が佳境に入った以降も、前節第6項で述べたとおり変更は見られず、少なくとも欧州委員会は環境政策の強化は食料安全保障に悪影響を与えるとは考えていないことがうかがえる。なお、環境派は、環境政策を後退させることは、食料安全保障の確保に対しても中長期的に有害であると訴え続けている。したがって、EUの域内環境政策の後退に実質的に影響を及ぼしている可能性があるのは②の要因であると考えられる。

次項においては、この②の要因について見ていきたい。

（2）農家の負担増懸念と欧州議会における政治事情

1）欧州における右派ポピュリズムの伸長

結論から先に述べると、欧州議会等において右派ポピュリズムが勢力を伸ばす中で、欧州議会における最大会派である中道右派の欧州人民党（European People's Party, 以下EPP）が、右派ポピュリズムに対抗するために環境政策に対する姿勢を変化させて環境政策反対派に移行しており、これが環境施策の後退に決定的に大きな影響を与えている。そして、この姿勢変更には、以下に述べるように前記②の要因が影響を及ぼしていると考えられる。

かつて周辺的だと考えられていた右派ポピュリズムが人気を得て欧州の主流になりつつあるとされる（Financial Times, 2023af）。最近の世論調査（Eurobarometer）では、右派ポピュリズムが2024年6月の欧州議会選挙で最大の勝者になるとされる。一方では、環境派は4分の1以上の議席を減らすことになるだろうとされる（Financial Times, 2023ah）。欧州委員会のボレル首席外交官は、欧州議会選挙を控え、欧州は、移民やウクライナ及び中東での戦争で生じた社会的分断により、恐怖に基づくサバイバルモードに入り、熱に浮かされたような偏狭に陥って、右派ポピュリズムを伸長させることになるだろうとして、2024年に備えて気構えをしっかりとるよう警告している（Financial Times, 2023al）。

EU加盟国の国内の状況を見ても、オランダでは右派ポピュリズム政党である自由党（Freedom party : PVV）が第一党となった。世論調査では、ドイツの右派ポピュリズム政党であるドイツのための選択肢（AfD）は経常的に20%を超えるようになり、フランス

の右派ポピュリズム政党である国民連合（Rassemblement National : RN）の元党首のルペンが 2027 年に大統領になりうることを示唆しているとされる。なお、ハンガリー、イタリア、スロバキアでは、既に右派ポピュリズム政党が政権を担い、スウェーデンでは右派ポピュリズム政党が議会で第 2 勢力となり連立政権を組んでいる（Financial Times, 2023ad）。ちなみに、ポルトガル、スペイン等を除き、左派への支持は減退しているとされる（Financial Times, 2023aj）。

右派ポピュリズムは、基本的に EU に対して敵意を抱いているとされ⁽¹⁵⁾、このまま右派ポピュリズムの伸長が続くと、欧州統合という平和プロジェクトや EU が最重要視する人権、民主主義、法の支配といった価値を毀損することになるとして警戒されている（Financial Times, 2023ad）。親 EU 派の EPP は、こういった事態になることを恐れ、次項で述べるように、環境規制についてはその後退を受け入れることになったと考えられる。

2）EPP の右派ポピュリズム対策と環境政策方針変更

EPP は、前回 2019 年の欧州議会選挙においては、欧州グリーンディールという野心的な計画を擁護して環境派のような選挙戦を行ったとされている（Financial Times, 2023m）。にもかかわらず、近年、欧州議会等において右派ポピュリズムが伸長していることを懸念し、EPP は、今年 6 月の欧州議会選挙を控えて、環境政策に対する姿勢を変化させた。

EPP 出身の欧州議会議長は、欧州委員会の気候変動及び工業に係る環境規制が増えることは、欧州議会選挙を控え選挙民がポピュリスト政党に向かうよう差し向けていることになるとの認識を示している（Financial Times, 2023p）。EPP 党首は、欧州の安定と安全保障のためには（環境対策より）雇用、防衛、移民対策が優先されるとしている（Financial Times, 2023m）。そして、EPP は、右派ポピュリズム政党が支持を伸ばすにつれ、この勢いをとどめるため、右派ポピュリズムの方向に引きずられて、移民等により厳しい姿勢を示すだけでなく、環境規制の一時的停止を求めるようになったとされる（Financial Times, 2023n）。結果として、議会の多数派が反環境派になった（Financial Times, 2023m）。このように姿勢を変えた EPP は、実際に、欧州議会において環境政策を遅らせたり薄めたりすることを支持したとされる（Financial Times, 2023ae）。農業分野においても、EPP は、欧州議会において、自然再生法案に反対している（Financial Times, 2023ag）。

ただし、EPP は、他産業に比べて農家の負担が著しく増加しているなど農業分野に特有の具体的な問題を懸念して環境政策の方針を変更したのではなく、農業分野における環境政策だけでなく他分野を含め環境政策全体について対応を変化させていることに注意する必要がある。

次項においては、EPP の方針を変更させることにより、結果として農業分野を含め EU の域内環境政策を後退させることになった欧州の右派ポピュリズム自体が訴える政策について、特に、農業派との関係や農業分野における考え方について見ておきたい。

（３）格差・地方・ポピュリズム

オランダの右派ポピュリズム政党である PVV は昨年 11 月に行われた総選挙において第一党になったが⁽¹⁶⁾、ウィルダース党首は政権協議に当たって農業派の政党である農民市民運動党 (Farmer-Citizen Movement: BBB) の支持を当てにしていると言われる (Financial Times, 2023ab)。この BBB は、窒素酸化物排出への規制に反対する農家による暴力的な抗議の先頭に立っており、昨年 3 月の地方選挙で、大きく票を伸ばし、当時の中道右派による連合政権に打撃を与えている (Financial Times, 2023a)。

しかしながら、BBB は、病院、学校、交通等が減少して取り残されたと感じる地方の不満を取り込んだ (feed off) ことで伸長したとされており (Financial Times, 2023a)、必ずしも農業派に特有の不満を取り込んだから伸長したというわけではなさそうである。ちなみに、BBB の支持率は、昨年前半は 20%を超えて一番目だったが、後半大きく低下して 7%になったとされる (Financial Times, 2023x)。そもそも、オランダにおける右派ポピュリズムの伸展自体は、先進国における暮らし向きの良い都市部の住人と増加する移民及び低下する公共サービスを心配する地方の選挙民の間の深い溝 (gulf) を示すものとされる (Financial Times, 2023ac)。したがって、地方選挙における BBB の伸展は、都市部に比較した地方の公共サービス全般に対する不満を受けたものであって、必ずしも農家・農業の保護や支援の充実という農業分野に直接かかわる主張が大きな支持を集めたというわけではなさそうである。

フランスにおいても、最近のフランス農家のデモに際して、右派ポピュリズム政党である国民連合 (Rassemblement National : RN) の党首は農家を支持するとしており (Financial Times, 2024b)、オランダと同様、右派ポピュリズム政党と農業分野との連携が見られるところである。

しかしながら、RN は、特に小都市及び地方における、貿易における保護主義、フランスへの工業再配置、国家のアイデンティティ及び生活水準の防御といった考えを持っているとされ、必ずしも農業分野の主張を前面に打ち出しているわけではない。また、RN は、より環境寄りの発言をするようになったとも言われ (Financial Times, 2023ac)、これは環境派と激しく対立している農業派の利害と必ずしも一致するものではない。

以上のオランダの事例やフランスの事例だけでなく、欧州全体において右派ポピュリズムが成功した重要な要因は、中道右派が緊縮財政によって、特に地方の公共サービスを空洞化したことであるとされる (Financial Times, 2024af)。右派ポピュリズムからは、BBB のような農業派政党であるとともに右派ポピュリズム政党である場合は別として、農業分野で必ずしも明確な主張が展開されているわけではない。したがって、右派ポピュリズムと農業派は、選挙運動上の共闘関係は見られるものの、これまでのところ両者間で、農業政策について詳細な検討が行われマニフェスト等が形成されたという形跡は見られない。

右派ポピュリズムを含むポピュリズムを「特権的エリートに対抗して一般大衆の利益、文化的特性及び自然な感情を強調する政治運動」(庄司, 2018) と捉えると、農業は他産業に比べ自然条件の制約を受けるなど異なる特徴を有しており、この特徴は、「一般大衆」に

は理解されにくいところがあると考えられる。また、EU の農家の数は減り続けており (European Union, 2018), EU 政策全体で見ると、特に西欧諸国においては、もはや農家や農業関係者の意見は少数者の意見と言えるだろう。したがって、右派ポピュリズムの主張と農業分野の主張は必ずしも一致しないと考えられる。

実際にポーランドにおいては、昨年 10 月の総選挙を受けて政権交代するまで右派ポピュリズムの法と正義 (PiS) が 2015 年から 2 期 8 年にわたって政権を担ってきたが⁽¹⁷⁾、昨年の総選挙では、農村部における農業従事者を主な支持基盤としている農民党 (PSL) は、PiS とではなく中道右派の市民プラットフォーム (Civic Platform) と共闘しており、その後連立政権にも参加している。

ポーランドにおいても、貧しく社会的に保守的な地域及び小都市の住民とよりコスモポリタンな都会の中流層とで深く分断されており、前者の懸念に対応することが求められていることは (Financial Times, 2023u), オランダやフランスと同様である。ポーランドにおいては、オランダやフランスと比較して雇用に占める農業の割合が高く (European Union, 2018), 農業派の声は右派ポピュリズムに傾斜せずとも反映されやすいという事情があるのかもしれないが、ポーランドの状況は、右派ポピュリズムの主張と農業派の主張は必ずしも一致するものではないと考えられる証左ではなかろうか。

以上、EU の域内環境政策の後退に大きな影響を与えることになった欧州における右派ポピュリズム自体が訴える政策について、農業派との関係や農業分野における考え方を中心にして見てきたが、オランダやフランスにおいては、選挙において共闘関係も見られるものの、農業政策における具体的な政策が詰められている形跡はなく、一方でポーランドにおいては、むしろ農業政党は右派ポピュリズム政権から政権が移行した中道政権と連携しており、右派ポピュリズム自体の主張は、必ずしも農業派の主張の追い風とならないのではなかろうか。

4. まとめ

本節においては、以上の検討結果を簡単にまとめるとともに、EU の農産物貿易政策等における今後の課題にも簡単に言及してみたい。

特にウクライナ戦争後、国際自由貿易制度が弱体化したと認識されるようになってきており、EU も、こういった状況に合わせて、貿易政策全般において国際貿易重視論 (リベラリズム) から国内生産重視論 (リアリズム) に近づく傾向も見られた。しかしながら、EU において国際貿易重視論 (リベラリズム) を尊重する考え方は根強く、特に友好国との FTA を通じて経済関係についても深化を図ろうとしている。

FTA の締結・批准の進捗状況を見てみると、域内農業への影響を懸念した農業派の反対により進捗が滞っている例も見られたが、EU の食料安全保障に対する考え方が国内生産重視論 (リアリズム) に近づくといった変化は見られなかった。一方で、EU の域外環境政策について相手国から反発を招くことにより進展が妨げられている例が見られたが、こ

れは、EUの農業派と環境派が同一步調をとってEUの域外環境政策を強固に主張していることが影響を与えていることが分かった。

このように域外環境政策については同調している農業派と環境派は、域内環境問題については厳しく対立しているところ、今年度は、域内環境政策が後退する事態も見られた。この事態は、欧州議会選挙等を控え、欧州議会の最大会派であるEPPが右派ポピュリズムの伸展を懸念して、反環境派に姿勢を変更したことが大きな影響を及ぼしていることが分かった。このように、EPPが農業政策に係る環境政策の姿勢を変更したのは、農業派と環境派が調整して妥協した結果ではなく、環境派からは、環境政策を後退させることは環境政策のみならず食料安全保障の確保に対しても中長期的に有害であると訴えられている。欧州議会選挙後に重い課題が残されていると考えられる。

なお、欧州において伸長している右派ポピュリズム自体の農業政策に関しては、加盟国内での選挙に際し農業派と連携する事例も見られるものの、農業派と右派ポピュリズムの間で農業政策について詳細に調整された形跡はこれまでのところ見られない。両者の主張は必ずしも同一視できないと考えられる。

ところで、昨年末にウクライナのEUへの加盟交渉を開始することが決定された。仮にウクライナ加盟が実現すると、ウクライナは農業大国であるばかりでなく、肥料原料の供給国でもあり、EUの食料安全保障を更に充実させることになる。しかしながら、ウクライナの加盟は必然的にCAP予算の再配分必要となることもあって、農業派からは懸念の声が聞こえている。この課題への対応も、今後EUの農業政策に重くのしかかってくると考えられる。紙幅が限られていることから、ウクライナ加盟に係る言及は、今後の機会に譲りたい。

注

- (1) なお、EUの共通農業政策がEUとEU加盟国の共管であるのに対し、EUの共通通商政策はEUの専管であることから、EUの裁量の範囲がより広いことになる。
- (2) 今日ではEUにおいて「多くの農業政策課題は、貿易、環境、公衆衛生、エネルギー及び財政の課題と結びついており、共通農業政策（CAP）は狭い分野的な性格（narrow sectoral character）を失ってきている」（Roederer-Rynning, 2015: 196）と言われる。
- (3) 検討に際しては、対象にすべき要因が広範にわたるので、経済的事情及び政治的事情並びに域内事情及び域外事情という検討軸を置き(2)、これらを組み合わせて、①経済的・域内事情の側面、②経済的・域外事情の側面、③政治的・域内事情の側面、④政治的・域外事情の側面という四つの側面のマトリックスにし、それぞれの側面で毎年度特に重要だと考える要因を取り上げている。「経済的事情の側面」では、主として農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として取り上げられることが多い要素を、「政治的事情の側面」ではEU統合や対米、対中政策といった地政学的変化など、農業経済的課題や農業分野に携わる組織の課題として一緒に取り上げられることが少なかった要素を取り上げている。なお、両側面は上記の観点から便宜的に区分しているものであって、必ずしも（農業）経済学における一般的な区分に従っているものではない。
- (4) ポピュリズムについては、これまでのところ明確な（決定的な）定義があるわけではないが、庄司（2018）では、「特権的エリートに対抗して一般大衆の利益、文化的特性及び自然な感情を強調する政治運動」とされる。そして、欧州においては、福祉国家と再分配の政策を柱とする左派のポピュリズムと、規制撤廃と減税などの政策を柱とする右派のポピュリズムが存在するとされる（庄司，2020）。
- (5) 本レポートにおいて、農業派とは、欧州の農家、農業団体、欧州議会農業委員会など、農業分野を代表して農業分野の利害を強く主張する者を指す。
- (6) EUの農産物貿易政策は、EUの共通通商政策の枠内で形成・施行されているところ、EUの共通通商政策は、第二次世界大戦以降、国際自由貿易制度を律してきた関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade : GATT）及びそれを引き継いだWTO協定（WTO設立協定及びその付属協定）（以下、GATT/WTO）の原則に則ったものである。このGATT/WTOにおける新しいルール形成や既存のルールの執行管理は、国際関係全般におけるリアリズムとリベラリズムの間における考え方の揺れ動きの影響を受けている。

- (7) 近年、農産物、重要鉱物資源を中心に輸出規制等の貿易制限措置が実施される事例が急増している (IMF, 2023: 77)。
- (8) 中国、ロシア、イランとこれらを支持する約 20 か国の権威主義国家は、リベラルな秩序を捨てて、より主権を共有しない、伝統的な国家のパワーや取引に基づく新しい規則及び制度を作りたいと考えているとされる (Financial Times, 2023d)。
- (9) 西側諸国の中心として戦後の国際 (貿易) 秩序を支えてきた覇権国家米国の政策及び考え方にも変化が見られるようになってきたとされる。過去 40 年のネオリベラルな経済政策について、グローバルには経済成長をもたらした多くの人を貧困から拾い上げたものの、米国内で不平等を引き起こし、多くのネガティブな外部経済効果を生じさせたとして、より国内の、特に労働者の経済利害に配慮するようになり、貿易政策についてもパラダイムシフトが生じ始めているとされる (Financial Times, 2023c; 2023i)。
- (10) 産業界のロビーグループの BusinessEurope は、戦略的自治は開かれた貿易制度なしにはありえないとしつつ、NZ、チリ、メキシコ及びメルコスールとの FTA を発効し、オーストラリア、インド及びインドネシアとの交渉を加速化するように求めている (Financial Times, 2023e)。
- (11) EU との FTA に対しては、ニュージーランドの農家団体から失望が表明されている (Reuters, 2022)。一方で、オーストラリアは、EU に対して農業分野で厳しい要求を行っていると言われる (Financial Times, 2023h)。
- (12) フランスが主導しているとされるが、オーストラリアや自由貿易を志向する傾向が強いオランダも反対しているとされる (Financial Times, 2023b)。
- (13) 農産物以外の分野で見ると、例えば、レアアース (希土類) やレアメタル (希少金属) に関しては、EU の主要機関は、自給率向上のための「重要原材料法案」で大筋合意し、2030 年までに戦略的な原材料の年間消費量の 10% を域内で採掘する目標を掲げたとされ (日本経済新聞, 2023b)、農産物と対照的である。
- (14) EPP は、自然再生法案に反対する理由として、EU の食料安全保障を危うくし、多くの農家を廃業に追いやるとしている (Financial Times, 2023l)。
- (15) ただし、以前のように EU からの離脱を求めるのではなく、EU を内部から変革しようとしていると言われる。
- (16) その国内での勝利が欧州の右派ポピュリズム全体にとっての恩恵となり (Financial Times, 2023ac)、またオランダだけでなく、欧州に激震を引き起こすだろうと言われている (Financial Times, 2023ad)。
- (17) PiS は司法への介入やメディアへの統制強化、性的少数者の排除、移民の排除など強権的な路線を進め、EU の主要国や欧州委員会との対立を深めていた。

[引用文献]

【外国語文献】

- Clapp, Jennifer (2017) Food self-sufficiency: Making sense of it, and when it makes sense, Food Policy 66: 88-96.
- Delegation of the European Union to Indonesia and Brunei Darussalam, Joint Press Release, The Kick-off Meeting of the Ad Hoc Joint Task Force Between Indonesia, Malaysia, and the European Union, 4 August 2023.
https://www.eeas.europa.eu/delegations/indonesia/kick-meeting-ad-hoc-joint-task-force-between-indonesia-malaysia-and-eu_en?s=168 (2024 年 2 月 23 日アクセス)。
- EFSCM (2023) Recommendation on ways to improve the diversity of sources of supply, among others between shorter and longer food supply chains, 7 July 2023.
- Euractiv (2023) Commissioner: EU plans not to exempt farmers from green measures for 2024, 1. 9. 2023.
- European Commission (2006) Global Europe: Competing in the World, A Contribution to the EU's Growth and Jobs Strategy, October 2006 COM (2006) 567 final.
- European Commission (2022a) The power of trade partnerships: together for green and just economic growth, 22. 6.2022 COM (2022) 409 final.
- European Commission (2022b) Press release. EU-New Zealand Trade Agreement: Unlocking sustainable economic growth, 30 June 2022.
- European Commission (2023a) Ensuring global food supply and food security.
https://agriculture.ec.europa.eu/common-agricultural-policy/agri-food-supply-chain/ensuring-global-food-supply-and-food-security_en. (2024 年 1 月 31 日アクセス)。
- European Commission (2023b) EU actions to enhance global food security.
https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/priorities-2019-2024/stronger-europe-world/eu-actions-enhance-global-food-security_en. (2024 年 1 月 31 日アクセス)。
- European Commission (2023c) Joint Communication to the European Parliament, the European

- Council and the Council on “European Economic Security Strategy”, 20. 6. 2023 JOIN (2023) 20 final.
- European Commission (2023d) State of the Union Address 2023 by President of the European Commission, Ursula von der Leyen.
- European Union (2018), Farm structures
- Ewing-Chow, Michael and Melanie Vilarasau Slade (2012) Introduction: Setting the stage: The problem with self-sufficiency and the need for collective food security for a global crisis, Ewing-Chow, Michael and Slade, Melanie Vilarasau (eds.), International Trade and Food Security, Edward Elgar Publishing Limited.
- Financial Times (2022) EU must act faster to agree more global deals, trade chief says, 24. 7. 2022.
- Financial Times (2023a) Farmer protest party triumphs in provincial Dutch elections, 17.3. 2023.
- Financial Times (2023b) EU trade deal with South America delayed by row over environmental rules, 5. 4. 2023.
- Financial Times (2023c) China, America and why not all growth is equal, 2. 5. 2023.
- Financial Times (2023d) The west must learn from its mistakes if it wants to shape the world order, 11. 5. 2023.
- Financial Times (2023e) Why the EU's plan to protect key industries spooks free traders, 25. 5. 2023.
- Financial Times (2023f) Indonesia and Malaysia freeze trade talks with EU over palm oil, 1. 6. 2023.
- Financial Times (2023g) How crises, inflation and borrowing blew a hole in the EU budget : Trade trouble, 6. 6. 2023.
- Financial Times (2023h) Australia talks tough on EU trade while extending 'olive branch' to China, 8. 6. 2023.
- Financial Times (2023i) America is telling a very different story about trade, 19. 6. 2023.
- Financial Times (2023j) How green trade regulations help the strong and punish the weak, 20. 6. 2023.
- Financial Times (2023k) Brussels urges EU member states to toughen measures against China, 22. 6. 2023.
- Financial Times (2023l) EU parliament faces crunch vote on nature protection rules, 13. 7. 2023.
- Financial Times (2023m) Europe's largest political party veers right ahead of 2024 election, 15.8. 2023.
- Financial Times (2023n) Why the battle for next year's European elections begins now, 30.8. 2023.
- Financial Times (2023o) An end to 'naivety' for EU trade rules, 5.9. 2023.
- Financial Times (2023p) Climate regulation is driving support for populism, says EU parliament chief, 8.9. 2023.
- Financial Times (2023q) EU fails big test on geopolitics of trade, 26. 9. 2023.
- Financial Times (2023r) South American leaders issue ultimatum on EU trade pact, 26.9. 2023.
- Financial Times (2023s) Europe should worry but not panic over China, 29. 9. 2023.
- Financial Times (2023t) How commodity markets are defying the new cold war, 13. 10. 2023.
- Financial Times (2023u) The path to liberal democracy reopens in Poland, 17.10. 2023.
- Financial Times (2023v) Australia and EU fail to reach free trade deal, 31. 10. 2023.
- Financial Times (2023w) Rolling with the Biden punch on managed trade, 3. 11. 2023.
- Financial Times (2023x) Pieter Omtzigt : the radical centrist who could become Dutch prime minister, 9.11. 2023.
- Financial Times (2023y) Food industry calls for more time to implement EU deforestation rules, 14.11. 2023.
- Financial Times (2023z) EU and Mercosur trade bloc ramp up talks in bid to close deal in coming weeks, 21.11. 2023.
- Financial Times (2023aa) EU parliament strikes down pesticide law, 23. 11. 2023.
- Financial Times (2023ab) Far-right Dutch victory puts European liberal democracy on defensive, 24.11. 2023.
- Financial Times (2023ac) Geert Wilders' win in Dutch election is a boon for Europe's far right, 24.11. 2023.
- Financial Times (2023ad) Geert Wilders' victory is a warning for Europe, 25.11. 2023.

- Financial Times (2023ae) Populists seek dividends from a climate change backlash, 26.11. 2023.
- Financial Times (2023af) The far right is moving into Europe's mainstream, 28.11. 2023.
- Financial Times (2023ag) EU faces conflict over rewilding plans, 1. 12. 2023.
- Financial Times (2023ah) Europe's far right surges in race for next year's EU elections, 7.12. 2023.
- Financial Times (2023ai) Lula criticises French 'protectionism' in dispute over EU-Mercosur trade deal, 8.12. 2023.
- Financial Times (2023aj) Support for Europe's left wanes as fresh faces in Italy and Greece struggle to turn the tide, 10.12. 2023.
- Financial Times (2023ak) Brussels to proceed with LatAm trade deal despite French objections, 11.12. 2023.
- Financial Times (2023al) Why Brussels fears 'survival mode' elections in 2024, 22.12. 2023.
- Financial Times (2023am) Rich world uses green policies to hold back the poor, says UN trade chief, 25.12. 2023.
- Financial Times (2024a) EU must prevent sensitive assets 'ending up in the wrong hands', warns Valdis Dombrovskis, 21. 1. 2024.
- Financial Times (2024b) French farmer protests pose early test for Macrons new government, 23. 1. 2024.
- IMF (2023) World Economic Outlook
- Reuters (2022) New Zealand dairy and meat farmers disappointed in EU trade deal, 1 July 2022.
- Roederer-Rynning, Christilla (2015) The Common Agricultural Policy: The Fortress Challenged, Helen Wallace, Mark A. Pollack, and Alasdair R. Young (eds.), Policy-Making in the European Union 7th Edition, Oxford University Press.
- WTO (2023) World Trade Report 2023.

【日本語文献】

- 大庭三枝 (2004) 「東アジアにおける食料安全保障協力の進展」『国際政治』135 : 24-42.
- 庄司克彦 (2018) 『欧州ポピュリズム』筑摩書房.
- 庄司克彦 (2020) 「欧州統合とポピュリズム—『リベラル EU』対『反リベラル・ポピュリズム』」『三田評論 ONLINE』2020 年 2 月 5 日.
- 日本経済新聞 (2023a) 「EU、輸入品に炭素関税 インド鉄鋼メーカー打撃」2023 年 10 月 11 日.
- 日本経済新聞 (2023b) 「EU、重要鉱物で「脱中国」」2023 年 11 月 15 日.
- 藤原帰一 (2023a) 「「夢遊病者たち」の描く予期せぬ戦争 米中経済安保、平和の危機」『朝日新聞』2023 年 2 月 15 日.
- 藤原帰一 (2023b) 「リベラルな秩序の終わり 合従連衡、競い合う勢力圏」『朝日新聞』2023 年 6 月 21 日.
- 山本吉宣 (2008) 『国際レジームとガバナンス』有斐閣.

第2章 EUの農業・食料部門における環境に係る持続可能性 向上に向けた立法動向

—農業生産，食料安全保障への関心の高まりの中で—

桑原田 智之

1. はじめに

EUにおいては、2024年6月に欧州議会選挙が予定されている。欧州委員会の構成も同選挙で選出された欧州議会議員により決定されることから、同議会選挙の動向には注目が集まっている。このようにして新たな欧州議会の選挙結果を踏まえて決定された欧州委員会の構成の下で、2024年秋にEUの新たな執行部が就任し、今後5年間のEUの政策の方向性を決定されることになる。

現在EU域内においては、ロシアによるウクライナ侵攻等により、現行体制が発足した2020年当時に比べて、農業生産，食料安全保障により重点が置いて議論される傾向があり、EUの食料システムを2030年までに持続可能なものにするという「Farm to Fork Strategy 戦略」（農場から食卓まで戦略）（以下「F2F 戦略」）及び「EU 生物多様性戦略2030」（2020年公表）、これら具現化するための法案にとって、必ずしも楽観視できない情勢と考えられている。

このような状況の下、本稿^①では、第2節において、環境に係る持続可能性向上に向けた主な立法措置について、（ア）現行の欧州委員会の体制下で法制化が可能か引き続き注視される法案、（イ）現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であるが、引き続き法制化に向けた検討が続く法案、（ウ）現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であり、現時点で法制化に向けた具体的な目途が立っていない法案に分類しつつ、法案に係る具体的内容や動向等について概観するとともに、第3節においては、EUの新体制下で政策推進が図られる2024年6月の欧州議会選挙後における持続可能性へのアプローチについて俯瞰することとする（第1表は、EU農業・食料部門の環境持続可能性向上に係る立法措置動向を整理したもの）。

一般にEUにおいては、立法化の作業が完了するまでに数か月を要することから、本年6月に実施される欧州議会選挙前における法制化に向けては、EUの共同立法機関である欧州議会とEU理事会は迅速な意思決定を行う必要がある。仮に法案の承認手続きが順調に進まない場合は、環境に係る持続可能性と食料生産を両立するという野心的な計画が立ち消えとなるおそれがある。

第1表 EU 農業・食料部門の環境持続可能性向上に係る立法措置動向

	主な内容	欧州委員会 提案年月	立法措置名
① 現行の欧州委員会の体制下で法制化が可能か引き続き注視される法案	畜産農場等からの汚染物質排出規制強化の取組	2022年4月	産業排出指令(Industrial Emissions Directive)改正案
	EUの生態系再生目標の設定	2022年6月	自然再生法(Nature Restoration Law)案
	地理的表示の保護対象の拡大、手続きの簡素化	2022年3月	ワイン・スピリッツ飲料・農産物に係るEU地理的表示規則(Regulation on EU Geographical Indications for Wine, Spirit drinks and Agricultural products)案
② 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であるが、引き続き法制化に向けた検討が続く法案	土壌健全性回復に向けたモニタリング枠組み設定等	2023年7月	土壌モニタリング・レジリエンス指令(Directive on Soil Monitoring and Resilience)案
	炭素除去認証枠組みの新設	2022年11月	炭素除去に係るEU認証規則(Regulation on an EU Certification for Carbon Removals)案
	新ゲノム技術の利用促進	2023年7月	特定の新ゲノム技術に係る規則(Regulation on Certain New Genomic Techniques)案
	動物福祉向上に向けた生きた動物の輸送時間の上限設定等	2023年12月	輸送その他の関連活動中における動物保護規則(Regulation on the Protection of Animals during Transport and related operations)案
	法的拘束力ある食品廃棄物目標の設定	2023年7月	廃棄物枠組み指令(Waste Framework Directive)改正案
③ 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であり、現時点で法制化に向けた具体的な目途が立っていない法案	持続可能な食料生産に向けた包括的ルールの新設	なし	なし
	法的拘束力ある農業削減目標に向けた立法措置	2022年6月	持続可能な植物保護製品使用規則(Regulation on the Sustainable Use of Plant Protection Products)案

資料：欧州委員会ウェブサイト、欧州議会ウェブサイトを基に筆者作成。

2. 環境に係る持続可能性向上に向けた立法措置

（1）EUの政策体系と特殊性

EUでは、域内の農業の環境持続可能性を向上させるため、様々なイニシアティブ・立法措置・予算措置が制定・適用されており、これらは、環境持続可能性向上の側面から、あるべき農業の方向性について指し示したものと考えることができる（桑原田, 2024）。

現行の共通農業政策（Common Agricultural Policy）（以下「CAP」）（2023年から27年まで）は、自然と農業の長期的な持続可能性を支援し、「F2F戦略」及び「EU生物多様性戦略2030」（2020年公表）における目標を実行に移すため、クロス・コンプライアンスにおけるより高い環境要件や、第一の柱におけるエコ・スキーム^②の導入を含む、新たな「グリーン・アーキテクチャ」が包含される政策体系となっている（OECD, 2023）。

農業部門に対して環境の観点から制定された立法措置をみると、例えば、大気汚染では国別排出上限指令（National Emission Ceilings Directive）、温室効果ガス排出では努力分担規則（Effort Sharing Regulation）や土地利用、土地利用変化及び林業（Land Use,

Land-Use Change and Forestry; LULUCF) 規則, 水質では水枠組み指令 (Water Framework Directive), 硝酸塩指令 (Nitrogen Directive) などが例として挙げられる。

これらの立法措置について, OECD (2023) によると, 立法措置が設定した目標の下での進捗状況はまちまちであり, 全般的には当初の目標を下回っているとされ, このように進展が遅れている理由の一つとして, 野心と行動の間の「実施ギャップ (implementation gap)」が挙げられている。この状況について OECD (2023) は, EU は, 2000 年代における東方拡大等に伴い, 多様な産業構造, 所得水準の加盟国により構成される状況となっており, このような EU の特殊状況を踏まえると, 加盟国の様々な状況を反映させるために設けられた柔軟性メカニズムについては, 農業者や加盟国が, より低コストで実施しやすいアプローチを選択することを可能とする一方で, 持続可能性の改善には限界を与え努力を弱めてきたと指摘している。このため, 桑原田 (2024) が論じるように, EU においては, 柔軟性と持続可能性の達成の間で適切な形での両立を確保することが重要と考えられる。

(2) 現行の欧州委員会の体制下で法制化が可能か引き続き注視される法案

以下では, このような特殊性を有する EU の農業・食料部門において, 環境に係る持続可能性の確保・向上を図る上で主要な法案のうち, 現行の欧州委員会の体制下で法制化が可能か引き続き注視される法案について個別具体的に内容・動向を確認することとする。

1) 畜産農場等からの汚染物質排出規制強化の取組

EU において 2010 年に制定された産業排出指令 (Industrial Emissions Directive) は, EU 全体で有害な産業排出物を削減することにより, 人間の健康と環境を高いレベルで保護することを目的とするものであり, 産業施設からの汚染物質排出を規制するための EU における主要な制度となっている。同指令の規制対象としては, 農業・食料分野に関しては, 特に畜産農場が主たる対象となっている。持続可能な食料システムの構築に向け, 農業・食料分野における環境に係る持続可能性向上が喫緊の課題となる中で, 欧州委員会は, 2022 年 4 月に産業排出指令の改正案を提案した。

畜産部門における同指令改正案の具体的内容は, 養豚に関しては, 2030 年以降, 汚染物質排出に係るルールを, 成豚約 1,100 頭, 母豚約 700 頭 (繁殖用の雌豚) に相当する 350 以上家畜単位 (Livestock unit; LSU) を飼養する養豚場に適用するというものである。なお, 改正前の指令においては, 汚染物質排出に係るルールは, 2000 頭以上の成豚と 750 頭以上の母豚を飼養する養豚場に適用されてきた。

養鶏に関しては, 食肉用の鶏を飼育している農場において 280LSU 又は 40,000 頭に適用されるという条件に変更はないが, 鶏卵を生産している農場では, 汚染物質排出に係るルールの適用条件が, 改正前の指令における 40,000 羽から 21,400 羽に引き下げられる。

豚と鶏の混合飼育農場の場合は, 汚染物質排出に係るルールの適用条件は, 380LSU となる。

最も深刻な違反の場合には、経営体は、EUにおける年間売上高の少なくとも3%に相当する罰則を受ける可能性がある。一方ルール違反の影響を受けた市民は、健康被害に対する補償を請求することが可能となる（Euractiv, 2024a）。

また、欧州委員会は、2026年12月までに産業排出指令が牛飼養農場にも適用されるべきかどうかを評価することになるとともに、同委員会は、EU域外から輸入される製品がEU域内で生産される製品と同様の環境基準を満たすことを保証する「相互主義条項（reciprocity clause）」の導入も検討すると報じられている（Euractiv, 2024a）。

同改正案は、2024年3月に欧州議会において承認された。今後、同改正案の施行に向けては、EU理事会の承認が必要であるが、将来的には相互主義条項の動向等を通じて我が国からの輸出等にも影響を及ぼす可能性のある立法措置であり、注視が必要である。

2) EUの生態系再生目標の設定

欧州の生息地の80%以上が、良好な状態にないという状況の中、欧州委員会は、EUの陸地及び海域全体で、ダメージを受けた自然の長期的な回復に貢献し、EUの気候変動及び生物多様性の目標を達成し、EUの国際公約、特に昆明・モントリオール生物多様性枠組を達成するため、2022年6月に「自然再生法（Nature Restoration Law）」案を提案した。欧州委員会によると、同法案は、1ユーロの投資につき少なくとも8ユーロの利益をもたらす、大きな経済的利益をもたらすとされている（European Parliament, 2024a）。

同法案においては、2030年までに状態の悪い生息地の30%、2040年までに60%、2050年までに90%を回復しなければならないという目標が盛り込まれている。また、同法案においては、農業生態系、森林生態系、海洋生態系、都市生態系、河川の連結性など項目ごとに具体的な目標が設定されており、農業生態系に関しては、草地の蝶や農地の鳥を増やし、耕作地の鉱物性土壌の有機炭素の蓄積量を増やし、多様性の高い景観特徴を持つ農地の割合を増やすとの目標が掲げられている（European Parliament, 2024a）。さらに、排水された泥炭地（drained peatlands）を回復することは、農業部門からの温室効果ガス排出を削減する最も費用対効果の高い方法の一つと考えられており^③、同法案の下で、EU諸国は、2030年までに排水された泥炭地の少なくとも30%、2040年までに40%、2050年までに50%を回復させなければならないこととされている（European Parliament, 2024a）。

このように環境に係る持続可能性確保を促進する規定とともに、同法案をめぐっては、環境に係る持続可能性と食料安全保障の両立の中で導入された仕組みが見られる。具体的には、同法案の下では、欧州議会の要請に応じて「緊急ブレーキ（emergency brakes）」を働かせることが規定されており、これは、EUにおける食料消費にとって十分な食料生産を行うのに必要な耕作地を著しく減少させるような場合には、「例外的」に、農業生態系に係る目標を一時的に停止することを可能とするとの内容のものである（European Parliament, 2024a）。

加盟国は同法施行後2年以内に、目標をどのようにして達成するかを示した国別再生計

画 (national restoration plans) を策定することが求められている。

同法案は、2024 年 2 月に欧州議会で承認された。今後の手続きとして EU 理事会での承認が必要となるが、強硬な反対国も存在しており、その動向が注視されている。

3) 地理的表示の保護対象の拡大、手続きの簡素化

2022 年 3 月、欧州委員会は、「ワイン・スピリッツ飲料・農産物に係る EU 地理的表示規則 (Regulation on EU Geographical Indications for Wine, Spirit drinks and Agricultural products)」案を提案した。

同規則案の主たる内容としては、第一に、短縮・簡素化された登録手続きの導入が挙げられる。具体的には、従前は、ワイン、蒸留酒、食品に関する GI の保護には、それぞれ異なる手続きと規則が存在していたところであるが、これらが一つの規則に統合され、登録にかかる時間も短縮されるというものである。

第二に、オンラインにおける GI の保護強化が挙げられる。具体的には、同規則案においては、ドメイン名に許可なく GI の名称を使用することを禁止することが盛り込まれている。また、詐欺のリスクを軽減するために、加盟国は、オンラインプラットフォームを通じて販売される製品の適切な表示を確保するための規則を制定し、自国の領域内で GI を侵害するコンテンツをブロックする権限を与える予定である。

第三に、持続可能な慣行の認定が挙げられる。具体的には、生産者グループは、GI の名称利用のために、特定のいかなる持続可能な慣行が求められるかについて決定した上で、その内容を GI の製品明細書 (product specifications) に含むこととなる。生産者へのインセンティブ付与策として、持続可能性な慣行リスト (ただし、必ずしも網羅的なものでなく、同リスト以外の慣行も対象となり得る) も公表される。持続可能性とは、環境、経済、社会的要因 (動物福祉を含む) である (Borucka and Popple, 2023)。

同規則案は、2024 年 2 月、欧州議会において承認されたが、現時点において、もう一つの EU の共同立法機関である EU 理事会における審議・採択に係る具体的な動きは確認されていない。

(2) 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であるが、引き続き法制化に向けた検討が続く法案

続いて、EU の農業・食料部門において、環境に係る持続可能性の確保・向上を図る上で主要な法案のうち、現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であるが、引き続き法制化に向けた検討が続く法案について個別具体的に内容・動向を確認することとする。

1) 土壌健全性回復に向けたモニタリング枠組み設定等

EU においては、域内土壌の 60%以上が不健全であり、科学的根拠に基づくと、その状況は悪化を続けている。土壌の劣化と汚染は、気候変動と生物多様性の危機の主要な要因の一つであり、土壌の劣化は、土壌が提供する必要不可欠なサービスの喪失により、推定で

年間 500 億ユーロ以上の損失をもたらしている（European Commission, 2023a）。

劣化した土壌は、食料や飼料の生産、栄養循環、炭素隔離、害虫駆除、水質調整などの生態系サービスの提供を低下させる。こうした現象は、全ての農家に対して負の影響を及ぼすものであり、自然災害や干ばつの予防、気候変動や生物多様性に係る EU のコミットメントの達成等のためにも、この土壌劣化に係る傾向を反転させることが求められている。しかし、従前、土壌に関しては、EU レベルにおいて、水、海洋環境、大気保護で設定されているような土壌に特化した法的枠組みが存しない状況であった。

このような状況を受け、欧州議会は、欧州委員会に対して、土壌の保護と持続可能な利用のための EU レベルの法的枠組みを構築するよう求めてきた。これを受けて、2021 年 11 月に欧州委員会が、EU 生物多様性戦略の一環として発表した「新たな EU 土壌戦略 2030（EU soil strategy for 2030）」（EU 土壌戦略）においては、2050 年までに EU の全ての土壌生態系を良好な状態にすることの目標を提示し、この目標を達成するために、欧州委員会が 2023 年に立法案を提出することを示した。

このような経緯を踏まえて、2023 年 7 月、欧州委員会は「土壌モニタリングと回復力に関する指令（Directive on Soil Monitoring and Resilience）」案を公表した。EU 土壌戦略に沿って、指令案の長期目標は、2050 年までに EU 全域の土壌を健全な状態にすることとされており、この長期目標を達成するため、指令案においては、（ア）土壌の健全性に係る定義の統一、（イ）包括的かつ首尾一貫したモニタリングの枠組みの設定、（ウ）持続可能な土地管理と汚染地の修復に関するルールなどが規定されている。土壌を管理し、指令案の要件を満たすため、加盟国は自国全域に土壌地区を設置する必要がある（European Parliament, 2024b）。

具体的には例えば、EU 加盟国は、欧州委員会の支援を受けつつ、自国内の全ての土壌の健全性をモニタリング・評価を行い、当局や土地所有者が適切な対策を講じることが可能な状況とすることになる。モニタリング等で収集されたデータは、土壌を管理するための、作物の多様化、精密農業、デジタル技術を活用した土壌管理ツールなどの方策の導入に活用されることになる。European Commission（2023a）は、これにより、農業者やその他の土地所有者は、最も適切な土壌に係る処理方法を導入することが可能となり、水や養分の消費を最小限に抑えながら、土壌の肥沃度と収量を維持・向上させることが可能になるとしている。

同指令案をめぐっては、2024 年 3 月に欧州議会の環境・公衆衛生・食品安全委員会において立法報告書（legislative report）が採択され、同報告書は、同年 4 月の本会議における採択を待っているところである（European Parliament, 2024b）。この後に欧州委員会による同報告書への対応が求められることから、一般には、同指令案について、2024 年 6 月の欧州議会選挙前に法制化されることは困難でないかと考えられる。

2）炭素除去認証枠組みの新設

2050 年までに気候中立を実現するという欧州グリーンディールの目標に寄与するため

には、温室効果ガスの大幅な削減に加え、削減が困難な経済セクターによる排出を補うための炭素除去が必要である (European Commission, 2024a)。その意味で、カーボン・フarming (注：大気中の CO₂ を土壌に取り込んで、農地の土壌の質を向上させ温室効果ガスの排出削減を目指す農法) の促進が、EU が気候中立を目指す上での重要な課題の一つとなっていると言える。

このような状況の中、2022 年 11 月に欧州委員会は、二酸化炭素の回収・貯留について独立した形で検証・認証されるようするための新たなルールを含む「炭素除去に係る EU 認証規則 (Regulation on an EU Certification for Carbon Removals)」(CRCF 規則)案を提案した。

同規則案が施行されることで、農業者により貯留された二酸化炭素を、カーボン・クレジットとして取引し、自社の排出量と相殺したいと考える事業者に販売することが容易となるとともに、農業者は、農業生産収入に加えて、環境に係る持続可能性への貢献の報酬として追加的な収入を得ることが可能となると考えられる。そして、これらは、持続可能なカーボン・フarmingが促進されるインセンティブとなると考えられる。

同規則案をめぐっては、政治的合意が、EU 理事会において 2024 年 3 月 8 日に承認、欧州議会においては、環境委員会によって同年 3 月 11 日に承認され、本会議において同年 4 月に採決される予定である。同規則案に係る最終的な法文は、欧州議会及び EU 理事会において採択され、EU 官報に掲載され発効することとなるが、このプロセスは 2024 年末までに完了する予定とされている。また、欧州委員会は、同規則案の発効から 1 年以内に最初の認証方法を採用する意向である (European Commission, 2024b)。

3) 新ゲノム技術の利用促進

EU におけるゲノム編集技術に係る規制をめぐっては、現行法令として、遺伝子組換え作物指令 (2001/18/EC) が存するところであるが、2023 年 7 月に欧州委員会は、先進的な科学的手法であり従来の育種方法よりも正確かつ迅速に植物の遺伝子を改変できるいくつかの新ゲノム技術 (New Genomic Techniques; NGT) に対して EU の要件を緩和することを主な内容とする「特定の新ゲノム技術に係る規則 (Regulation on Certain New Genomic Techniques)」案を提案した。

具体的には、同規則案は、NGT を「NGT1」と「NGT2」という二つの異なるカテゴリーに分けた上で、NGT1 については、遺伝子組換え体 (Genetically Modified Organisms; GMO) に対する従前の厳しい EU 市場要件から除外することで、使用を容易にするものである。一方、同規則案において NGT2 については、GMO に対する厳格なリスク評価と表示義務の対象とされている。

同規則案に関して、欧州委員会は、同規則案で示された内容は、F2F で示された化学農薬や肥料の使用低減目標の実現に主要な役割を果たすものであり、持続可能な食料生産に貢献するとして、NGT が果たし得る役割を強調した。また、欧州議会の議員の多くからは、NGT は極端気象や植物害虫に対して植物をよりレジリエントにするものであり、持続可

能性に係るブレークスルーになるものであるとして、肯定的な反応が示されてきたとされている（Euractiv, 2024b）。

しかし、欧州議会と並び EU におけるもう一つの立法機関である EU 理事会では同規則案をめぐる合意形成が難航し、その結果、本年 3 月 26 日開催の EU 農業・漁業理事会の際に、欧州議会選挙前の同規則案の承認を断念することが表明された。

同規則案に対する反対の理由としては、報道によると、NGT1 と NGT2 の二つのカテゴリーに分ける際の基準に関して議論があること、遺伝子編集された食品の特許が民間部門によって独占され農業者によるアクセスが制限されることへの懸念が持たれていること、NGT1 の農産物に係る表示のルールが弱いとされていることが主たる理由として挙げられているとされている（Euractiv, 2024b）。

同規則案の推進派であるオランダの農業大臣からは、EU 域外においては（NGT に関して）既に厳格な要件を緩和したルールを適用済み、又は適用に係る手続きが進行中である国があり、EU が先導的な地位を失うリスクが存するとの指摘もみられる。同規則案については、欧州議会選挙後の承認に向け、同選挙前においても引き続き協議が継続される見込みと報じられており（Euractiv, 2024b）、動向に注視が必要である。

4）動物福祉向上に向けた生きた動物の輸送時間の上限設定等

動物福祉に係る立法措置の見直しに関して、欧州委員会は、F2F 戦略において、2023 年末までに、動物福祉法制を最新の科学的根拠に整合したものに見直す方針を示した。この動物福祉法制に係る見直し対象の中には、輸送中における動物保護規則が含まれる。

動物福祉法制に係る見直しの実際の進捗状況をみると、農業者や消費者の負担が増大することを懸念して、従前計画していた規制の全面的な見直しの方針から後退しており、動物福祉に係る EU の立法措置に関して、唯一見直しの進行が確認可能な措置は、2023 年 12 月に欧州委員会が提案した「輸送その他の関連活動中における動物保護規則（Regulation on the Protection of Animals during Transport and related operations）」改正案である。

同改正案においては、生きた動物の最大輸送時間についてより厳しい制限を課すことが提案されており、具体的には、より良い動物福祉のために厳格な温度・空間に係る要件を課すとともに、と畜場への輸送に関して、馬・牛・羊・山羊・豚に関しては最大 9 時間、家禽類に関しては最大 12 時間に制限するよう提案されている。

EU における農業団体からは、同改正案について、と畜場へ動物を輸送することが困難になるなど農業者の負担が増加して、畜産活動自体の終了に追い込まれる農業者が発生する旨の批判的な論調も見受けられる。

同改正案に関して、現時点では、欧州議会・EU 理事会いずれにおいても審議・採択に係る具体的な動きは確認されない。このため、時間的制約から、欧州議会選挙前の同改正案の法制化については厳しいと考えられる。

5) 法的拘束力ある食品廃棄物目標の設定

EU において毎年 6 千万トンもの食品廃棄物が生み出される状況の中、欧州委員会は、2023 年 7 月に、EU による国連開発目標 12.3 (2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の 1 人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる) 実現に向けた取組を進展させることを目的として (European Parliament, 2023)、2030 年末までに EU 加盟国により達成されるべき法的拘束力ある食品廃棄物削減目標を、「廃棄物枠組み指令 (Waste Framework Directive)」の改正案の一部として提案した。

具体的には、同改正案に基づくと、EU 加盟国は、2030 年までに、(ア) 食品加工・食品製造において 10%の食品廃棄物削減、(イ) 小売と消費 (レストラン、外食、家庭) の合計で、1 人当たり 30%の食品廃棄物削減を達成するために必要な対策を取ることを求められる (European Commission, 2023b)。

欧州委員会による改正提案に対して、2024 年 3 月欧州議会は、第一読会 (first reading) において、修正のポジションを採択した。欧州議会において、修正のポジションとして示された内容は、(ア) 食品加工・食品製造において 20%の食品廃棄物削減 (欧州委員会が提案した 10%でなく)、(イ) 小売と消費 (レストラン、外食、家庭) の合計で、1 人当たり 40%の食品廃棄物削減を達成するために必要な対策を取る (欧州委員会が提案した 30%でなく)、(ウ) 欧州委員会に対して、2035 年に向けてより高い目標 (食品加工・食品製造に関しては 30%の食品廃棄物削減目標、小売と消費に関しては 50%の食品廃棄物削減目標) を導入すべきか否か評価し、導入する場合には立法案を提示するよう要求するものであった (European Parliament, 2024c)。

ロシアによるウクライナ侵攻等を受けた状況の下、環境持続可能性に係る立法措置をめぐっては、農業生産との関係では、欧州議会・EU 理事会における検討等で難航する局面が多く見られるが、食品加工・製造、小売・消費においては、欧州議会の方が欧州委員会よりも積極的なスタンスを打ち出しており、特徴的な動向であると言える。

同改正案をめぐっては、2024 年 6 月に実施される欧州議会選挙後の新議会においてフォローアップされる予定 (European Parliament, 2024c) であり、動向に留意する必要があると考えられる。

(3) 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であり、現時点で法制化に向けた具体的な目途が立っていない法案

続いて、EU の農業・食料部門において、環境に係る持続可能性の確保・向上を図る上で主要な法案のうち、現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であり、現時点で法制化に向けた具体的な目途が立っていない法案について個別具体的に内容・動向を確認することとする。

1) 持続可能な食料生産に向けた包括的ルールの制定

F2F 戦略のアクション・プランにおいては、EU におけるより環境に親和的な食料生産に向けた取組に係る政策の一貫性を確保するため、2023 年末までに、欧州委員会により、包括的な規則として、持続可能な食料システム法 (Framework Legislation on Sustainable Food Systems; FSFS) 案が提案されることが予定されていた。

FSFS の目標は、持続可能な食料システムへの移行を加速し、容易にすることである。また、EU レベル及び国レベルでの政策の一貫性を促進し、全ての食料関連政策において持続可能性を主流化し、食料システムの強靱性を強化することを中核的な目的としていた。具体的に、FSFS に包含されることが予定されていた主な要素としては、(ア) フードシステム、持続可能なフードシステム、食料環境 (food environment)、フードシステムアクター、持続可能な食生活などに関する共通の定義、(イ) 将来における全ての EU 法及び国内法において、食料システムの持続可能性に関して追求されるべき一般目標、(ウ) 政策立案者を対象とした一般原則（将来及び既存の法制は、これらの一般原則に整合・適応するよう設計・運用される）などである (European Commission, 2022)。

しかし、欧州委員会は、2023 年 10 月に公表した 2024 年の作業計画 (working programme) においては、同委員会による FSFS の提案が含まれていない。FSFS は、食料システムに関して、基本となる共通定義や、法令横断的に重視されるべき一般原則等を定めるものであり、F2F 戦略においても明記されている重要な要素であり、引き続き注視が必要であろう。

2) 法的拘束力ある農薬削減目標に向けた立法措置

(i) 農薬使用に係る現行の立法措置

農薬の使用・販売については、1991 年以来 EU レベルで規制されており (OECD, 2023)、2009 年には、農薬の持続可能な利用に関する EU テーマ別戦略 (2006 年開始) に代わって、持続可能な農薬使用指令 (Sustainable Use of Pesticides Directive; SUD) が施行されている。同指令の目的は、農薬使用による人の健康や環境へのリスクと影響を低減し、総合的病害虫・雑草管理 (Integrated Pest Management; IPM) や、農薬の代替となる化学物質以外のアプローチや技術使用を促進することで、農薬の持続可能な使用を達成することである (桑原田, 2024)。

この SUD に基づき、加盟国は、農薬の持続可能な使用をどのように達成するかを定めた国家行動計画 (National Action Plan; NAP) の策定が義務付けられており、同計画には、農薬使用による環境へのリスクと影響を軽減するための定量的な目標・対策・スケジュールを含むこととされている (桑原田, 2024)。しかし、NAP に基づく農薬の持続可能な利用の促進については、不十分な目標設定^④や (加盟国当局による) モニタリングの不十分さ^⑤がその効果を低下させている (OECD, 2023) との指摘がみられる。

(ii) 農薬に係る F2F 目標達成に向けた新たな立法措置

このような状況の中、F2F 戦略においては、2030 年までに化学農薬の使用・リスクの 50%減少、より危険性の高い農薬の使用について 50%減少との目標が掲げられ、欧州委員会はこれらを実現するために、2022 年 6 月に持続可能な植物保護製品使用規則 (Regulation on the Sustainable Use of Plant Protection Products; SUR)案を提案した。

同規則案においては、(ア) 化学農薬の使用・リスクの 50%減少、より危険性の高い農薬の使用について 50%減少との目標について、EU レベルで法的拘束力ある目標として設定、(イ) 全ての農業者、その他の職業として農薬を使用する者について IPM の実施を確保、(ウ) 影響を受けやすい区域 (sensitive areas) における全ての農薬の使用禁止等の内容が盛り込まれた。

同規則案をめぐっては、農業生産への影響を懸念する農業団体等の懸念が示されるといった状況の中で交渉が行われてきた。しかしながら、2023 年 11 月に欧州議会本会議で否決され、EU 理事会における検討も進展がみられない状況となり、このような情勢を踏まえて、2024 年 2 月 6 日、欧州委員会のフォン・デア・ライエン委員長は同規則案に係る提案を撤回する旨を公表した。同委員長は、「前進するためには、より多くの対話と異なるアプローチが必要」としており、報道によると、これは農業関係者との「EU 農業の将来に関する戦略的対話 (Strategic Dialogue on the future of EU agriculture)」の開始を受けて、欧州委員会がより多くの意見を取り入れた新提案を作成する可能性を示唆しているとの見方も示されている (Euractiv, 2024c)。

3. 2024 年以降における持続可能性へのアプローチ

EU の農業・食料分野における持続可能性に係る立法措置の動向をみると、F2F 戦略の重要な要素として、持続可能な食料生産に向けた包括的なルールを定める FSFS 法案や法的拘束力ある農薬削減目標を担保して農薬に係る F2F 目標実現を希求する SUR 案が欧州委員会により撤回されたことや、立法化が実現するとしても、産業排出指令改正案のように新たな排出要件の適用対象からの畜牛農家除外や、自然再生法案のように食料生産に必要な耕作地確保に影響を及ぼすような例外的事象発生時における緊急ブレーキメカニズムの導入にみられるように、EU における取組は、当初 F2F 戦略で示された持続可能性に係る野心から後退し、食料安全保障により重点を置いた動向になっていると考えられる。この後退は、ロシアによるウクライナ侵略による深刻な影響を踏まえたものであると同時に、農業・食料部門への追加的な環境規制の導入に反対する農業団体等の反対に影響を受けたものであると考えられる。

2024 年 6 月に予定されている欧州議会選挙において、農業・食料部門への環境規制の導入に対して懐疑的な議員がより多く欧州議会において議席を獲得する場合は、EU における環境・規制に係る規制の導入、農業・食品部門への持続可能性に係る取組の確保が一層後退するおそれがある。そして、この場合、欧州委員会の構成は欧州議会選挙で選出さ

れた同議会議員により決定されることから、欧州委員会の新たな執行部の任期となる 2024 年から 2029 年については、持続可能性へのアプローチがより野心の低いものとなり、農業生産、食料安全保障により大きな焦点が当てられることになる可能性がある。

4. おわりに

EU においては、域内の農業に係る環境持続可能性を向上させるため、様々なイニシアティブ・規制・予算措置が制定・適用されている中で、本稿においては、動向が注視される農業部門の環境持続可能性向上に係る立法措置について、(ア) 現行の欧州委員会の体制下で法制化が可能か引き続き注視される法案、(イ) 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であるが、引き続き法制化に向けた検討が続く法案、(ウ) 現行の欧州委員会の体制下で実現が困難であり、現時点で法制化に向けた具体的な目途が立っていない法案に分類しつつ、法案に係る具体的内容や動向等について概観してきた。この中で明らかとなったように、EU においては、F2F 戦略や EU 生物多様性戦略 2030 等で示された中長期的な展望・目標を実現するモメンタムは失われていない一方で、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景として、EU においてもより農業生産、食料安全保障に重点を置いた政策論議も見受けられるとの実情となっている。

このような中で、今後、EU における環境に係る持続可能性向上に係る取組が農業生産、食料安全保障確保との関係でいかなる位置づけとなり、モメンタムの変化があり得るのか、我が国としても注視が必要と考えられる。

- 注(1) 本稿の記載内容は、本稿の最終執筆時点である 2024 年 4 月 18 日において収集可能な情報に基づくものである。
- (2) 自然や気候に優しい方法で土地を管理する農家に金銭上の報酬を与えるもので、CAP 規則では、各加盟国が策定する CAP 戦略計画において同スキームが、気候（緩和と適応）、環境、動物福祉、抗微生物抵抗性のうち少なくとも二つの行動分野をカバーすることを義務付けている(OECD, 2023)。環境として、具体的には、水質の保護又は改善、水資源への圧力の軽減、土壌劣化の防止、土壌の回復、土壌肥沃度の改善と栄養管理、生物多様性の保護、生息地又は種の保全・回復、農薬の使用削減又は持続可能な使用。
- (3) 泥炭は通常は水に浸かっており分解しないが、排水を通して泥炭の乾燥・分解が始まり二酸化炭素が放出される。
- (4) 目標設定に関しては、European Commission(2017)は、正確で測定可能な目標が不足していると指摘している。具体的には、農薬リスク削減目標を全体的に定量化して設定している NAP は 4 か国（デンマーク、フランス、ドイツ、ルクセンブルク）のみであり、更にこれを環境リスクの指標と結びつけているのは 2 か国（デンマーク、ドイツ）のみとなっている。こうした正確で測定可能な目標不足との課題の存在にもかかわらず、Helepciuc and Todor(2022)では、現行の SUD の下では、測定方法の提起や、目標の導入に向けた時間軸を示すことができていない旨が指摘されている。
- (5) 当局によるモニタリングに関しては、Remáč et al. (2018)は、農薬が環境や人の健康に及ぼす影響のモニタリングが限られており、NAP の影響を評価することが困難であると指摘している。現行の規制体系の下では、農業者は農薬の使用記録を保管するよう義務付けられているが、政府が農薬利用者からこれらの記録を収集する法的義務は存しない。

〔引用文献〕

- Borucka, M. and Popple, L. (2023) Changes to the EU regulations on geographical indications for wines, spirit drinks and agricultural products.
<https://www.taylorwessing.com/en/insights-and-events/insights/2023/12/bu-changes-to-the-eu-regulations-on-wines-spirit-drinks-and-agricultural-products>

- Euractiv (2024a) EU to adopt new livestock farming emissions rules after Parliament backs compromise.
<https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/eu-to-adopt-new-livestock-farming-emissions-rules-after-parliament-backs-compromise/>
- Euractiv (2024b) EU unable to approve new gene-editing plans in current mandate.
<https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/eu-unable-to-approve-new-gene-editing-plans-in-current-mandate/>
- Euractiv (2024c) EU Commission chief to withdraw the contested pesticide regulation.
<https://www.euractiv.com/section/agriculture-food/news/von-der-leyen-to-withdraw-the-contested-pesticide-regulation/>
- European Commission (2017) “On Member State National Action Plans and on progress in the implementation of Directive 2009/128/EC on the sustainable use of pesticides”, COM (2017) 587 final, European Commission.
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52017DC0587>
- European Commission (2022) Legislative framework for a Union sustainable food system.
https://food.ec.europa.eu/system/files/2022-06/gfl_expg_20220520_pres_fsfs.pdf
- European Commission (2023a) Questions and Answers on a Directive on Soil Monitoring and Resilience.
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_23_3637
- European Commission (2023b) Food waste reduction targets.
https://food.ec.europa.eu/safety/food-waste/eu-actions-against-food-waste/food-waste-reduction-targets_en
- European Commission (2024a) Certification of permanent carbon removals, carbon farming and carbon storage in products.
https://climate.ec.europa.eu/eu-action/certification-permanent-carbon-removals-carbon-farming-and-carbon-storage-products/certification-permanent-carbon-removals-carbon-farming-and-carbon-storage-products_en
- European Commission (2024b) Q&A on the provisional agreement on the Regulation establishing an EU-wide voluntary framework for certifying permanent carbon removals, carbon farming and carbon storage in products (CRCF Regulation).
https://climate.ec.europa.eu/document/download/a8abe1c4-a3c6-4c94-be0e-4b76f7fd0308_en?filename=policy_carbon_faq_crcf_regulation_en.pdf
- European Parliament (2023) Waste framework directive: A more sustainable use of natural resources.
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/757572/EPRS_BRI\(2023\)757572_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2023/757572/EPRS_BRI(2023)757572_EN.pdf)
- European Parliament (2024a) Nature restoration: Parliament adopts law to restore 20% of EU's land and sea.
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240223IPR18078/nature-restoration-parliament-adopts-law-to-restore-20-of-eu-s-land-and-sea>
- European Parliament (2024b) Soil monitoring and resilience directive.
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/757627/EPRS_BRI\(2024\)757627_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/BRIE/2024/757627/EPRS_BRI(2024)757627_EN.pdf)
- European Parliament (2024c) MEPs call for tougher EU rules to reduce textiles and food waste.
<https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20240308IPR19011/meps-call-for-tougher-eu-rules-to-reduce-textiles-and-food-waste>
- Helepciuc F. E. and Todor A (2022) Evaluating the EU's Efforts to Improve Resilience to Health and Environmental Risks Associated with Pesticide Use by Analyzing the National Action Plans of EU Member States from 2009 to 2019. *Int J Environ Res Public Health* 19(9):5446
<https://doi.org/10.3390/ijerph19095446>

OECD (2023) Policies for the Future of Farming and Food in the European Union.

<https://www.oecd.org/publications/policies-for-the-future-of-farming-and-food-in-the-european-union-32810cf6-en.htm>

Remáč, M. et al. (2018) “Directive 2009/128/EC on the sustainable use of pesticides: European Implementation Assessment”, EPRS | European Parliamentary Research Service.

[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2018/627113/EPRS_STU\(2018\)627113_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/STUD/2018/627113/EPRS_STU(2018)627113_EN.pdf)

桑原田智之（2024）「EUにおける環境持続可能性向上に関する政策と研究動向」『農林水産政策研究所レビュー』118:8-9.

第3章 フランス醸造用ぶどう農家の季節労働者雇用の現状と課題

—南仏・オクシタニー州，ラングドック地方を事例に—

服部 麻子

1. はじめに

ワイン産業はフランスの文化を象徴する重要な産業分野である。ユネスコの無形文化遺産に登録されている「フランス人のガストロノミー的食事」においても料理とワインのペアリングは項目に含まれる。また，ブルゴーニュワインの主産地に形成されたぶどう栽培地の文化的景観を対象とした「ブルゴーニュのぶどう畑のクリマ⁽¹⁾」はユネスコの世界遺産に登録されている。ワイン産業はこの国の経済においても重要であり，フランスの貿易収支における部門別黒字は航空産業，化粧品に次いで第3位で貿易黒字は約148億ユーロであった⁽²⁾。また，醸造用ぶどう畑の面積がフランス国内農地の3%に不足する。傍ら，2022年のワイン生産額は国内農産物全体のおよそ15%で部門別第2位に及ぶ⁽³⁾。フランスでは農業経営体の5軒のうち1軒は何らか形で醸造用ぶどう栽培に携わっており⁽⁴⁾，農業分野全体における醸造用ぶどう生産に要するフルタイム当量（FTP）（延べ人数）⁽⁵⁾の割合は，2021年の段階で全体の19%に達し農業分野別最大であった。

その一方で現在，このワイン生産を支える季節労働者の不足が社会問題化している。フランス全土のワイン生産者384軒を対象として2023年1月～2月に実施した電話調査の結果では，全回答者の48%に当たる278人が季節労働者の求人に苦労していると回答した⁽⁶⁾。

ただし，一概にフランス全土といっても実際は，地域の歴史，風土，気候等の影響により，ワイン産地ごとに栽培，醸造，雇用等に大きな差異がある。そのため地域ごとの研究が不可欠である。例えば，収穫を手作業で行う場合，数日から数週間と短期集約的な労働力が必要となるため，手作業収穫が盛んな地域では収穫期の季節労働者不足が最大の課題となる。しかしその一方で，収穫の機械化が浸透している南仏のオクシタニー州ラングドック地方⁽⁷⁾でも季節労働者の雇用難に悩む農家は少なくない。したがって，本稿ではまずフランスにおける季節労働者の制度，政策について整理する。次いで2023年8月にオクシタニー州ラングドック地方で実施した現地調査の結果をもとに，同地方における季節労働者雇用の実態と社会課題の析出を図る。

2. フランスにおける季節労働者の制度と政策

フランスでは，季節労働者について労働法等に基づき職業分野全般に共通する法令と

特定の職種に対する条例が定められる。本節では、まず季節労働者に関する定義、規定等を紹介し、次に農業分野全般およびフランス国籍非保持者の雇用に際する規則と政策方針について整理する。

（１）季節労働の雇用に関する法規制

はじめに、フランスの法が定める季節労働の定義と季節労働者の職業的分類および雇用契約に関する主な規定をまとめて紹介する。

１）季節労働の定義

季節労働の定義について、労働法典（L.1242-2 条 3 項）⁽⁸⁾では、「季節労働とは、季節的性質を持つ仕事、季節のリズムや集団の生活様式に応じて、おおむね一定の間隔で毎年繰り返される可能性のある仕事または政令もしくは労働協定によって規定された特定の活動部門において実施される活動の性質およびこれらの仕事の一時的な性質により無期雇用契約を利用しないことが一般的である仕事のことを指す」と定めている。なお、労働法では農業季節労働者に特化した規定は特にない。

２）労働法典による季節労働の雇用カテゴリー

フランスの雇用契約は、期間の定めのない無期雇用契約（CDI: contrat de travail à durée indéterminée）と、有期雇用契約（CDD: contrat de travail à durée déterminée）に大別され、「季節労働雇用契約」は有期雇用契約（CDD）の一種に該当する。また、労働法典（L.1251-6 条第 3 項）⁽⁹⁾は、季節労働者の雇用形態には、雇用者が労働者を直接雇う「直接雇用」と雇用者が作業請負業者や派遣業者などに仕事を委託し、委託先業者を介して季節労働力を獲得する「間接雇用」があることを示している。

３）季節労働雇用契約の特徴

季節労働者に関する労働法典の規定は、一部の例外を除き、直接雇用、間接雇用双方にほぼ同様な形で適用されている。それによると、季節労働者の雇用契約に関する既定は以下のように季節労働の特色を踏まえたものとなっている。

① 直接または間接的に雇用された季節労働者には退職金は支払われない。

（L.1243-10 条第 1 項・L.1251-33 条）⁽¹⁰⁾

② 季節労働雇用契約の場合は一般的な有期雇用契約（CDD）とは異なり契約締結時に正確な期間を定める必要はない。（L.1242-7 条第 4 項，L.1251-11 条第 4 項）⁽¹¹⁾

筆者がフランスのブルゴーニュ地方とボジョレ地方の農家で醸造用ぶどうの収穫作業に就いた際に雇用者から渡された DPAE（事前雇用契約書）⁽¹²⁾には、雇用開始時期〇月×日何時、最低雇用期間〇日間、試用期間〇日間と詳細な記載がある一方で、契約終了時期を記載する欄は空欄になっている。

4) 醸造用ぶどう栽培と醸造作業に関連した特別な雇用契約

醸造用ぶどう収穫作業契約は、一般的な季節労働契約とは別カテゴリーの雇用契約形態として存在する有期雇用契約（CDD）の一種である。2001年に労働法典によって制定され、2007年に労働法典を離れ農事法（L.718-4条からL.718-6条）⁽¹³⁾によって適用が続けられることになったこの雇用形態は、民間企業等で正規雇用されたサラリーマンや本来ならば有給休暇中の副業が禁じられる公務員が、本職雇用主の了承を得た上で有給休暇中に正式な副業としてぶどう収穫作業に就くことを合法化するために定められたものである。この醸造用ぶどう収穫作業契約は12か月間のうち、収穫時期に当たる2か月以内という条件付きで同じ雇用主と契約更新、または複数の雇用主と時間差で契約を結ぶことも認めている。さらに各契約期間は1か月以内に限られるなど、通常の季節労働契約とは規則が異なる。ちなみに醸造用ぶどう収穫作業契約と季節労働者雇用のどちらを用いて収穫に携わる労働者を雇うかは、雇用者が自身の都合に合わせて自由に選ぶことができる仕組みになっている。

5) 地域特有の雇用形態

ワイン産業を伝統とする産地では、時間給制ではなくタシェロン（トラバーイ・ア・タッシュ）と呼ばれる仕事の内容量に応じた出来高制の職種と雇用契約が継続されている地域もある。例えば、シャンパーニュ地方では収穫量に応じてキロ単位の価格で雇用者が労働者に給料を支払う収穫出来高制で給金を支払う習慣を続けている経営体が多くみられる。筆者が調査に入ったブルゴーニュ地方の高級ワイン生産者は雇用者が頼りにしている「タシェロン」は「区画Aと区画Bにおける醸造用ぶどう栽培から収穫まで月給制で全面的に委託してもらっている代わりに勤務時間の指定はない」と話していた。その一方で、タシェロンの労働条件は一般的な雇用契約で定められた者とは大きく異なることが問題視される場合もある。その対応策として農業経営者組合連合ブルゴーニュ・フランシュコンテ州支部が労働協定を発令し、タシェロンに関する慣習的な雇用契約の合法化維持を図っている⁽¹⁴⁾。その他、タシェロンの仕事を守るために農業者労働組合が労働協定を定める動きは、剪定したぶどうの木の本数に応じて出来高支払いをする慣習が残るシャラント県とシャラント・マリティム県においても確認できている⁽¹⁵⁾。

6) 間接雇用による季節労働力を提供する業務の形態

ここまで季節労働者の直接雇用に係る法制度について説明してきたが、次に間接雇用について説明する。季節労働者を間接雇用の形で農場等に派遣する事業を行う業態には以下のようなものがある。

- ① 雇用主から人材募集の注文を受けて労働者を派遣する人材派遣業
- ② 雇用主から委託を受けた仕事を遂行するため一時的に労働者を現地に赴任させる作業請負業
- ③ 複数の雇用者が共同雇用組合を結成し、この「組合」が雇用した労働者を季節労働

力として利用する共同雇用組合（略称 GE）。異なる時期に労働力を要する雇用者同士が1人の労働者を時間差で利用することによって通年または通年に近い形での雇用契約実現を図ることを目的とした組織である。

雇用者は労働力を供給する業者に支払いをし、労働者は自らの雇用主である業者から給料を受け取る。

作業請負業や派遣業者は労働者の食、住環境の手配から雇用契約書や給料、社会保障手続きなど、一切の労務管理を依頼主である農家に代わって引き受ける。農家は業者に委託料を支払うだけで気軽に労働力を確保できる。その上、予定外の人手不足や労働力を要する時間が1日以内といった短期利用も可能であるため近年急激に普及が進んでいる。

7) フランスの就労可能な国籍と条件

最後に、季節労働者の国籍とフランス国内で就労許可を得るための条件について説明する。外国人とは、フランス国籍を持たない人のことを指す。フランス人とは、二重国籍所有者も含めてフランス国籍を持つ人のことを指す。フランスの高等統合委員会が採用した定義によれば、移民とは、フランス国外で外国人として生まれ、フランスに住んでいる人を指す。その一方で、フランス国内で生まれてフランス国籍を持たない一部の外国人（主に未成年者）や、外国でフランス人として生まれ、出生後にフランスへ移り住んだ人は、移民とはみなされない。

また、入国後にフランス国籍を取得して帰化した移民はフランス人であると見なされるが、帰化した後も移民であることには変わらない。したがってフランスは外国人と移民の集団は部分的にしか重なっておらず、移民は必ずしも外国人であるとは限らない（第1表、第2表参照）。歴史が長く複数国籍の所持を認めるフランスは長い間植民地大国であった影響もあり、人口に占める移民の割合が10.3%、うち3人に1人以上はフランスに帰化している（2020年の日本の総人口に占める外国人の割合は2.2%）。

第1表 出生地と国籍別に分類したフランス居住者の人口（2022年推定値）

			出生地と国籍	人数	人口比率 (%)
フランス生まれ 59,184,300 人 (87.2%)	フランス人		出生時から フランス国籍あり	58,395,600	86.1
	外国人		出生時から常に フランス国籍なし	788,700	1.2
外国生まれ 8,658,300 人 (12.8%)	フランス人		出生時からフランス 国籍あり。外国から フランスへ移住	1,651,600	2.4
	移民 70,06,700 人 (10.3%)	フランス人	フランス移住後に フランス国籍を取得 (帰化)	2,480,900	3.7
		外国人	フランス移住後も フランス国籍なし	4,525,800	6.7
			フランス総人口	67,842,600	100

注：外国人＝フランス国籍を持たない人

資料：Insee, Décomposition de la population vivant en France selon le lieu de naissance et la nationalité en 2022 をもとに筆者が作成

第2表 居住地別、フランス国内で季節労働者として就労するために必要となる条件

	フランス人	外国人	
	フランス国籍あり (複数国籍所有者も含む)	フランス国籍なし EU加盟国の 国籍あり	フランス国籍なし EU加盟国の国籍なし
フランス居住者	就労可	就労可	労働許可付きの在留カードを 持っていれば就労可
国外居住者	就労可	就労可	就労ビザの取得(入国前)と 労働許可証の取得(入国後)が必要

注：フランスにおける在留カードの正式名は *Carte de séjour*(滞在許可証)

フランスでは EU加盟国の国籍所有者、あるいは EU 加盟国で労働許可付きの在留カード（正式には *Carte de séjour*・日本語では「滞在許可証」と訳される）を持つ者ならば、特別な手続きもなくフランス国籍所有者と同等に就労する権利を持つ。また、複数国籍を持つフランス国籍所有者や、フランス国外で生まれたフランス国籍所有者もフランスで働く権利を持つ。さらには学業、職業、家庭の都合で3か月以上の長期ビザを取得して入国した、あるいは滞在中に同様の理由で長期滞在許可権を得ることができた在留外国人もフランス国内で就労する権利を持つ。したがって、季節労働者としてフランス国内で就職することを希望する際に特別な審査が必要となるのは、EU加盟国の国籍も労働許可も持っていない在留外国人と外国人に限られる。

フランスには、EU加盟国内での労働許可をあらかじめ持っていない途上国等からの出稼ぎ季節労働者の受入れを目的とした「季節労働者向け在留カード」という制度もある。在留カードの季節労働者向け在留カードの交付は「2006年7月24日付け 2006-911号移民と統合に関する法律⁽¹⁶⁾」によって開始し、その後「2016年3月7日付け第 2016-274号：フランスにおける外国人の権利に関する法律⁽¹⁷⁾」によって季節労働者としての雇用を目的とする第三国人の入国・滞在条件に関する「2014年2月26日付け欧州議会および欧州理事会指令 2014/36/EU が定めた第三国人である季節労働者の入国・滞在条件に関する共通条件⁽¹⁸⁾」の枠組みが導入され今日に至る。

この在留カードを取得するためには該当者がまず出国前に

- ・ 出国前に雇用主と3か月以上の雇用契約を交わしていること。
- ・ 雇用主自身が手続きを行い、出国前に雇用予定である外国人季節労働者の「労働許可証」の申請と取得を済ませていること

を証明する書類等を出身国の該当機関に提出してビザを取得すること、取得後速やかに入国し最初の滞在先となる県で在留カードの交付を申請することが必須となる。

季節労働者向け在留カードは、有効期限最長3年間で、更新は可能であるが、フランス国内に滞在可能な期間は年間6か月以内に限定され、滞在期間中は季節労働に従事することが義務化されている。再入国のためには、前年、雇用期間を終了し出国する際にパスポートのチェック等をもって出身国への帰還証明を取得していること、雇用主の手続きによって新たに発行した労働許可証や12か月間におけるフランスへの滞在期間が6か月以下

であったことを証明する書類を提出することが必須となっている。

在留資格が季節労働者である労働者であっても滞在期間中に雇用主を変更することは可能である。ただし滞在中に雇用主を変える際と、季節労働者向け在留カードの有効期間中に労働者が再びフランスに戻り季節労働に従事する際には、その都度雇用者からの手続きによって労働者が新しい労働許可証を取得している必要がある⁽¹⁹⁾。

1963年にフランスと労働協約を締結しているモロッコ、チュニジアでは、以下のような優遇措置がとられている⁽²⁰⁾。

- ・ 国が国民の中から季節労働者の先行選抜を行う。
- ・ フランス移民統合局が両国に拠点置き、出国前の身体検査と帰国時のパスポートチェックを管理する。
- ・ 2019年以降、労働者が後日申請すれば、フランスに入国した地点から勤務地までにかかった交通費の払い戻しを受ける権利を持つ。

しかし、在留カード取得の手続きが必要な季節労働者の雇用手続きは雇用者にとって事務的負担の大きい仕事である。またコロナ危機によるロックダウン実施時には、採用予定だった国外からの季節労働者の渡航が難航して労働者不足に悩んだ地域もあった。そのような背景の下で普及が進んだのが、フランス国内またはEU加盟国のいずれかに拠点を置く作業委託業者や人材派遣業者が、拠点国内で雇用した労働者を一時的にフランス国内に送り込んで就労させる、「切離し労働(travail détaché)」と呼ばれる間接雇用の形態である。2022年、フランス国内にて農業分野で就労した切離し労働者の人数は4,616人であった⁽²¹⁾。

フランスへの「切離し労働者」派遣を専門とする業者はスペインやルーマニア、ブルガリア等を主に拠点としている。筆者がブルゴーニュ地方で調査に入った醸造用ぶどう農家ではスペイン籍の業者で雇用されたエクアドル人とモロッコ人の「切離し労働者」が現地で就労していた。このように拠点国を介してEU非加盟国からの労働者がフランス国内で間接的に雇用されることも実質可能である。

ちなみに、切離し労働者をフランスの農家へ赴任させる場合も、食・住環境、交通手段の手配および在留カード申請、労働許可証の取得、給料支払い等の労務管理は業者が一手に引き受ける。したがって、切離し労働者を直接雇った業者への労働力を注文した雇用主に求められる仕事は、派遣されてきた労働者に対する労働許可有無の確認と、業者から届く請求書に応じた一括支払いのみとなるため、雇用手続きと労働者を世話する手間が大幅に省かれる。ちなみにフランス国内で就労した切離し労働者に対しては、フランス国内の労働基準および賃金支払い基準の適用が義務付けられている。フランス国内では国内で労働許可を取得して就労したEU圏外国籍所有者を含むすべての農業就労者に対して、フランス国内の社会保障への加盟が義務付けられ、かつ保障される。しかし、切離し労働者に関しては、その労働者を雇用する業者が籍を置く国の社会保障への加盟が原則として義務付けられている⁽²²⁾。

(2) 季節労働者の雇用と社会保障

1) 農業社会共済 (MSA) と農業者社会保障

フランスでは、老齢保険、補足年金、医療保険（医療、出産、障害、死亡）、労災保険（労働災害、職業病）家族手当、障害者手当、住宅手当等に係る保険料の徴収機関と給付事務の運営、担当機関が雇用形態の種類によって細分化されており、農業従事者に関しては、第二次世界大戦後より「農業社会共済」(MSA)が一括窓口となっている。MSA 以外の社会保障制度の運営組織は国から任命された者が運営の舵を取るが、MSA の全国本部は、雇用者、被雇用者を含む農業従事者全員を有権者とする投票を経て選ばれた役員たちが組織の運営に携わるところに特徴がある。

2) 簡易農業雇用契約「TESA」について

農業経営者は、人材を雇用する際、例えば数日間の短期雇用であろうと、雇用条件と雇用者、被雇用者の詳細情報が記された雇用契約書を MSA に提出する義務を負う。農業季節労働者雇用の折によく利用されるのは、TESA と呼ばれる簡易農業雇用契約である⁽²³⁾。TESA には次の二つがある。

① 経理担当がいらない小規模な農場でも 3 か月以内の有期雇用契約や雇用者管理を容易に行うことができるように 2024 年 1 月から 100%オンライン化された TESA Simplifié (簡易 TESA)。

② 給与計算ソフトを持たない小規模農業事業者を対象とした TESA+。

簡易 TESA を利用して労働者を雇うと、次項で述べる雇用契約絡みの事務手続きから給与明細書の作成とコピーの保管、労働者の源泉徴収税の管理、健康手当の申告等に至るまでの労務管理を簡易 TESA のサイトで一括して行うことができる仕組みになっている。

簡易 TESA は、ぶどう収穫労働者も含む季節労働者の雇用に利用されやすい仕組みになっており、フランス国内で就労する権利を持つ者であれば、外国人労働者であっても簡易 TESA での雇用は可能である。簡易 TESA での被雇用者に支払う総報酬は、社会保障上限額の 3 倍以下に制限されており、研修先での就労（有給制）と学校での就学を反復する高等専修学校実習生契約、職業訓練校実習生契約等の対象となる雇用契約に関しては、簡易 TESA の利用は認められていない。

3) 季節労働者との雇用契約の締結と社会保障の手続き

採用が決定した季節労働者と雇用契約を締結する際に処理しなければならない社会保障関係の手続きは以下のとおりである。

(i) 社会保障機関の移行と雇用事前申告書 (DPAE)

フランスでは農業分野と他分野では社会保障の申告先となる機関が違うことは前にも

述べた。季節労働者には仕事があれば職種を選ばない者も多いが、農業と他分野の間で仕事を変える場合には、短期間の単発の仕事であっても、その都度社会保障の担当機関を切り替える必要がある。その際、手続きの煩雑さを防ぐ役目を果たすのが、雇用者が季節労働者の採用時にMSAに提出する「雇用事前申告書」(DPAE)である。DPAEを提出すると、社会保障の担当機関を非農業分野の機関から農業分野のMSAに切り替える手続きが自動的に行われる。

(ii) 名義入り社会（保障）申告書 (DSN)

名義入り社会（保障）申告書 (DSN) は、雇用者が各従業員の勤務管理データをMSAにオンラインで申告するシステムである。DSNにオンライン入力した報酬、職務実績等、被雇用者等の情報が、すべての社会保障機関に対して自動的に通知されることで、社会保険料の計算と支払いが実行される仕組みになっている。ちなみにDSNとTesa+の併用は可能であるが、DSNは基本的に無期雇用契約(CDI)の従業員の社会的申告に用いられるシステムなので簡易TESAとの併用は認められていない。

(iii) 非正規雇用に際する労働保険費免除 (TO-DE)

MSAに加盟している雇用主は、季節労働、ぶどう収穫期労働等、特定の職種や、就労支援労働者、職安に正式登録している求職者等を「テンポラリーワーカー、称して「TO」として雇用すると、労働保険費用の免除(略称TO-DE)の恩恵を受けることができる⁽²⁴⁾。フランスではSMICと呼ばれる全国一律の法定最低賃金が定められているところ⁽²⁵⁾、TO-DEによる免除率は、労働者の月給の水準に応じて設定されており、月給がSMICの1.20倍以下である場合は全額免除、1.20～1.6倍である場合は減額、1.6倍以上である場合は免除なしといった形で通減する⁽²⁶⁾。なお、臨時労働免除の適用期間の上限は、従業員1人当たり暦年で連続または非連続の労働日数119日と定められている。TO-DEの免除率は2～3年ごとに国が発表するが、近年は据え置きが続いている。現時点でこの制度は2025年12月31日までの延長が決まっている。

(3) 季節労働者の労働条件

1) 給与額

フランスでは、農業季節労働者の給与額は、農業労働者全般と同様に、農業関連の各種同業組合⁽²⁷⁾が合意のもと締結した全国農業生産・農業機械使用協同組合労働協約書に基づいて決められる⁽²⁸⁾。給与額決定の判断材料として使われるのが、職能給基準表と給与水準表(第3表)である。この給与水準表に示された値は、国の法定最低賃金が改定される度に見直しが行われる。各県ではこの全国基準を地域特性に合わせて変更もできるため、各種農業労働組合の県支部が2、3年ごとに見直しを行っている。

第3表 農業季節労働者の給与水準表

号俸	仕事点数の合計		号俸最低賃金 (€)	
	最低点	最高点	2020年9月15日版	2023年5月1日改定後
1号	9	11	10.15	11.52
2号	12	16	10.23	11.61
3号	17	24	10.38	11.78
4号	25	35	10.60	12.03
5号	36	51	11.10	12.56
6号	52	73	11.65	13.15
7号	74	104	12.35	13.92
8号	105	143	13.24	14.88
9号	144	196	14.35	16.11
10号	197	270	15.90	17.84
11号	271	399	18.10	20.30
12号	400		20.70	23.20

資料：Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020

- Textes Salaires - Avenant n° 7 du 25 mai 2023, Etendu par arrêté du 24 août 2023 JORF 30 août 2023

職能給基準表には、①技術力、②自律性、③基準遵守、④経済的課題に対応する能力、⑤マネジメント力、⑥対人能力の六つの各評価基準項目について、労働者の技量を最大6段階に等級分けできるよう、判断基準となる指標が示されている。また各項目の等級に応じた「点数」が決められており、6項目すべての点数を加算した合計を仕事係数表と照合して「号俸」を決定する。号俸には12段階あり号俸ごとに最低賃金が定められている。雇用者は、号俸ごとの最低賃金に研修のレベル、年功、経験、勤続年数等を考慮して給与額を最終決定する。また、技術職、監督職、管理職の場合は、職務の重要性に応じた賃金水準を確保するため、職能基準表の各評価基準項目につき選択できる最低の等級が定められている。

2) 勤務時間

第4表は、全国農業雇用研修協会（ANEFA）が発行した農業季節労働者の志望者向けガイドブックに記載された農業季節労働者の勤務時間に関する規定を年齢別にまとめたものである。季節労働者の労働時間契約はフルタイム（週35時間）またはパートタイム7時間以上35時間未満/週で取り決められる。

ただし、労働時間に関しては特定の地域または業界のみで適用が可能な団体協定の制定をもって、例外措置を定めている場合もある。例えばオクシタニー州ワイン農協組合連合会の収穫期雇用ガイドブックには、「週66時間労働を3週間、または週60時間労働が5週間だけ認められる」との記載があり、これにはワイン協同組合および組合に関する全国団体条約での決定が関与している⁽²⁹⁾。

なお、夜勤の場合はワイン協同組合および組合に関する全国団体条約添付文書の夜間労働に関する協定に基づき⁽³⁰⁾休息時間に関する優遇措置が別途義務付けられている。

未成年の労働は法律で厳しく制限されるが、季節労働に関しては14歳からバカンス期限定で正式に雇用契約を結んで働くことが認められており、醸造用ぶどうの収穫現場では保護者同伴等で出勤する地元の高校生等を見かけることもある。

第4表 フランス国内における季節労働者の労働基準

	成年	未成年		
年齢	18 歳以上	16, 17 歳	15 歳	14 歳
労働時間の制限	10 時間 / 日 労働監査局に申し出をすれば 12 時間/日まで延長が可能	8 時間/日 週 35 時間	7 時間/日 週 35 時間まで	7 時間/日 週 32 時間まで
仕事中の休憩時間	最低でも 6 時間働いたら 20 分は休憩をとること	最低でも 4.5 時間働いたら 30 分は休憩をとること		
1 日の業務終了から翌日の業務開始時までの休息時間	11 時間とする	最低でも連続 12 時間は休憩をとること	最低でも連続 14 時間は休憩をとること	
週休	35 時間(仕事終了時から翌日まで 11 時間連続の休憩も含めて)	最低でも 1 週間に 2 日連続で休みをとること 16 歳未満は日曜日の出勤禁止		
祝日出勤	可。給料の祝日手当は義務	禁止		
夜勤	例外的であれば 21 時から翌朝 6 時までの勤務は可能。 休息時間に関する優遇措置が別途義務付けられている。	21 時～翌朝 6 時の出勤は禁止		

資料：Association Nationale pour l'Emploi et la Formation en Agriculture (ANEFA)(OSE devenir saisonnier !)

3) 農業分野全般における季節労働者の採用ルートと採用難

フランス国内で季節労働者が担う農業労働力の割合は農業総労働力の43%を占める。

全国農業経営者連合会（FNSEA）の雇用動向調査部会は2021年、醸造用ぶどう栽培・醸造作業に限らず農業分野全般における農業季節労働者の雇用主6,323人をサンプルとした世論調査を実施した。その結果解答者のうち季節労働者の求人に関する問題を抱えると答えた回答者は全体の3/4に達した。同世論調査の結果をもとに、農業分野全般における労働者の採用ルートに関する結果を第5表に示した。全体の約3/4がロコミ、以前に雇ったことがある季節労働者のリストを利用した季節労働者雇用の経験があり、インターネット（SNSも含む）や職業安定所や全国農業雇用訓練協会（ANEFA）等、公的機関の利用や前節で述べた共同雇用者組合や切離し労働者に特化した外国籍作業請負業者の利用経験者もあった。

第5表 労働者の採用ルートとして「利用した」と答えた回答者の割合

採用ルートの種類	労働者全般	季節労働者
ロコミ	71%	76%
（以前雇用したことがある）季節労働者のリストを活用	—	74%
インターネット（SNS（Facebook等）を含む）	13%	15%
職業安定所	10%	20%
全国農業雇用訓練協会(ANEFA)	2%	17%
共同雇用者組合	—	15%
外国籍作業請負業者	—	8%

資料：Observatoire emploi formation de la FNSEA（FNSEA/IFOP 2022）

また、第6表には同調査にて回答者のうち農業季節労働者採用難の主な理由として挙げた人数の比率を示した。農業経営体が都市から離れた場所に位置する際、通勤のための交通手段や通勤不可能な農業者のための住み込み環境整備が必要となる。また、このような採用難に対抗した季節労働者の受け入れと維持に関して、回答者は季節労働者のうち約半数は常連化していると答えている。

また以前雇ったことがある季節労働者を無期雇用契約（CDI）で再雇用した経験があると回答した者が全体の 1/3 を占め、季節労働者に食事を提供すると答えたものは全体の 1/4 を占めた。

第6表 農業季節労働者採用難の主な理由（2021年）

理由	割合
候補者不足	87%
職務放棄	46%
交通手段	42%
重労働	41%
資格	38%
住み込み環境	33%
報酬	21%

資料：Observatoire emploi formation de la FNSEA

3. 醸造用ぶどう生産の現状と課題：フランス全国の概要と現地調査の結果

前節ではフランスにおける農業季節労働の雇用に関する一般的な制度、政策と雇用の現状について言及した。ここからは 2023 年 8 月にオクシタニー州、ラングドック地方で実施した現地調査の結果を基に、同地方の醸造用ぶどう農家における季節労働者雇用の現状と課題を題材とした地域事例を紹介する。

（1）産地の特徴

1）農業と醸造用ぶどう栽培・ワイン生産の特徴

オクシタニー州（地域圏）は、パリから真南、地中海沿い位置する。ラングドック・ルシヨン地方とミディ・ピレネー地方の合併により 2016 年に誕生した。なだらかな丘陵地が多く、州内に位置する大小約 4454 の最小自治体（コミューン）のうち 45%が山間地ゾーン外に位置している。州別に見た農業経営体数第1位、耕地面積第2位、農業分野におけるフルタイム当量（FTP）⁽³¹⁾が第2位と農業が盛んな地域でもある。

醸造用ぶどうの栽培面積は州別第1位でフランス全土の 33%を占め、ワイン生産量に関しても国内総生産量の 31%、赤ワインとロゼ生産量のみで比較すると 43%とシェアは

高い⁽³²⁾。また、州のワイン生産は醸造用ぶどう生産量、栽培面積共に8割方ラングドック・ルシヨン地方に集中している。地方（旧州）合併に伴い行政機能等はおおむね統合されているが、地元ではラングドック・ルシヨン地方とミディ・ピレネー地方は全く異なったワインの産地文化圏だという認識が強い。本稿ではラングドック・ルシヨン地方を調査対象地とするが、同地方単独の統計がない場合はオクシタニー州全体を対象とした統計で代用している。

冬は温暖、夏は高温乾燥で日照時間長く醸造用ぶどう栽培に適した気候であり、栽培開始の歴史は紀元前6世紀まで遡る。運河や鉄道などの交通網の発展に伴い産業革命後の19世紀後半、フランス北部の工業化を受け、ぶどう生産の量的拡大が容易な風土を活かし、労働者が日常的に飲むような安価なワイン（テーブルワイン）の大量生産が中心となった。

今日でもラングドック・ルシヨン地方は作業の機械化と農協の大型醸造施設を活用したデイリーワインの産地である。醸造用ぶどう農家には、生産から醸造、販売までを行う農場ワイナリー型と生産したぶどうを農協に出荷し、農家が醸造、販売を行う農協出荷型、ワイン商が農家から買い取ったぶどうまたは果汁、ワインを醸造またはブレンドして販売するワイン商と取引をするワイン商取引型がある。農協出荷型を伝統とするオクシタニー州では、ワイン農協（州内に193組合）が州内総販売量の62%を占めている（2021年）。

ワインが安価なこの地域では醸造用ぶどう畑の平均価格も全国産地の中で最も安い（第7表参照）。このため、土地購入による経営規模拡大や農場ワイナリー分野における新規就農に有利な地域としての特徴も持つ。有機ワインやナチュラルワインの生産も盛んで、この地域は国内有機栽培農地（申請中も含む）の36%が集積する最大の有機ワイン産地であり、これは州内醸造ぶどう栽培総面積の21%にも該当する⁽³³⁾。

第7表 産地別・産地認証（AOP）ワイン生産用ぶどう畑の平均価格（2022年）

産地名	単位(€/ha)
シャンパーニュ	1,065,700
ブルゴーニュ・ボジョレ・サヴォア・ジュラ	220,900
ボルドー・アキテーヌ	114,000
アルザス・エスト	113,200
ヴァレドゥローヌ・プロヴァンス	51,800
ヴァレドゥロワール・ソントル	39,200
コルシカ	22,200
スッドウ・ウエスト	14,000
ラングドック・ルシヨン	13,000

資料：Les Marché des vignes/Le prix des terres 2022 / Groupe Safer-SSP

オクシタニー州では、地理的認証の中でも保護原産地呼称（AOP 認証）より規制がやや緩い地理的保護表示（IGP 認証）を取得しているワイン生産が盛んである（第7表参照）。

また、2021年～22年におけるAOPまたはIGPいずれかの認証取得済みワインの輸出量は、同時期における認証取得済みワイン総生産量の1/3に匹敵する（第8、9表参照）。

第8表 産地認証取得状況別オクシタニー州産ワインの生産量と栽培面積 (2021 年)

	AOP 認証	IGP 認証	認証なし	合計
醸造用ぶどう栽培総面積(ha)	74,451	161,202	14,737	25,0391
栽培面積の全国比	14.5%	79.5%	41.8%	33.4%
ワイン総生産量(10 万リットル)	2,532	8,101	1,071	11,704
生産量の全国比率	9.9%	79.5%	50.1%	30.9%

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023 - Agreste Occitanie

第9表 オクシタニー州における産地認証 (AOP, IGP)
ワインの輸出状況 (2021 年 8 月～2022 年 7 月)

	価格 (1000€)	量(10 万 L)	価格ユーロ/L
IGP	736,244	2,844	2.59
AOP	298,756	601	4.97

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023- Agreste Occitanie
Douane, traitement Sriset-données nombre 2022

2) 地域の醸造用ぶどう栽培経営体と雇用の特徴

フランスでは 70 代を超えても現役で働く農業者が多い日本とは異なり、農場経営者は定年になると一般的には退職して後継者に後を譲るか廃業する。したがって第 10 表のとおりにラングドック・ルシヨン地方の各県における 60 歳以上の経営者数は全体の 1/4 強と少なくなっている。

第10表 ラングドック・ルシヨン地方・各県の醸造用ぶどう農場の経営体数と経営者

	農業経営体 数の推移	経営者数および各年齢・性別が占める割合(2021 年) (%) : 小数点以下四捨五入)						
県番/県名	2019/2021 年(経営体数)	2010/2021 年(人)	うち女 性(%)	40 歳以 下(%)	40 歳以 上 50 歳 未満(%)	50 歳以 上 60 歳 未満(%)	60 歳以 上(%)	新規就農 者数(人)
34 Hérault	5,545/5,324	4,904/4,252	26.5	17.3	22.5	32.2	28.1	166
11 Aude	3,632/3,481	3,660/2,969	26.8	18.0	21.5	33.4	27.0	116
30 Gard	2,605/2,517	2,869/2,324	25.4	19.4	21.5	33.2	26.0	72
66 Pyrénées- Orientales	1,452/1,361	1,442/1,088	23.5	16.0	24.4	35.5	24.2	40

資料 : Mémento de la statistique agricole 2023 - Agreste Occitanie, Mutualité Sociale Agricole (MSA)

オクシタニー州の 2022 年における新規または継続中の雇用契約数を第 11 表に示した。醸造用ぶどう栽培においては、有期雇用契約 (CDD) が雇用契約件数全体の 8 割を上回る。

第11表 2022 年, オクシタニー州における農業労働者雇用契約件数/年

	無期雇用 (CDI)	有期雇用 (CDD)
農業分野全体	24,883 件	133,865 件
醸造用ぶどう栽培	8,322 件	45,689 件

資料 : FNSEA Observatoire Emploi Formation Chiffres-Clés Emploi salarié Occitanie 2022

3) 醸造用ぶどう栽培と醸造作業の季節労働者の仕事歳時記

第12表にラングドック・ルシヨン地方における醸造用ぶどう栽培・醸造作業の年間スケジュールを示した。同地方において第12表の作業のうち季節労働者を要するのは、主に7月から10月の収穫作業と12月から3月の剪定作業である。

第12表 ラングドック・ルシヨン地方の醸造用ぶどう栽培・醸造作業の歳時記

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	芽かき・摘果		収穫作業準備		収穫・醸造				剪定		

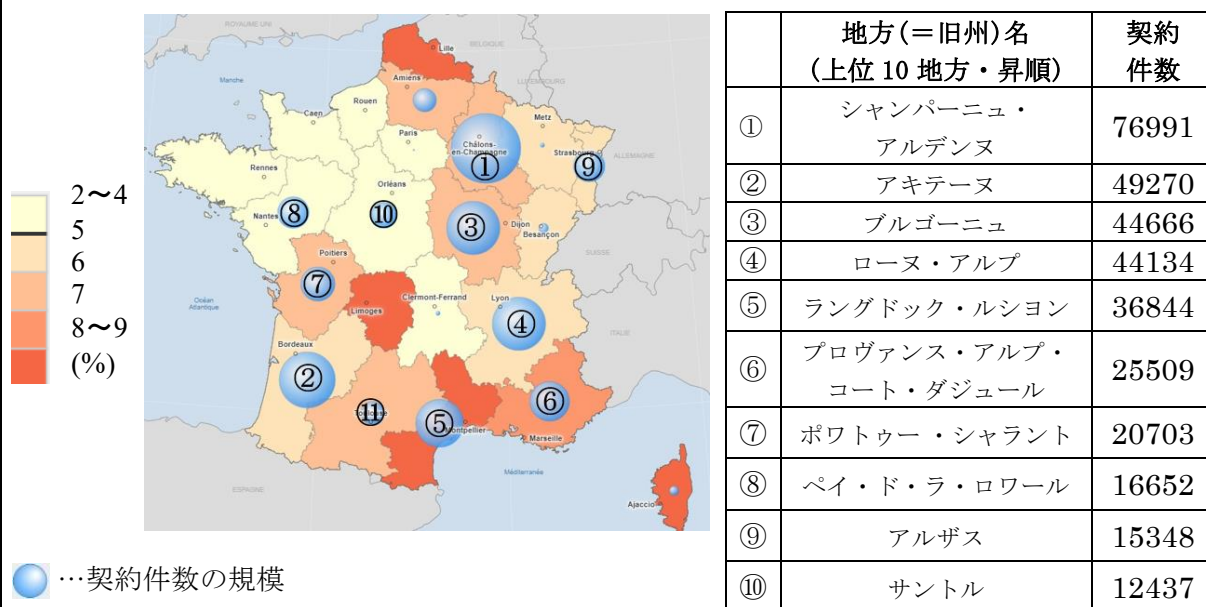
この地域では、80年代から機械収穫が始まり、今日では全域に浸透しているが、品質重視の生産者や在来種、樹齢や植え方、地理的条件等によって機械化が困難な畑では今でも手摘み収穫が続けられており、収穫の繁忙期には短期に大勢の季節労働者を必要とする。その一方で、剪定については、機械剪定が可能になった今日でも技術にこだわり手作業剪定を続ける経営者が多数を占める。剪定作業は真冬から春を迎えるまでに時間をかけて丁寧に行うため、手摘み収穫の時と比べると雇用人数は少なく、雇用日数は長くなる。

そのほか、摘果、間引き、誘引等の春・夏場の畑作業、ワインの瓶詰め等の出荷、ワインツーリズム客の対応等の仕事に季節労働力が動員されることもある。

4) 貧しい農業者と新たなワイン生産過剰危機

第1図は2021年における醸造用ぶどう栽培に関与する有期雇用契約（CDD）の件数を円グラフで、農業社会共済（MSA）加盟者における生活支援手当（RSA⁽³⁴⁾）受給者の比率を地方（旧州）ごとに色分けして示したものである。

第1図 農業共済組合（MSA）加盟者におけるRSA（生活支援手当）受給者の比率（2020年）と醸造用ぶどう栽培に関与する有期雇用契約（CDD）の件数（2021年）



ラングドック・ルシヨン地方における醸造用ぶどう栽培に関連した有期雇用契約 (CDD)の件数は36,844件であったが、これにはワイン農協による3,139件は含まれていない。同地方ではMSA加盟者総数の9%に該当する385人がRSA受給者であり、人数、比率ともに全国一位で醸造用ぶどう農家のみでなく地域全体の農業従事者が貧しい土地柄でもある。

2024年1月31日、フランスのマルク・フェスノー農業大臣は、ワイン（特に赤ワイン）の消費減と過剰生産、外国産ワインとの競争深刻化に対する対処策として醸造用ぶどう作付面積の約1/7に当たる10万ヘクタールを目標とした減反支援金に1億5,000万ユーロ、経営に行き詰る生産者支援に向けた8,000万ユーロの緊急基金に充てる予算の捻出を欧州連合（EU）と交渉すると発表した⁽³⁵⁾。赤とロゼのAOPワインについては、5ユーロ未満品目での消費量の減少と5ユーロ以上品目での消費量の増加等、量より質に重点を置く消費の傾向が強まっており、フランス最大の赤、ロゼワイン産地であるオクシタニー州全域はこの緊急援助策を最も優先して進めるべき地域であると国は指定する。

（２）調査結果を通じた現状の考察

ここでは、農協出荷型と農場ワイナリー型の醸造用ぶどう農家経営体について、最初に既存の統計や世論調査の結果を整理した上で、次に筆者が2023年に現地で行ったインタビュー調査の結果を踏まえ、雇用の現状について考察する。

１）既存の統計・調査結果より

既存の統計・調査結果から、オクシタニー州全域における農場ワイナリー型、農協出荷型の経営の特徴を第13表に、CERFRANCE⁽³⁶⁾が実施した標本調査結果を基にまとめた経営指標の年推移を第14表に示した。

この二つの表からは、同地域における醸造用ぶどう農家経営体には以下のような傾向があることが読み取れる。

- A. 農場ワイナリー型の栽培＋醸造を行う経営体は、醸造用ぶどう栽培のみを行う経営体（≡農協出荷型）よりも経営面積、雇用者労働力の平均値が高い。
- B. 農場ワイナリー型は農協出荷型より人件費と生産費がかさむ
- C. 農場ワイナリー型と比較し農協出荷型には低コスト集約・量産重視の傾向が見られる。
- D. 平均値を見ると、農場ワイナリー型は黒字経営で、農協出荷型は赤字経営である。
- E. 2021年の冷害（凍結）による収量減は農協出荷型の経営には損失を与えたが、農場ワイナリー型には大きな影響は出なかった。
- F. 生産コストと人件費は経営体の様式に関係なく増加傾向にある。

第13表 2020年オクシタニー州における醸造用ぶどう農家経営体の営農形態別特徴

	栽培＋醸造	栽培のみ
経営体総数 ⁽³⁷⁾	14,191	16,050
経営耕地面積の平均値/経営体	30ha	20ha
醸造用ぶどう作付面積平均値/経営体	18ha	15ha.
フルタイム当量の平均値 FTE/経営体	1.8	1.4
被雇用者フルタイム当量 FTE/経営体	0.8	0.6

資料：RA2020(Agri'scopie Edition 2023 掲載)

注. フルタイム当量＝全労働者の労働時間数/フルタイム業務1日分＝延べ人員

第14表 農場経営体当たりの年間生産経費・標本調査結果

	農協出荷型			農場ワイナリー型		
	2021	2020	2019	2021	2020	2019
人件費(ユーロ)	1,640	1,580	1,492	2,869	2,610	-
生産費(ユーロ)	4,877	4,779	4,444	9,097	8,563	-
農地面積当たりのワイン生産量(hl/ha)	43	55	59	36	43	49
面積当たりの生産費(ユーロ/hl)	114	87	75	254	201	-
家族労働控除後の平均経常利益(ユーロ/ha)	-227	-180	≒0	511	242	315
調査標本数(経営体)	590	570	558	215	190	193

資料：Observatoire viticole occitanie, Edition 2022, Edition 2021, Edition 2020.

2) 醸造用ぶどう農場経営体へのインタビュー結果

次に、2023年、現地の農場ワイナリー型経営体18軒と、A農協に出荷する農場経営体20軒に筆者がインタビューを実施した結果を第15表、第16表、第17表、第18表にまとめた。

それによると、農協出荷型と農場ワイナリー型とを比較すると以下の点が確認できた。

- ① 収穫について：農協出荷型の経営体は収穫を100%機械化しているが、農場ワイナリー型では2経営体を除いて、収穫の一部、または全部が手作業で行われている。
- ② 剪定について：全体的に収穫作業ほど機械化（電動バサミを除く）が進んでいない。農場ワイナリー型では回答者全員が手作業で剪定している。
- ③ 季節労働者を雇用する時期について、季節労働者を雇用すると答えた回答者は農協出荷型の約2/3、農場ワイナリー型の約3/4を占めた。
- ④ 農協出荷型では季節労働者を要する作業は剪定期のみ、農場ワイナリー型では過半数が収穫、剪定作業と答え、その他の作業にも季節労働者を利用が見られる。
- ⑤ 農協出荷型には雇用なしの経営体が見られる一方で農場ワイナリー型は、1経営体以外は雇用ありと答えている。
- ⑥ 農協出荷型、農場ワイナリー型、双方を合わせて
 - 地元雇用や家族協働が仕事に慣れた常連労働者の雇用が一般的である。
 - 作業委託業者の利用、外国人雇用は過半数を割る。
 - 作業委託業者を利用する経営体では1経営体を除き常連労働者の利用が見られない。

- ⑦ 農場ワイナリーのみに見られる特徴としては醸造用ぶどう農家を家業とせず、異業種での就職を経て新規就農者した経営面積が小規模な脱サラ就農型、家業を受け継いで就農した家族世襲型、富裕層が既存の農場ワイナリーを買収して開設した投資型に分類できること。ただし経営体のタイプ分けや有機ワイン生産の有無といった特徴と季節労働者の雇用には大きな関連は見られなかった。
- ⑧ 農協出荷型では、機械利用協同組合（Cuma）や農業者の間で日本の「結」に似た「Entraide」と呼ばれる相互扶助利用の習慣がある。

第15表 経営体の類型別で見た雇用の特徴（単位：経営体）

		農場ワイナリー型 18 経営体	農協出荷型 20 経営体
季節労働者雇用		13/17	11/17
季節労働者 雇用時期	収穫期	10/16	0
	剪定	8/12	11/17
	その他	4/8	1/9
家族協働		16/18	4/10
農家間相互扶助		—	6/6
作業委託業者利用		4/16	4/13
外国人雇用		6/13	6/13
地元雇用		14/15	7/11
常連労働者		13/15	7/13

注. 全員全問回答を求めず。分母は回答が得られた経営体の数。

第16表 経営体の類型別で見た収穫、剪定の方法（単位：経営体）

		農場ワイナリー型	農協出荷型
収穫方法	手作業のみ	3	0
	手作業＞機械	2	0
	手作業＜機械	11	0
	機械のみ	2	20
剪定方法	手作業のみ	16	10
	手作業＞機械	0	6
	手作業＜機械	0	2
	機械のみ	0	1
	無回答	0	1

第17表 農場ワイナリー型経営体・インタビュー結果のまとめ

	栽培面積 (ha)	経営体の情報			経営の特徴			収穫		手作業剪定	農場で働く人の情報										
		家族世襲	投資家	脱サラ就農	農協出荷あり	Bio	機械(%)	手(%)	家族協働		地元雇用	外国人雇用	作業委託	常連	季節労働			CDD雇用	中・長期	常勤あり	雇用なし
															収穫限定	剪定	その他				
1	6	×	×	○	×	△	×	100	○	○	○	○	○	×	○	—	—	—	—	×	
2	6	×	×	△	×	○	×	100	○	○	○	○	×	○	○	○	—	○	—	×	
3	6.5	×	×	○	×	×	75	25	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	×	×	
4	7.5	×	×	○	×	×	100	×	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	
5	15	×	×	○	×	○	僅か	○	○	○	○	○	—	○	○	○	—	△	—	×	
6	15	×	×	○	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	—	○	—	△	×	×	
7	16	○	○	○	×	○	—	○	—	○	○	—	○	—	○	—	○	○	○	×	
8	17	○	×	○	○	△	75	25	○	○	○	×	×	○	○	○	—	○	×	×	
9	18	○	×	×	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	
10	25	○	×	×	×	○	○	僅か	○	○	○	—	×	○	×	—	—	○	○	×	
11	25	△	×	○	×	×	○	僅か	○	○	○	×	×	○	○	△	△	×	×	×	
12	30	○	×	—	○	×	70	30	○	○	○	—	×	○	○	×	×	△	—	×	
13	39	○	×	—	×	×	90	10	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	×	×	
14	40	○	×	—	×	○	90	10	○	○	○	○	×	○	○	○	—	×	—	×	
15	43	○	×	—	—	—	80	20	○	○	—	○	×	○	○	—	—	—	—	×	
16	50	○	×	○	×	○	×	100	○	○	—	○	△	—	○	—	—	○	—	×	
17	50	○	×	×	×	×	○	僅か	○	△	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	
18	180	○	○	×	×	×	100	×	○	×	○	—	○	○	×	○	○	○	○	×	

※ (—)...データなし ○...当てはまる △...時々当てはまる ×...当てはまらない

注. 収穫：剪定方法の数字は% 正確な数字がない場合は○×参加を利用

家族世襲…醸造用ぶどう栽培を2世代以上続けている農場経営体

投資家…農場を家族2代以上で継続している農家

脱サラ就農…農場主が他の職種から転職して就農していること

手作業剪定…簡易電動ハサミも含む

家族協働…家族と一緒に仕事をすることがある農家

第18表 農協出荷型経営体・インタビュー結果のまとめ

農場 No.	醸造用ぶどう 栽培面積 (ha)	経営体の情報			収穫		相互 扶助	剪定方法		常勤者の有無と季節労働者の情報									
		家族 経営	共同 経営	複数 農場	個人	機械	手		機械	家族 協働	地元 雇用	外国人 雇用	作業 委託	常連	季節労働				雇用 なし
															収穫	剪定	その他	常勤 あり	
1	4.6	×	×	○	100	×	—	◎	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
2	15	—	×	○	100	×	○	◎	×	×	○	○	○	×	×	○	×	×	×
3	17	—	—	—	100	×	—	—	○	—	—	—	—	×	×	—	—	—	—
4	20	—	—	—	100	×	—	◎	—	—	—	○	○	×	×	○	—	×	×
5	21	—	—	○	100	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
6	21	○	×	×	100	×	—	○	△	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
7	24	—	—	○	100	×	—	◎	—	—	○	×	×	○	×	○	—	×	×
8	25	○	—	×	100	×	○	◎	—	○	—	○	×	○	×	○	—	×	×
9	29	—	—	○	100	×	—	○	—	—	—	—	—	×	×	○	—	—	×
10	29	—	—	—	100	×	—	○	—	—	—	—	—	×	×	○	—	—	×
11	30	○	—	—	100	×	—	○	△	—	○	○	○	—	×	○	—	○	—
12	30	×	×	○	100	×	○	○	△	×	○	×	×	○	×	○	—	×	×
13	45	—	—	○	100	×	—	◎	×	○	—	○	×	○	×	—	×	○	×
14	46	—	—	—	100	×	—	○	△	—	—	○	○	—	×	○	—	×	×
15	50	—	○	×	100	×	○	△	○	—	○	—	—	○	×	○	○	—	×
16	50	—	—	○	100	×	—	◎	×	×	○	—	—	○	×	×	×	○	×
17	50	○	—	—	100	×	—	40	10	×	○	×	×	△	×	○	—	GE	×
18	57	○	△	×	100	×	—	△	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○
19	120	—	○	×	100	×	—	○	△	—	—	—	—	—	×	×	×	○	×
20	—	—	—	—	100	×	○	—	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	—

※ (—)…データなし ◎または○…当てはまる △…時々当てはまる ×…当てはまらない

注. 収穫：剪定方法の数字は%。正確な数字がない場合は○×参加を利用。GE…共同雇用者組合

3) 既存の調査結果と醸造用ぶどう農場経営体へのインタビュー結果について

1) の既存の文献・調査結果から読み取れる A～F と、2) の筆者によるインタビュー調査結果から読み取れる①～⑧について比較・考察すると、以下のような事情が推測できる。

(i) 1) の B に示したとおり、農場ワイナリー型は農協出荷型と比べて人件費と生産費がかさむ。その理由としては、2) の①, ②, ④に示されるとおり、農場ワイナリー型は農協出荷型と比べて機械化の度合いが低く手作業が多いことが指摘できる。手作業が多い背景には、農場ワイナリーでは最終農産物がワインであるため、ワインの出来が経営体の収益を左右すること、そしてワインは高品質なものを長く貯蔵すると価値が増すため、生産者は原材料となる高品質なぶどう作りのために手間をかけ、量より質に注目した作業を優先させる傾向があると考えられる。他方、2) のインタビューに回答した農協出荷型の全経営体は、同じワイン農協の組合員であった。

この地域のワイン農協では、会員農家が農協へ出荷した醸造用ぶどうの価格は、その

ぶどうから作られたワインの価格に応じて決められる。また、農家に対する支払いは「ワインが売れた量⁽³⁸⁾」に応じて定期的に行われる。したがって、農家は自分が出荷したぶどうがより高いワインに使われるほど、原価（原材料であるぶどうの値段）に対する支払い額も割高になり収益増が期待できる。

だがその一方で農協産ワインは質より量産重視というイメージが一般的に定着している。その上、生産量が少なく顧客に合わせて柔軟な商売ができる農場ワイナリー型と比べて、大型顧客が一般的な農協では、一度決めたワインの価格を臨機応変に改定しづらい。さらには質より量を重視した量産型の割安なワインは、世界的なアルコール飲料の消費減、ワインの過剰生産、国際市場競争の激化等の影響を受けやすく、オクシタニー州の農協出荷型経営体の平均経常利益は年々赤字傾向となっている。

したがって、農場ワイナリー型より農協出荷型の方が収穫等、作業の機械化、農家間の相互扶助に頼る面が大きいのは、「ぶどう作りに手間をかけても、収益増という形での見返りを期待しづらい」状況であると考えられる。

（ii） 2）の⑥からは、回答に応じた醸造用ぶどう生産者は、季節労働者の人手不足と安定した労働力の確保のために家族協働や地元雇用、仕事に慣れた常連労働者の雇用を優先的に利用し「信頼関係」と「顔の見える関係」、つまり個人的、社会的、距離的な「近さ（proximité）」の確保を重視する傾向があると考えられる。その反面、農場ワイナリー型のうち投資家が経営者のタイプ、農協出荷型では常連労働者を雇用しているとの回答が得られなかった経営体が作業委託業者を利用しており、「近さ」の確保に価値観を見出さない経営者が労働者雇用の手間省略を図る傾向があると推測できる。

4）地域の農政オピニオンリーダーへのインタビュー

ラングドック地方エロー県、農業経営者連合会（FDSEA）事務局長 C 氏，副事務局長 B 氏に対して個別に実施したインタビューの結果に基づき、現地の情報と課題を簡単にまとめて紹介する。C 氏，B 氏共に醸造用ぶどう農場を経営する農業者であり，C 氏は農業社会共済組合（MSA）全国本部役員とラングドック地方支部代表を兼任し，B 氏も農業経営者組合の全国本部，オクシタニー州支部の活動に携わる。

（i）地域内における季節労働者不足発生の原因

C 氏，B 氏は原因として以下の点を挙げた。

- ① 物価高騰に伴う国最低賃金の断続的な値上げにより人件費が高騰している。
- ② インフレと戦争，気候変動の影響による生産コスト増が原因で経営が逼迫し，農家は労働者の賃上げができない。
- ③ 失業率の低下に伴う求人数と求人分野の選択肢の増加が，賃金が低い農業から，高い産業・国へと流出し，労働力摩擦を引き起こす。
- ④ 上記①～③の結果として，農業分野に残された労働者の質が低下し，遅刻，

欠勤続きの労働者、アルコールや薬物中毒者、失業保険取得常習者など「使えない・働きたがらない」労働者が増えている

(ii) C氏、B氏が季節労働者不足発生の原因として挙げた各項目について述べた詳細は以下のとおりである。

① 人件費高騰について

C氏、B氏共通：物価高騰に伴う国の最低賃金の断続的な値上げ（9.76～11.52 ユーロ/時（2017～2023年））⁽³⁹⁾と最低賃金の上昇に伴う労働者の給与増額が原因。

B氏：労働者の昇格促進と昇給も原因。労働者一人当たりの労働時間数増加による給与の増額より昇給の方が結果として人件費の増加に大きな影響を与える。

ちなみに 2017 年から 2022 年の 5 年間、オクシタニー地方では農業分野における新規または継続中の管理職者雇用件数が 38%増、正規雇用件数が 36%増であったのに対し、季節労働者を含む新規または継続中の有期雇用契約（CDD）件数は 7%減であった。また、被雇用者の延べ労働時間数が 8%増であったのに対し地域内で支払われた給与総額は 22%増加している⁽⁴⁰⁾。

② 生産コスト増について

C氏：フランスでは農業分野における経済状況が良くない。農家の収入が減っているため、十分な収入がないのに魅力的な給与を提示するのが難しい。

B氏：生産コストの大部分を人件費に投じる職種だから現に人件費 15%増加が起きたのは切実な問題。

③ 労働力摩擦について

B氏：農業労働者の仕事は単純肉体労働で、公共事業や観光業等、同等の職業能力レベルが求められるポストと比較して賃金が低いため人気が高い。失業率の低下に伴う求人数の増加と職種選択枠の拡大が他分野への労働力流出を促す。

C氏：自分の農場では代々スペイン人の学生を季節労働者として雇用しているが、スペインの景気回復とともにうちには来なくなった。ドイツや北欧等のより景気が良い国、観光業等のより賃金が高い業界を選択するようになった。

④ 農業分野に残された労働者の質の低下

B氏：労働者の質の向上に向けて努力しているが、常には手応えを感じないのが現状。経済的な価値（給料、賞与、福利厚生）、心理的な価値（仕事のやりがい、人間関係、所属意識や誇り）、職務的な価値（仕事に対する技術、知識、専門性）を重視するエンプロイヤーブランディングのコンセプトを自身の経営スタイルに応用しており、仕事は労働

者に任せっきりにせず自分も一緒に取り組む、仕事が始まる前に労働者と一緒にコーヒーを飲む、冬季には農家民泊施設を季節労働者に無償で貸し出す、雇用主も精神的な余裕を持って仕事ができるよう経営面積を縮小して仕事量の調節を図る等努力をしているが、労働者の忠誠心は低く、片親家族増加等、家庭の都合による勤務希望時間の多様化等、被雇用者からの要望が多様化しすぎて対応が難しい。

⑤ ④と関連した異宗教文化圏からの外国人労働力への依存に伴う問題

B氏、C氏共通：オクシタニー地方の猛暑と低賃金、重労働に耐える北アフリカ等の途上国からの移入労働力へ頼らざるを得ぬ状況になってきているが、異宗教文化圏からの移入による差別問題の深刻化は、地域が抱える複雑な課題。

C氏：飲酒をやめる、豚食を辞めるなど、イスラムの戒律をより厳重に守ることで自らのアイデンティティを守ろうとする移民の増加が、既存の国内労働力との間に亀裂を生み出した。

B氏：ラングドック・ルシヨン地方には南・東欧からの出稼ぎ炭鉱労働者、農業労働者を受入れの歴史があり、定住した移民たちは一世代半で差別等も克服し、地元社会に馴染みフランスへ同化した。その中で農業というベーシックな職業が社会的弱者や移民に社会的統合のきっかけを与える役割を果たしていた。しかし、北アフリカ出身の移民には宗教その他の理由があって習慣が違いすぎるため状況はより複雑。

4. おわりに

本稿の前半ではフランスにおける農業季節労働者の雇用に係る法律、社会保障制度、労働基準等、制度と政策のまとめと農業分野全般における季節労働者の採用難の状況を紹介した。また後半では、世界的なワイン消費量の減少と市場競争の国際化による景気不振回復策として量産型から品質重視型への転換を図る、オクシタニー州ラングドック・ルシヨン地方における季節労働者の雇用と課題についての考察を紹介した。最終生産物の販売に対する個人の直接責任が少ない農協出荷型生産者は農場ワイナリー型の生産者より一足早く機械化を進めて労働力の省力化を図ってきた。しかし、消費者が「量より質」志向に傾倒しつつある今日では、機械化、量産化は、国際的な市場競争と気候変動による被害に対して脆弱になりがちであること。量より質を重視すると季節労働者の労働力に対する需要が増すことなどが明らかになった。スマート農業が、制度、道德、実用性、経済面において「量より質」型の生産体制を目指すこの地域の醸造用ぶどう栽培の需要を満たす時代が来るまで、どのようにして季節労働力の確保を維持するか。アンケートの回答者は、将来的展望に欠ける外国人労働力への依存は地域の社会的構造に複雑な課題を残しうると警告する。

本稿を起点とし、今後更に多角的な視点からフランスの醸造用ぶどう農家の季節労働者雇用に関する研究を継続する。それによって機械化、IT化による農業の効率化と持続可能かつ人権を重視した季節労働者雇用の理想的なバランスの在り方を検討していきたい。

- 注 (1) ブルゴーニュ地方のブドウ畑の細分化された区画のこと。
- (2) Fédération des Exportateurs de Vins et Spiritueux de France (2024) による。
- (3) Agreste (2023) による。
- (4) Le Comité National des Interprofessions des Vins à appellation d'origine et à indication géographique (2019) による。
- (5) フルタイム当量(FTE.フランス語では ETP) は業務量をフルタイムの人員に換算したときに何人分に相当するかを示したもの=全労働者の労働時間数/フルタイム業務1日分=延べ人員。
- (6) Vitisphere (2023年7月25日付) による。
- (7) フランスにおける最も大きな地方行政区画, 「région」は「地域圏」または「州」と訳される。フランスの一般市民は 2016 年の州合併後も旧州内の文化圏に帰属意識を持つ傾向が強いため, 「旧ラングドック州」ではなく「ラングドック地方」と訳した。
- (8) Code du travail. Article L1242-3 による。
- (9) Code de travail. Article L.1251-6. 3° による。
- (10) Code de travail. Article L.1243-10. 1° および Code de travail. Article L.1251-33 による。
- (11) Code de travail. Article L.1242-7.4° および Code de travail. Article L.1251-11. 4° による。
- (12) DPAE について, 詳細は 2.(2),(3),(i)を参照。
- (13) Code rural et de la pêche maritime Article L.718-4. Code rural et de la pêche maritime Article L.718-6 による。
- (14) CERFRANE による。
- (15) Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020 - Textes Attachés - Charente et Charente-Maritime (ex-IDCC 9161 et 9171) Accord du 28 octobre 2021 relatif aux dispositions sur le travail à la tâche pour la viticulture による。
- (16) Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration による。
- (17) Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France による。
- (18) Directive 2014/36/UE du Parlement européen et du Conseil du 26 février 2014 établissant les conditions d'entrée et de séjour des ressortissants de pays tiers aux fins d'un emploi en tant que travailleur saisonnier による。
- (19) Direction de l'information légale et administrative (2023) による。
- (20) Convention franco-tunisienne du 9 août 1963 sur les relations économiques et la protection des investissements および Convention de main-d'œuvre entre la France et le Maroc du 1er juin 1963 による。
- (21) Auvray, N. et al.(2024) による。
- (22) Directive 96/71/CE du Parlement et du Conseil du 16 décembre 1996 concernant le détachement de travailleurs effectué dans le cadre d'une prestation de services による。
- (23) TESA が作成された経緯について, オクシタニー州の MSA 支部代表者兼全国本部議員である C 氏は以下のように解説する。「農業者は労働者を雇用する際, 規定の申告用紙に誕生日, 社会保障番号, 勤務時間, 給料等, 被雇用者の情報を記入して控えを MSA と労働者に提出し, この紙が被雇用者の給与明細の役割を果たしていた。フランスでは労働者雇用の際, 契約方法や様式に関する法律が非常に複雑で例外が多く, 以前は専門用紙に手書きで済ませていた給与明細の記入, 計算方法は経理の専門知識に長けた者でなければ対応が難しくなってしまった。そこで経理担当の雇用が不可能な小規模農場における雇用手続き簡易化と, 収穫作業等, 技術を問わない短期単純労働者の雇用手続き簡易化を目的として作られたのが, 雇用契約, 給与と(業務停止, 病気, 出産, 育児, 契約終了)等, 被雇用者の活動期間に関連するデータ申告手続きを簡易化した TESA である」。
- (24) 農業機械使用共同組合(通称 CUMA), 加工, 包装, 販売を業務とする協同組合, アグリツーリズム関連組織, 社会的弱者支援代替, 農作業請負業者等, 一部 TO-DE の適応範囲外となる職種もある。
- (25) 厚生労働省「第6回最低賃金制度のあり方に関する研究会議事要旨」による。
- (26) 『Terre-net』「L'exonération pour l'emploi de travailleurs occasionnels joue les prolongations」2023年1月16日付 による。なお, オクシタニー州 MSA 支部代表者兼全国本部議員の C 氏によれば, TO-DE の控除率は農業者と国と話し合いによって決められる。その際農業者団体(FNSEA)が国に報告する今期の生産品目毎季節労働者の需要見通しや, スペイン等労働者市場のライバルとなる近隣諸国における SMIC の動向(現在 750€前後)が判断材料となる。
- (27) 協議に関与する農業の労働組合(syndicat)には全国農業経営者連合会(FNSEA), 農業労働組合総連合(CGTagricole)農業労働者組合(Fo Agricole) フランス民主労働同盟(CFDT Agricole)などがある。

- (28) 労働協約書には、「給与額は雇用者、被雇用者間の交渉をもって決定する」との記載があるが、フランス国内で10軒以上の農場と季節労働の雇用契約を結んだことがある筆者の経験では、雇用者から給与額について意見と提案を求められたことは一度もない。
- (29) Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 30 による。
- (30) Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 12 - Accord du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit による。
- (31) フルタイム当量に関しては注釈5を参照。
- (32) Chambre Régionale d'Agriculture Occitanie, CERFRANCE Occitanie (2023) による。
- (33) 同上
- (34) RSA は Revenu de solidarité active (積極的連帯手当)の略。生活するために十分な収入を得ることができない人々に最低限の収入と職業訓練の機会を提供する制度で、一定の条件の下、25歳以上、若しくは片親、あるいは一定期間の就労経験がある18歳から24歳の勤労者が利用できる。
- (35) Le Parisien (2024年1月31日付) による。
- (36) CERFRANCE は720以上の支店に広がる57の会社から成る公認会計士の相互ネットワーク組織。
- (37) 耕地面積が1.5ha以下の農場はカウントせず。
- (38) 醸造用ぶどうに対する支払いはワインが醸造された翌年の3月から始まるが、その時点でワインがまだ出荷されていない場合は、出荷後の推定販売量を見込んだ上で支払いが行われる。
- (39) Insee(2024) による。
- (40) FNSEA (2023) による。

[引用文献]

【外国語文献】

- Agreste (2023) Les dossiers Juillet 2023 No2. Commission des comptes de l'agriculture de la Nation.
- Agreste Occitanie (2024) Mémento de la statistique agricole 2023.
- Association Nationale pour l'Emploi et la Formation en Agriculture (ANEFA) #ose devenir saisonnier avec l'ANEFA, <https://www.anefa.org/qui-etes-vous/les-secteurs-qui-recrutent-en-agriculture/ose-devenir-saisonnier-avec-lanefa/> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Auvray,N., Toullec,L. Moquay,L. (2024) Résultats N° 1, L'emploi de salariés détachés en 2022 En légère hausse par rapport à 2021 mais toujours en deçà du niveau de 2019 <https://dares.travail-emploi.gouv.fr/publication/lemploi-de-salaries-detaches-en-2022> (2024 年 4 月 19 日参照).
- CERFANCE (2023) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2022 récolte 2021.
- CERFANCE (2022) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2021 récolte 2020.
- CERFANCE (2022) Observatoire Viticole Occitanie Edition 2020.
- CERFRANE, <https://cerfrancebfc.cerfrance.fr/pages/travail-a-la-tache-en-viticulture-accord-collectif-en-bourgogne-franche-comte> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Chambre Régionale d'Agriculture Occitanie, CERFRANCE Occitanie (2023), AGRISCOPIE® OCCITANIE ÉDITION 2023.
- Code rural et de la pêche maritime Article L.718-4.
- Code rural et de la pêche maritime Article L.718-6.
- Code du travail. Article L1242-3.
- Code de travail. Article L.1251-6. 3° .
- Code de travail. Article L.1243-10. 1° .
- Code de travail. Article L.1251-33.
- Code de travail. Article L.1242-7.4° .
- Code de travail. Article L.1251-11. 4° .
- Convention collective nationale de la production agricole et CUMA du 15 septembre 2020 - Textes Attachés - Charente et Charente-Maritime (ex-IDCC 9161 et 9171) Accord du 28 octobre 2021 relatif aux dispositions sur le travail à la tâche pour la viticulture.
- Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 12 - Accord du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit du 16 juillet 2003 relatif au travail de nuit.
- Convention collective nationale concernant les caves coopératives vinicoles et leurs unions du 22 avril 1986. Etendue par arrêté du 20 août 1986 JORF 30 août 1986. Article 30.
- Convention de main-d'œuvre entre la France et le Maroc du 1er juin 1963.
- Convention franco-tunisienne du 9 août 1963 sur les relations économiques et la protection des investissements.
- Décosse,F. (2017) "Wanted but not welcome". Les programmes de migration temporaire à l'épreuve du temps.
- Direction de l'information légale et administrative (2023)Étranger en France : carte de séjour pluriannuelle - travailleur saisonnier.<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F21516> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Directive 96/71/CE du Parlement et du Conseil du 16 décembre 1996 concernant le détachement de travailleurs effectué dans le cadre d'une prestation de services.
- Directive 2014/36/UE du Parlement européen et du Conseil du 26 février 2014 établissant les conditions d'entrée et de séjour des ressortissants de pays tiers aux fins d'un emploi en tant que travailleur saisonnier.
- Fédération des Exportateurs de Vins et Spiritueux de France (2024) Dossier de presse – Exportations des vins et spiritueux française en 2023. <https://www.fevs.com/wp-content/uploads/2024/02/20240213-dp-fevs-bilan-2023-export-vins-spiritueux-vf.pdf> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Fédération nationale des syndicats d'exploitants agricoles (FNSEA) Observatoire de l'emploi. <https://www.fnsea.fr/observatoire-de-lemploi/> (2024 年 4 月 19 日参照).

- FNSEA (2023) Observatoire Emploi Formation Chiffres-Clés Emploi salarié Occitanie 2022. Formation en Agriculture (ANEFA) OSE devenir saisonnier !<https://www.anefa.org/wp-content/uploads/2021/02/livret-saisonnier-vf7-a5-intranet-2.pdf> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Fréconon, B., Marx, J., Petit, N. CGAAER (2021) Nouvelles formes de travail en agriculture Rapport n° 20090.
- Insee (2022) L'emploi saisonnier : une ressource importante pour l'économie d'Occitanie. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/6530526> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Insee (2023) Décomposition de la population vivant en France selon le lieu de naissance et la nationalité Données annuelles de 2006 à 2022. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2865118#tableau-figure1> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Insee (2024) L'essentiel sur... les immigrés et les étrangers. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/3633212> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Insee (2024) Salaire minimum interprofessionnel de croissance (Smic) Données annuelles de 1980 à 2024. <https://www.insee.fr/fr/statistiques/1375188> (2024 年 4 月 19 日参照).
- La Coopération Agricole Occitanie (2023), Guide de l'employeur pour les vendanges 2023.
- Le Comité National des Interprofessions des Vins à appellation d'origine et à indication géographique (2019), Chiffres clés <https://www.intervin.fr/> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Le Parisien (2024 年 1 月 31 日付) , Économie Viticulteurs : le ministre de l'Agriculture annonce 80 millions d'euros d'aides. <https://www.leparisien.fr/economie/viticulteurs-le-ministre-de-lagriculture-annonce-80-millions-deuros-daides-31-01-2024-WCBQHDESYZDP5PMTFRDJUYIBYM.php>, (2024 年 4 月 19 日参照).
- Limon, E. Dare (2019) Quelle place occupe l'emploi saisonnier en France ?. https://dares.travail-emploi.gouv.fr/sites/default/files/pdf/dares_analyses_emploi_saisonnier_france_2018-2019.pdf (2024 年 4 月 19 日参照).
- Loi n° 2006-911 du 24 juillet 2006 relative à l'immigration et à l'intégration.
- Loi n° 2016-274 du 7 mars 2016 relative au droit des étrangers en France.
- Ministère du travail, de la santé et des solidarités, Les contrats de travail. <https://travail-emploi.gouv.fr/droit-du-travail/les-contrats-de-travail/> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Mutualité sociale agricole (MSA), GéoMSA. <https://geomsa.msa.fr/#c=home> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Mutualité sociale agricole (MSA), LE TESA. <https://tesa.msa.fr/> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Réseau européen des migrations (2020) ÉTUDE 2020 Attirer et protéger les travailleurs saisonniers ressortissants de pays tiers en France.
- Safer (2023) Le Marché des vignes, Le prix de terre 2022. <https://www.safer.fr/app/uploads/2023/06/2023-PDT2022-4-V.pdf> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Terre-net (2023 年 1 月 16 日付) , L'exonération pour l'emploi de travailleurs occasionnels joue les prolongations, <https://www.terre-net.fr/emploi/article/223719/l-exoneration-pour-l-emploi-de-travailleurs-occasionnels-joue-les-prolongations> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Vitisphere (2024 年 1 月 31 日付) , 80 millions € d'aides aux trésoreries viticoles et 150 millions € pour l'arrachage de 100,000 ha. <https://www.vitisphere.com/actualite-101149-80-millions-euro-daides-aux-tresoreries-viticoles-et-150-millions-euro-pour-larrachage-de-100-000-ha.html> (2024 年 4 月 19 日参照).
- Vitisphere (2023 年 7 月 25 日付) , 75 % des viticulteurs peinent à recruter. <https://www.vitisphere.com/actualite-99858-75-des-viticulteurs-peinent-a-recruter.html> (2024 年 4 月 19 日参照).

【日本語文献】

- 厚生労働省「第6回最低賃金制度のあり方に関する研究会議事要旨」
<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/01/s0107-2.html> (2024 年 4 月 19 日参照).
- 内田多喜生 (2019) 「フランスのワイン農協における付加価値向上のための取組み」『農林金融』72(6) : 2-22.

第4章 ロシア

—西側諸国との間に深まる溝とその影響—

後藤 正憲

1. はじめに

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が始まって2年が経過し、戦争は長期化の様相を呈している。この軍事侵攻によって、ウクライナでは、農業部門を含めて甚大な被害を受けた。一方ロシアでは、西側諸国からの制裁によって、農業部門に直接または間接的な影響が生じているほか、ロシア側から対抗措置がとられることによって、これまでの農業のあり方に大きな変化が生じている。今までのところ、備蓄資源や気象状況にも恵まれて、ロシアの農業生産や農産物輸出は、ともに好調に運んでいる。しかし、ロシア国内の農業政策を詳しく追っていくと、様々な方面で葛藤を抱え、矛盾が噴出していることが分かる。本レポートでは、ロシアの農業が今日抱えている矛盾点に注意を払いつつ、それに対して政府がどのように対処しようとしているのかを重点的に追う。

2. 2023年のロシアの農業生産・農産物貿易動向

(1) 2023年の農業生産動向

1) 耕種農業

第1表 主要作物の収穫量の推移

(単位：万t)

	2021年	2022年	2023年
小麦	7,606	10,423	9,280
ライ麦	172	218	171
大麦	1,800	2,339	2,116
トウモロコシ	1,524	1,579	1,437
豆類（大豆以外）	384	461	595
ヒマワリ	1,566	1,636	1,670
大豆	476	600	674
ナタネ	279	451	420
ジャガイモ	1,796	1,884	2,049

資料：ロシア連邦統計局，Rosstat (2023)

穀物と豆類を合わせた生産量は1億4,264.6万トン⁽¹⁾。過去最大の収穫量を記録した2022年には及ばないものの、2023年はそれに次ぐ記録的な収穫量となった。主な品目の数字は第1表のとおり。

2) 畜産業

2023年の食肉全体の生産量は1,650.8万トンで、2022年と比べて2%増加した⁽²⁾。内訳をみると、牛肉が284.1万トンで1.8%増、豚肉が606.3万トンで4.9%増、鶏肉は703.2万トンで昨年より0.1%減となっている。2023年内にロシアでは6か所の養鶏施設で鳥インフルエンザが発生し、鶏肉の供給不足から市場での価格が約30%上昇した⁽³⁾。

牛乳の生産量は3380万トンで、2023年は2022年より2.5%増加した。ただし、乳牛の頭数では2.2%減少している。乳牛の生産性が向上していることと、飼料の供給が拡大していることが、生産量の増加につながったと考えられている⁽⁴⁾。

(2) 農産物貿易動向

1) 穀物

ロシア穀物取引市場では、2023年7月からカーギルやバイテラ、ルイ・ドレフュスといった西側のメジャーが相次いで撤退するという波乱が起きたものの、市場を揺るがすような大きな影響は見られなかった⁽⁵⁾。むしろ、2023-24年度の前半を終えた段階で、ロシアからの穀物輸出は記録的な3,670万トンとなるが見込まれている。次の表にあるように、今年度（2023年7月1日～2024年6月30日）ロシアからの穀物輸出は、昨年度を上回ることが予想されている⁽⁶⁾。

第2表 ロシアからの穀物輸出量

(単位：万t)

	2022/23年度前半	2022/23年度全体	2023/24年度前半	2023/24年度全体 (見込み)
穀物	2,980	6,200	3,670	6,700
小麦	2,380	4,800	2,690	5,100
大麦	330	550	440	600
トウモロコシ	120	550	270	700

資料：ФГБУ «Центр Агроаналитики» (2023.12.27) データは農業市場情勢研究所 (ИКАР) による。

穀物の輸出先としては、従来からロシアの主要な取引先だったトルコやエジプトが依然として上位を占めているものの、それらの国との取引量は減少している。代わって、イラン、サウジアラビア、バングラデシュのほか、インドネシアやベトナムといった中東、南・東南アジアへの輸出が伸びている⁽⁷⁾。そのうち南・東南アジア諸国への輸出については、これら地域への主要輸出国であるオーストラリアやインドからの穀物が、一時的にロシアからの輸入に代替されたものと考えられ、持続的な取引ではないとの指摘もある⁽⁸⁾。

第3表 ロシアからの主な穀物輸出先

(単位：万t)

	2022/23年度前半	2023/24年度前半	前年比
1. トルコ	490.3	428.1	▲12.7%減
2. イラン	371.8	390.2	4.9%増
3. エジプト	392.3	295.6	▲24.6%減
4. サウジアラビア	182.3	200.9	10.2%増
5. バングラデシュ	79.3	196.6	148%増 (約2.5倍)

資料：Интерфакс (2024.1.9)

2) 植物油

2022年3月にヒマワリとナタネの油糧種子の輸出が禁止され、ヒマワリについては同年9月に50%の輸出関税（ただし320ドル／トン以上）に切り替えられたが、ナタネについては輸出禁止措置が続いている⁽⁹⁾。その間に、ロシア国内で植物油の加工産業が発達したこともあって、植物油の輸出が伸びている。2023年には650万トン以上の植物油がロシアから輸出され、重量では2022年から33%増加した。2022-23年に油糧作物の生育が良好だったこと、ロシアで油糧種子に対する輸出関税が維持されたこと、海外でロシアの植物油に対する需要が拡大したことが、輸出増加の理由としてあげられている⁽¹⁰⁾。ヒマワリ油の輸出は429万トンで、ロシアから輸出される植物油の65%を占める。輸出先は中国とインドが中心で、2022年と比べて中国は3.5倍、インドは2倍の割合で増えている。ナタネ油の輸出は155万トンで、2022年より58%増加した。そのほとんどを中国が占めており、140万トン以上が輸出された。大豆油は66.8万トンが輸出され、2022年より8%増加した。インドへの輸出が3倍に増え、次いでアルジェリア、中国が続いている。油かすの輸出も28%増加し、全種類含めて388万トンが輸出された。

3) 化学肥料

ロシアによるウクライナ侵攻が始まった2022年2月24日以降、トリヤッチとオデーサを結ぶアンモニアパイプラインが閉鎖され、ロシアからのアンモニア輸出は63%減少した（2022年1～8月、前年同月比）⁽¹¹⁾。またEUはロシア産肥料のEU領内のトランジット輸送を制限したため、2022年にはロシアの化学肥料の生産量・輸出量ともに落ち込んだ。しかし、2023年には2021年並みの生産量と輸出量にまで回復している。主な輸出先は、ブラジル、インド、米国となっている⁽¹²⁾。具体的な数字については、3.（3）3）第9表を参照。

3. ロシアの農業政策・2023年4月～2024年3月の動き

（1）農薬と種子に関する輸入制限の動き

1) 種子

（i）自給率

ロシア政府は、国内で作付けされる農作物の種子を、高い比率で欧米の種苗会社に依存している現状を憂慮して、種子の自給率を高めていく方針を取っている。2020年1月20日付大統領令第20号によるロシア連邦食料安全保障ドクトリンでは、2030年までに主要農産物の種子自給率を75%以上とする目標が立てられた⁽¹³⁾。2022年12月23日付連邦政府指令第4133-p号では、年ごとの品目別自給率目標数値が設定されている⁽¹⁴⁾。

第4表 2030年までの主要農産物種子自給率年次計画

（単位：％）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
秋まき小麦	92	92.5	93	93.5	94	95	95	95	95
春まき小麦	74.3	77.5	78	78.5	79	79.5	80	81	82
コメ	92.7	95	95	95	95	95	95	95	95
豆類	36.3	45	46	48	50	55	60	70	75
エン麦	79.9	81.5	82	82.5	83	83.5	84	85	85
大麦	70.3	71	72	75	76	77	78	79	80
大豆	43.5	48	50	52	54	60	65	70	75
ナタネ	30.6	31	32	33	40	50	60	70	75
ヒマワリ	23	25	30	50	55	60	65	70	75
トウモロコシ	41.8	45	48	50	55	60	65	70	77
ジャガイモ	6.7	9	10	11	12	13	14	15	50
テンサイ	1.8	2.5	3	4	6	9	11	15	50

資料：Правительство России (2022.12.23)

（ii）育種法

種子自給率の目標を実現するために、法の整備が進められている。2023年9月1日には、新しい育種法が施行された。これは、2021年12月30日にプーチン大統領が署名して成立した、連邦法第454-Φ3号「育種について」である⁽¹⁵⁾。それによると、農作物として利用される全ての固定種と交配種は、分子遺伝学的検査を経て国家リストへの登録が義務付けられる。登録の際に発行される遺伝パスポートは、種子が一般に流通して利用されるために不可欠となり、これがないと輸入も許可されない。研究の目的以外に遺伝子組み換え作物（GMO）の利用と持ち込みは禁止されており、検査で遺伝子組み換えの事実が発覚した場合には、その種子の持ち主が連邦獣医・植物衛生監督局（ロスセリホスナドゾル）に報告して、廃棄処分を行わなければならない⁽¹⁶⁾。

この新しい育種法では、農作物種子の生産から保存、輸送、換金、サービスの提供を含む利用まで、農業省が運営する連邦国家情報システム（FGIS「育種」）を通して、一元的に管理される。あらゆる種子は、遺伝情報から、生産者、所有者、数量、販売ルート、保存・利用される場所といった情報がデータ化され、透明性が確保されるようになっている（遺伝パスポートとFGIS「育種」の始動は2024年9月1日から）⁽¹⁷⁾。この育種法では、種子管理の全権が農業省に委任されており、農業省のイニシアチブで一時的に種子の輸入を制限したり、追加で条件を課したりすることが可能となっている。

（iii）種子生産の現地化（ローカリゼーション）

実際に種子の自給率を増やしていくために、種子生産の現地化を義務づける法令が定められた。2023年5月16日付政令754号「ロシア連邦領土内における農作物種子生産の現地化の規則」で、育種法第12条第4項に基づいて出されたものとなる⁽¹⁸⁾。そこでは、ロシア国内で農作物の品種改良や育種を行う上での様々な規定が設けられている⁽¹⁹⁾。

- a. 外国企業は、ロシア企業もしくはロシア居住者が 51%以上のシェアを持つ合弁会社で事業を行うこと。また、開発された品種・交配種は、ロシア企業もしくはロシア居住者が受け取ること
- b. ロシア国内に少なくとも 2 か所の気候や土壌条件の異なる土地を持つこと
- c. ロシア国内に育種場や生産施設を持つこと
- d. 品種改良と育種の全過程をロシア国内で、ロシアの研究機関が参加して行うこと
- e. 分子遺伝学的な試験や増殖、その他品種改良を行うための施設を持つこと
- f. 品種改良においては、ロシアで作られた、またはロシアの事業者に譲られた優良な原原種を用いること
- g. 毎年 3 月 1 日までに、正式な様式で作成した種子生産現地化プランを、FGIS「育種」に提出すること

こうした種子生産の現地化の規則は、2023 年 9 月 1 日に施行されたが、種苗会社側には直ちにそれを実行する手立てもなく、前年より減ってはいるものの、来春にまく種子はすでに輸入されているのが現状のようである（e.g.ヒマワリ▲38%減、トウモロコシ▲45%減）⁽²⁰⁾。

（iv）輸入割当

外国から輸入される農作物種子に対する依存を減らすために、ロシア政府は種子の輸入に割当量を設定して、制限していく考えを示していた。これに対して、農業関係者からは不安の声があがっており、反対する意見も多く出されている⁽²¹⁾。いまだ具体的な規制が実施されないまま、規制の予定期間が二転三転していることも、議論の紛糾を示している。これまでの議論のおおよその経緯は第 5 表のとおり。

（v）品種改良・育種事業の促進

ロシア政府は、外国からの種子輸入制限に踏み切る一方で、国内では種子生産の基盤づくりに力を注いでいる。その中で、政府は 2017 年から 2030 年までの計画として「農業の発展連邦科学技術プログラム」(FNTF) を企画しており、獣医学的技術や農薬の開発とならんで、農作物種子の品種改良や新品種の開発に 590 億ルーブルの予算を当てている⁽²⁸⁾。これまでにジャガイモ、テンサイ、油糧作物、トウモロコシの品種改良のほか、ブロイラーの交配や肉牛の肥育などを含めて、13 のサブプログラムが設定され、民間企業や研究機関からの参加を募って開発を進めている⁽²⁹⁾。その他にも政府は、種子の生産を行う育種施設や、新品種開発のための試験場を新しく立てる費用を、50%まで国が補助するとしている⁽³⁰⁾。

これを利用して、各地で新しい施設の建設が行われている。大手農化学企業シチョルコヴォ・アグロヒムは、7 億ルーブルを投資して、南ロシアのアディゲ共和国にヒマワリ交配種の開発と育種を行う品種改良センターを建設中である⁽³¹⁾。同社はすでに、農業生

産企業グループ Rusagro との合併企業 SoiuzSemSvekla を立ち上げ、クリミアなどの圃場でテンサイの品種改良を行っている⁽³²⁾。また 2023 年 2 月には、種苗会社の Ruseed、農工コンプレックスの Bio-Ton、食品企業グループの EFKO、全ロ油糧作物研究所が参画する産学連携コンソーシアムが立ち上げられ、国産ヒマワリ交配種の開発に乗り出した⁽³³⁾。他にもクラスノヤルスク地方では、2026 年までに 4 件の品種改良センターの建設が計画されている⁽³⁴⁾。

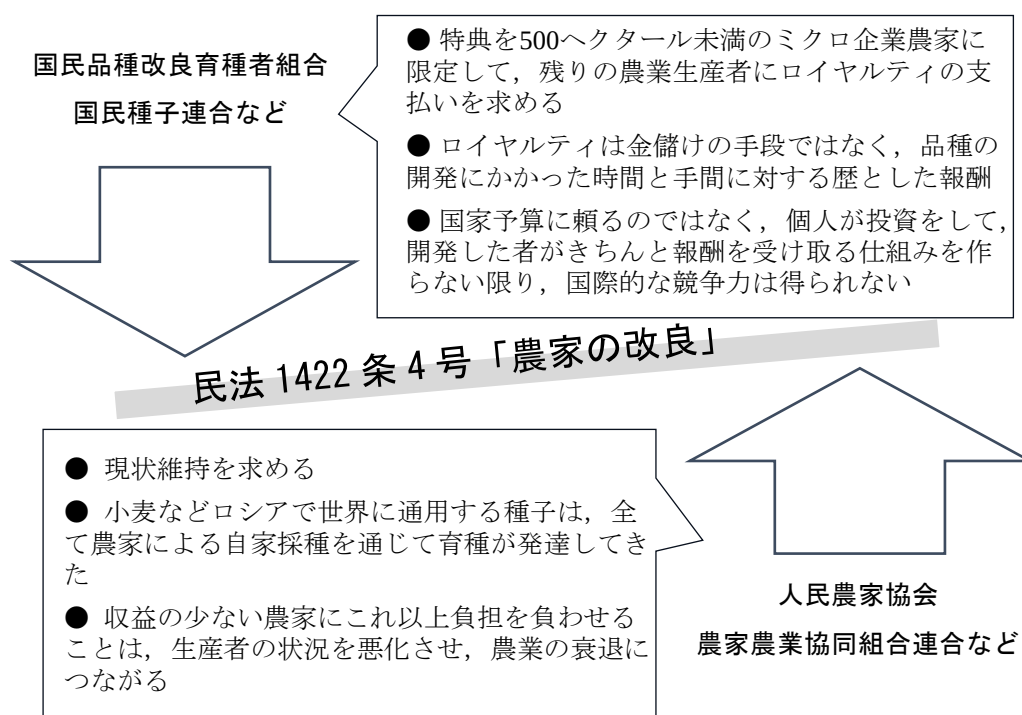
こうした国産の種子の需要を促進するために、政府は FNTF によって開発された種子の購入費の 70%を補助するとしているほか、国産の種子を利用する農家に追加的な補助金の支給を約束している⁽³⁵⁾。

第5表 種子輸入割当をめぐる政府の動き

日付	公表母体	内容
2022 年 8 月	農業省	種子輸入の割当制導入を提案
2023 年 2 月	農業省	非友好国からの農産物 9 品目の種子輸入につき輸入割当を導入する政令案を連邦政府に提案 ⁽²²⁾ 。期間は 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで。ジャガイモ、小麦、ライ麦、大麦、トウモロコシ、大豆、ナタネ、ヒマワリ、テンサイ
2023 年 6 月 26 日	連邦政府	非友好国からの上記 9 品目の農作物種子の輸入につき数量制限導入を可能とする政令（2023 年 6 月 26 日付け第 1034 号）を決定 ⁽²³⁾ 。制限可能期間は 2023 年 10 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで。制限発動の必要性や具体的な内容の提案を農業省に委任。
2023 年 12 月 12 日	農業省	非友好国からの農作物種子の輸入割当に係る政令案を政府に提案 ⁽²⁴⁾ 。期間は 2024 年 1 月 23 日から 2024 年 12 月 31 日まで。ジャガイモ 16,000 t、ビール醸造用大麦 600 t、トウモロコシ 5,000 t（うちワキシークーン 600 t）、ナタネ 2,000 t、ヒマワリ 7,000 t、テンサイ 2,000 t。小麦、ライ麦、大豆は割当なし
2023 年 12 月 23 日	連邦政府	9 品目の農作物種子に係る輸入制限適用可能性の判断を 2025 年 12 月 31 日まで年間延期すると決議（2023 年 12 月 23 日付け政令 2285 号） ⁽²⁵⁾ 。
2024 年 1 月 15 日	経済発展省	非友好国からの農作物種子の輸入割当実施の可能性を示唆 ⁽²⁶⁾ 。期間は 2024 年 2 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで。
2024 年 1 月 27 日	連邦政府	非友好国からの農作物種子輸入制限を決議 ⁽²⁷⁾ 。期間は 2024 年 2 月 12 日から 2024 年 12 月 31 日まで。総重量 33,100 t：ジャガイモ 16,000 t、ビール醸造用大麦 600 t、トウモロコシ 5000 t（うちワキシークーン 600 t）、アブラナ 2,000 t、ヒマワリ 7,500 t（うち高オレイン酸ハイブリッド 500 t）、テンサイ 2,000 t。小麦、ライ麦、大豆は割当なし

(vi) 品種・交配種の育成者権とロイヤルティ

種子生産の現地化が進み、ロシア国内の品種改良と育種事業が拡大するとともに、新しく開発された品種・交配種の権利をめぐる新たな問題が表面化している。基本的に、農作物の品種改良の成果は、それを開発した者が育成者権を持ち、他の者はロイヤルティを支払って、これを利用する。しかし、民法第1422条第4号では、中小企業に該当する法人や個人が特定作物の種子を自分の農地にまいて使用するのであれば、2年までロイヤルティを支払わずに使うことを認めている⁽³⁶⁾。ここでいう特定作物とは、小麦、デュラム小麦、ライ麦、ライ小麦、大麦、エン麦、エンドウ豆、ジャガイモ、ソバ、キビの10品目を指す。2020年に大規模の農業ホールディングスは、この特典対象から外された。特定の主体が育成者権を握るのではなく、個々の生産者が自家増殖を通じて改良を積み上げていく従来のスタイルから、「農家の改良」の通称で呼ばれる。この特典をめぐるのは、これまでも議論が交わされてきたが、とりわけ新しい育種法が施行された2023年末頃から、育種業界と生産者農家団体の間で、激しい論争となっている⁽³⁷⁾。これに対し農業省は、双方の妥協点を見出し、合理的な解決をはかるとしている。



第1図 育成者権をめぐる論争とその争点

2) 農薬

農作物の種子と同様に、農薬についても輸入割当制の導入をめぐる議論がなされている。2022年にロシアでは約23万トンの農薬の需要があり、その30.9パーセントに当たる71,200トンが輸入された⁽³⁸⁾。政府目標では、2030年までに農薬の自給率を90パーセントまで高めるとされている。ただ、種子の輸入に比べて農薬輸入の問題をより複雑なものに

しているのは、農薬は多くの場合、製品としてではなく、材料として輸入された成分が国内で合成されて、売り出されていることである。そのため、管轄が農業省、経済発展省、産業貿易省の多岐にわたるのみならず、ロシアだけでなくユーラシア経済連合（ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニア、クルグスタン）全域への輸入を制限する手続きが模索されている。しかし、農薬の輸入を制限することによって、特定の農薬が不足し、価格の上昇を招くおそれがあると懸念されているほか、収穫量の低下につながる、偽装品が出回るなどして品質の低下を引き起こす、人の健康や動物の生育環境に深刻な被害が出る、特定業者が市場を独占する、といったリスクが懸念されている⁽³⁹⁾。現在のところ、具体的な輸入割当量を決めず、2030年までに段階的に削減するという結論にいたっている。

第6表 農薬輸入割当をめぐる議論の推移

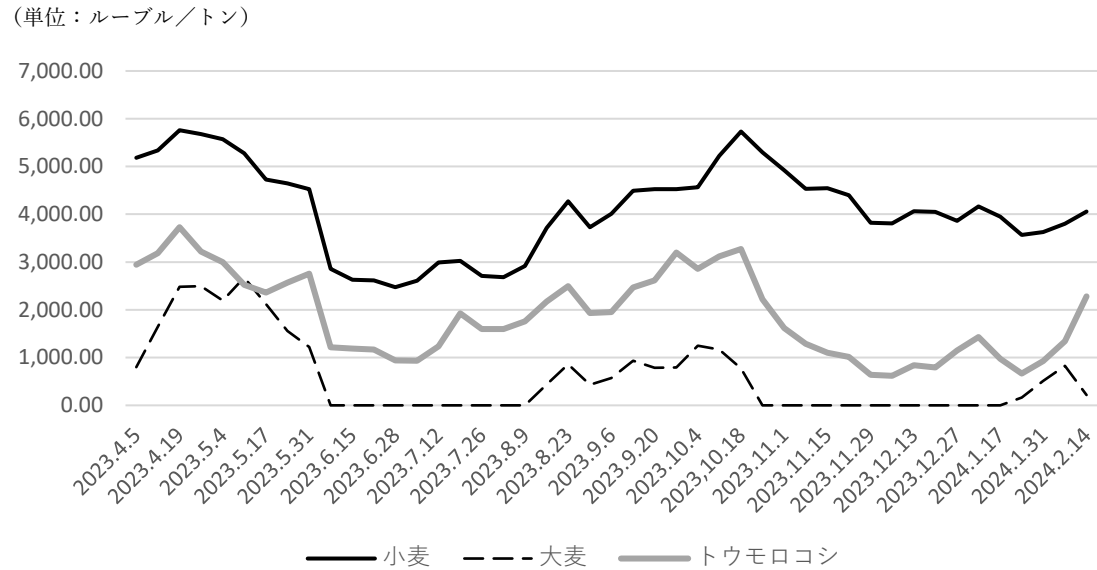
時期	出所	割当期間	内容
2023年5月	農業省	2023年10月1日から 2024年4月30日まで	15,000 t
2023年9月	産業貿易省	2024年1月1日から2024 年6月30日まで	15,000 t ⁽⁴⁰⁾
2023年10月	政令案	2024年1月1日から2024 年6月30日まで	ユーラシア経済連合への輸 入割当, 16,748 t ⁽⁴¹⁾
2023年11月	国会農業問題委員会	2030年まで段階的に削 減	ユーラシア経済連合への輸 入割当, 削減幅は前年需要 量の15%未満 ⁽⁴²⁾

（2）穀物輸出に関する関税、割当、禁止

1）穀物輸出関税

2021年6月から、小麦、トウモロコシ、大麦に関して、可変的輸出関税制度が導入されている。輸出関税から得られた税収は、農業者に向けた補助金に充てられる（穀物ダンパー制度）。関税額は2022年7月以降 US ドル建てからルーブル建てとなり、毎週更新されている。モスクワ穀物取引所で取引されたドル建て穀物輸出価格を、直近5日間の為替相場の平均値からルーブルに換算し、基準値（ベンチマーク価格）を差し引いた差額の70%が、関税額として割り出される。この穀物基準値は、種子にかかる費用、予測される収穫量、作物の国際的な価格、ルーブル相場をもとにして、政府によって設定される⁽⁴³⁾。

2023年6月1日には、小麦基準値が15,000ルーブル／トンから17,000ルーブル／トンに、大麦とトウモロコシの基準値が13,875ルーブル／トンから15,875ルーブル／トンに、それぞれ引き上げられた⁽⁴⁴⁾。その結果、6月7日更新の穀物輸出関税が下がり、大麦の輸出関税はその後しばらくゼロが続いた。



第2図 穀物輸出関税額の推移

資料: Интерфакс.
注: 2023年4月5日から2024年2月14日までの情報をもとに作成。

2) 穀物輸出割当

輸出関税とともに輸出割当は、国内で必要とされる量の穀物を確保し、食料価格の上昇を最低限に抑えることを目的として、2020年から毎年設定されている。農業年度（7月1日開始）の後半、2月15日から6月30日の間に、ユーラシア経済連合加盟国以外に輸出される小麦、大麦、トウモロコシ、ライ麦が対象となる。過去最大の収穫量を記録した2022/23年に準じる量の収穫が見込まれる2023/24年度には、2,400万トンの輸出割当量が設定されている⁽⁴⁵⁾。これまでに設定された割当量は次のとおり。

第7表 穀物輸出割当量の推移

期間	割当量	詳細
2020年4月1日～6月30日	700万t	
2021年2月15日～6月30日	1,750万t	以後関税割当
2022年2月15日～6月30日	1,100万t	うち小麦800万t
2023年2月15日～6月30日	2,550万t	穀物種類の区別なし
2024年2月15日～6月30日	2,400万t	穀物種類の区別なし

資料：Интерфакс (2024.1.11)

3) 穀物輸出禁止

(i) デュラム小麦

ロシア政府は、2023年12月11日から2024年5月31日まで、デュラム小麦の輸出を禁止している⁽⁴⁶⁾。デュラムはラテン語で「硬い」の意味で、主にパスタやクスクスなどの原料に使われる。ロシアでは、1970年代までデュラム小麦が世界でも1、2を争うほど多く作られていたが、次第により生産性の高い普通小麦や、油糧作物に置き換わり、近年

ではわずかしかな生産されていなかった（小麦全体の年間生産量 7,000 万～1 億トンに対し、デュラム小麦は 70～80 万トン）⁽⁴⁷⁾。しかし、2023 年 7 月 1 日から 11 月 10 日までの輸出量は、前年同時期の 5 万 2,000 トンに対して 65 万 7,000 トンと、約 13 倍に増加した。世界的なデュラム小麦の不作により、国際市場で需要が高まったためである。もともとロシア国内ではデュラム小麦の需要が高くない上に、先にあげた小麦の輸出関税は小麦全種に適用されるため、相対的にデュラム小麦の関税が低くなり、デュラム小麦をより多く生産して輸出しようとする傾向が強まったと言える。2023 年ロシアでは、生産原価の上昇が激しく、鳥インフルエンザの発生もあって、鶏肉と卵の値段が 30% 上昇した。デュラム小麦の輸出禁止は、国内市場への供給を増やすことによって、食料品の価格上昇を緩和させる狙いがあるとみられる⁽⁴⁸⁾。生産の拡大を計画していた生産者や輸出業者は、この政策に反対している。

（ii）コメ

2022 年 7 月からコメ輸出が一時的に禁止されているが、ロシア政府はこれを 2024 年 6 月 30 日まで延長するとしている。この輸出禁止措置は、2022 年 4 月にロシア南部クラスノダール地方のクバン川に設置された水門が事故で決壊し、周辺のコメ作地帯に大きな被害が出たことによる⁽⁴⁹⁾。

デュラム小麦とコメの輸出禁止は、ともにユーラシア経済連合加盟国（ベラルーシ、アルメニア、カザフスタン、クルグスタン）およびアブハジア、南オセチアには適用されず、その他人道目的の援助など、二国間で取り決めがなされた場合は適用外となる。

（3）肥料輸出に関する関税，輸出割当

1）肥料輸出関税

2023 年に入り、ロシア政府は肥料の輸出価格が 1 トン当たり 450 US ドルを超えた場合に、その超えた分の 23.5% 課税する方針を取っていた。しかしその後、国際市場の価格が下がり、想定されていたほどの財政収入が得られなかったことから、9 月 1 日から肥料の価格に関わらず、一律 7% の関税率とした。さらに 10 月 1 日からは、為替相場が 1 ドル 80 ルーブルを超えた場合 10% の関税率とする条件を追加している⁽⁵⁰⁾。これに対し肥料生産者からは、輸出される肥料の種類によって原価や収益性が全く異なることが考慮されていないとして、一律の関税率による税負担の不公平性を訴える声が上がっている⁽⁵¹⁾。

2）肥料輸出割当

ロシアで生産された化学肥料が過度に輸出されると、ロシア国内で肥料が不足する事態が起こり得る。肥料の不足はロシア農業にとって支障となるだけでなく、食料価格の上昇につながる。こうした危険を未然に防ぐ目的で、2021 年 12 月 1 日から肥料輸出割当制が実施されている⁽⁵²⁾。化学肥料生産量と、ロシア国内での需要を勘案して、定期的に輸出

割当量が算出される。割当は、ユーラシア経済連合加盟国への輸出に対しては適用されない。2022 年は軍事侵攻の影響で、肥料輸出は前年比 15%減少したが、2023 年には再び 2021 年の水準に回復することが見込まれており、それに応じて輸出割当量も上方修正されている⁽⁵³⁾。2023/24 年の肥料輸出割当量は次のとおり。

第8表 肥料輸出割当量の推移

期間	割当量
2023 年 1 月～5 月	1,450 万 t
2023 年 6 月～11 月	1,630 万 t → 1,850 万 t (11 月 14 日に上方修正)
2023 年 12 月～2024 年 5 月	1,695 万 t (窒素肥料 980 万 t, 複合肥料 710 万 t)

資料：Forbes (2023.8.10); Коммерсантъ (2023.11.23)

3) 国内価格の固定

肥料輸出割当制の導入とともに、国内農家に肥料を安定して供給する目的で、2021 年 7 月から国内市場の肥料価格が固定された。2022 年 6 月と 9 月にロシア連邦独占禁止局の提案に従って更新された後、2022 年の水準に固定されている⁽⁵⁴⁾。その結果、ロシア国内市場の肥料価格は、輸出価格よりも 1 割から 2 割程度低くなっている⁽⁵⁵⁾。割当期間の延長に合わせて固定期間も延長されるため、現在は 2024 年 5 月まで価格が固定されることになっている。こうした措置の効果もあり、ロシア国内の肥料投与量は増加している。2023 年の 1 ヘクタール当たり平均の化学肥料投与量は 65 キログラム。ロシア政府は 2025 年までに、科学的に最適とされる 1 ヘクタール当たり 80 キログラムまで投与量を増やすことを目標としている⁽⁵⁶⁾。

第9表 ロシアの化学肥料生産量と国内供給量

		2021 年	2022 年	2023 年
生産量 (現物重量, 万 t)		5,860	5,430	5,850
種目別生産量 (栄養成分 100% に換算した重量, 万 t)	窒素	1,148	1,188	1,250
	リン	436	441	440
	カリウム	1,074	730	910
輸出量 (万 t)		3,760	3,190	3,360
生産量に占める輸出の割合 (%)		64.2	58.7	57.4
国内供給量 (万 t)		500	580	580
肥料投与量 (1 ha 平均, kg)		55	61	65

資料：Интерфакс (2023.12.27); Интерфакс (2023.7.7a); РИА Новости (2023.12.25); поле.рф (2024.2.1)

(4) 補助金の支給

1) 農業機械、設備の補給

2023 年は 2022 年に次ぐ穀物の収穫があり、さらに政府によって輸出制限措置がとられ

ることによって、ロシア国内の穀物価格が低迷している。一方、西側諸国による経済制裁のため部品の供給が止まった農業機械は、供給不足から価格が1年で30-50%も上昇した。そのため農業生産者の多くは、耐用年数を超えた農業機械や設備を更新することができずにいる⁽⁵⁷⁾。こうした事態を打開するために、補助金の制度が設けられている。農家は通常の市場価格よりも低い割引価格で農業機械を購入することができ、その差額が補助金によって農業機械生産者に支払われるシステムで、法令番号から「プログラム 1432」の名称で呼ばれている。しかし、この「プログラム 1432」に充てられる予算は、2020年に120億ルーブル、2021年に100億ルーブル、2022年に80億ルーブルと、年々減少し続けている。2023年は20億ルーブルから始まり、6月に32億ルーブルが追加されたが、その後、農業機械生産者協会からの強い要請を受けて、ようやく昨年と同額の80億ルーブルにまで引き上げられた⁽⁵⁸⁾。

2) 土地改良

ロシアでは1970年代後半から徐々に播種面積の減少が始まり、ソ連崩壊後にはその勢いが増した。その面積は、1989年頃には約1億1,900万ヘクタールあったのに対し、2018年には8,000万ヘクタールを下回り、ソ連崩壊前のおよそ3分の2に減少している⁽⁵⁹⁾。現在使われていない農業用地は約4,400万ヘクタール、そのうち耕地は約2,000万ヘクタールとされる⁽⁶⁰⁾。

このような耕作放棄地を減らすために、2022年から10年計画で、国家計画「農業用地の効果的な再生利用の促進と土地改良システムの発展」の取組が行われている。そこでは、使われていない農業用地1,320万ヘクタールの再生利用と、土地改良済の土地360万ヘクタールの維持が目標として掲げられている⁽⁶¹⁾。利用されずに放置されている土地の実態を把握するために、農地の情報を統一して正確な地図を作成することも行われている。

土地改良には、灌漑や排水の複合システムや、水利施設の建設と修復、農地に繁茂した草木の除去、土壌侵食や干ばつ対策、防風林の造成、土壌の肥沃化、土質改善などが含まれる。しかし、こうした作業を行って土地を再生させるよりも、新しく土地を購入したほうが安いといった事情があるため、計画の実行は難しいのが現状のようである。

このような状況を踏まえて、2023年8月には、計画の目標指数となる2030年までの予算が、当初の5,384億ルーブルから2,946億ルーブルへと大幅に削減された（1,320ヘクタール以上の土地を再生活用するという目標はそのまま）⁽⁶²⁾。ただ、荒廃した土地を改良して輸出向け作物の農地に再生するなど、他の計画と組み合わせる傾向がみられる。2023年末には、土地改良に関するプログラムの枠組みを広げて、農作物の品種改良や育種などを専門とする研究教育機関の土地改良に、85億ルーブル以上の補助金を支給する決定がなされた。その他、農業生産者が土地改良を行うのにかかった費用の補助割合も拡大され、50～90パーセントが連邦予算で補われることになった⁽⁶³⁾。

4. ロシアのウクライナ侵攻と世界食料需給への影響

(1) 黒海穀物イニシアチブ

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナからの穀物供給を停滞させることによって、世界的な食料危機の可能性を引き起こした。この危機的状況を回避するために、2022年7月22日、対立するロシアとウクライナおよび調停役のトルコと国連の間で、「黒海穀物イニシアチブ」が結ばれた。締結国と国連は、黒海に面するウクライナの3つの港（オデーサ、チョルノモルスク、ユーージュヌイ）から輸送される食料と肥料の安全な輸送を保証することや、公平な取引を監視する目的で共同調整センターを設置することで合意した。120日ごとに条約内容を確認して、見直しが行われる⁽⁶⁴⁾。それと並行して、ロシアと国連の間では、経済制裁の解除を求めるロシア側の要求を盛り込んだ「ロシア・国連覚書（メモランダム）」が交わされた。有効期間は3年間で、ロシア側から主に次の5つの要求がなされている。

- a. ロシアの銀行および財政機構のあらゆる障害を撤廃すること（特にロシア農業銀行のSWIFT*への速やかな接続）
- b. 農業機械、設備一式、また肥料製造分野における部品のロシアへの供給を再開すること
- c. ロシア船とその積荷に対する不利な航行料と保険料の設定を改善すること、またそうした物流の障害を取り除くこと
- d. ロシア産の肥料とその原料の自由な供給を可能にすること。特にトリヤッチ＝オデーサ・アンモニアパイプラインを再開すること
- e. 農業分野に関するロシア資産の凍結を解除すること

* SWIFT: Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication, スイフト, 国際銀行間通信協会。金融機関のネットワーク上で動作するグローバルなメッセージングシステム。

上の「イニシアチブ」によって黒海に確保された「人道回廊」を通して、ウクライナの穀物は順調に輸送されたが、「メモランダム」の内容は何も実現されていないことを不服として、ロシアは2度目の「イニシアチブ」延長を決める2023年3月18日に、有効期間を60日に短縮することで、継続に合意した⁽⁶⁵⁾。3度目の延長を決める5月18日には、ロシアにとっては友好国であり、「イニシアチブ」では仲介役を務めるトルコの大統領選挙直前だったことから、交渉の決裂は回避されたが、4度目の延長期限前日の7月17日に、ロシアは「イニシアチブ」からの離脱を表明した。「メモランダム」の示す条件を国連が満たしていないことが、その理由であるとしている⁽⁶⁶⁾。あくまでロシア側の立場としては、「イニシアチブ」は決して破棄されたわけではなく、国連側が「メモランダム」の条件をみたささえすれば、いつでも交渉を再開する用意があるとしている⁽⁶⁷⁾。こうした黒海穀物イニシアチブとそれに関する2023年の動きを整理すると、およそ次のようになる。

第10表 黒海穀物イニシアチブをめぐる2023年中の動き

3月18日	継続期間を60日に短縮して合意
5月17日	60日間延長で合意成立
5月28日	トルコのエルドアン大統領再選
6月5日	トリヤッチ＝オデーサ・アンモニアパイプライン爆発、破壊
7月11日-12日	NATO 首脳会議
7月17日	ロシア、黒海穀物イニシアチブからの離脱を表明

（2）アフリカ諸国への食料・肥料供給

黒海穀物イニシアチブをめぐる議論では、ウクライナから輸出される穀物の大半は、EU 諸国や中国、トルコなど、経済的に豊かな国に輸出されており、実際に食糧危機に瀕しているような貧しい国には届いていないということが、「人道的」な配慮をうたう「イニシアチブ」の欺瞞を追及するロシア側の論拠として、しばしば指摘されていた⁽⁶⁸⁾。そうした面と合わせて、ロシアではアフリカ諸国に穀物や肥料を供給することによって、ロシアこそが世界の食料安全保障に貢献していることを示す努力がなされている。

7月27-28日には、アフリカ諸国の首脳をサンクトペテルブルグに招いて、第2回ロシア・アフリカサミット会合が開催された（3年に1度、第1回は2019年にソチで開催。2022年には情勢不安のため1年延期）⁽⁶⁹⁾。その席では、医療、教育、安全保障と並んで、農業におけるロシアとアフリカ諸国の協力が約束された。会議に出席したロシア肥料生産者協会の代表は、今後5年以内にアフリカ諸国への肥料供給を倍増させるとしている⁽⁷⁰⁾。また、このときプーチン大統領は、世界食料プログラムの一環として、アフリカ6か国に無償の穀物援助を約束しており、11月にはソマリアとブルキナファソに各25,000トンの小麦が船で搬送された。今年末までに、マリ、ジンバブエ、中央アフリカ、エリトリアに向けて、合計20万トンの小麦が送られる予定になっている⁽⁷¹⁾。

他にも、3月には2万トンの肥料がマラウイに、5月には3万4,000トンの肥料がケニアに、それぞれ無償で送られた⁽⁷²⁾。

（3）肥料・農産物輸出のためのインフラ整備

1) 黒海・アゾフ海

ロシアから輸出される穀物の大半（2022/23年には86%）は黒海・アゾフ海から積み出されている⁽⁷³⁾。主な輸出先のトルコや北アフリカ、中東諸国からも、生産地である南ロシアの穀倉地帯からも近いという土地の利便性が有利に働いている。それに対して、化学肥料の主な生産地はヨーロッパ・ロシアの北西部や中央部であることから、バルト海から輸出される量が大半を占める（2022年には73%）⁽⁷⁴⁾。しかし、危険物である液体アンモニアの積み出しができる港はロシアにはなく、旧ソ連に3か所あるうちの1つがオデーサ郊外のユーージュノエ港だった（残る2か所はラトビアのヴェンツピルス港と、エストニアのシッラマエ港）⁽⁷⁵⁾。2022年2月以降、ロシアのトリヤッチとオデーサを結ぶアンモニ

アパイプラインが閉鎖され、実質的に出口をふさがれる形となっている。そこで、それに代わる手段として、クリミア橋のたもとに位置するクラスノダール地方タマニ（Taman）に、大型港湾ターミナルが建設されている。物流の手段としては、穀物輸出からインフラ建設まで手掛ける複合企業の Demetra Holding と、食品企業グループ EFKO が出資して作る鉄道会社が、ロシア鉄道と共同で鉄道を建設することで合意している⁽⁷⁶⁾。2027 年に開通予定の鉄道を通して、穀物、植物油、油かすなど、年間 700 万トンの農産物が運び出されると試算されている。また、タマニの港湾ターミナルからは、年間 500 万トンの化学肥料の出荷が可能になるとされる⁽⁷⁷⁾。

2) バルト海

2022/23 年にバルト海から輸出された穀物は、ロシアの穀物輸出全体の 2% しかなかった。しかし、2023 年にはフィンランド湾に浮かぶ島のヴィソツク港が、石炭の積み出しから穀物の積み出しに切り替えられたために、今後出荷量が増える可能性がある⁽⁷⁸⁾。

バルト海からの輸出で中心となるのは化学肥料だが、バルト三国やフィンランドの港湾を介して輸出される割合が高かった。ロシアによるクリミア併合やウクライナへの軍事侵攻によって、ヨーロッパの港湾への出入りを禁止されたり、ロシア貨物の取り扱いを拒否されたりするなど、国外の港湾を介した輸出が実質的に困難となる中で、ウスチルガなどロシア国内の港で肥料積出ターミナルの拡充が行われている⁽⁷⁹⁾。

しかし、ロシアの肥料輸出のうち、ロシア国内の港から輸出された肥料の割合は、2017 年には 60%、2022 年でも 73% であり、現在でもおよそ 4 分の 1 は国外の港湾を介して輸出されている⁽⁸⁰⁾。その理由として、上にあげたアンモニア輸出に関する技術的な要因のほか、近隣諸国では EU の基準に基づいて、港湾への輸送と積換えを含めた統一料金となるため、肥料輸出業者にとっては安上がりになるという経済的な要因がある⁽⁸¹⁾。また他にも、2015 年から 2020 年まではロシアの港湾法で、水際から 500 メートル以内に化学肥料の集積場を作ってはならないとされていたために、ロシアでは肥料積出ターミナルの建設ができなかったという法的な要因がある⁽⁸²⁾。さらには、プリモルスクに計画されている多目的貨物中継基地の建設が環境破壊につながるとして、地元住民の起こした反対運動が裁判にまでもつれ込み、着工できずにいるといったように社会的要因も存在している⁽⁸³⁾。

3) シベリア、極東

ロシアから中国への植物油の輸出が増加しているが、陸路を通して本格的な穀物輸出に備えようとする動きが活発になっている。すでに穀物輸出企業グループが主体となる国家プロジェクト「新陸路穀物回廊」が立ち上げられ、2022 年にはシベリア横断鉄道沿線と、中国方面の支線沿線の結節点 7 か所に、大型穀物倉庫が建設された⁽⁸⁴⁾。既存のシベリア横断鉄道とバム鉄道の近代化を図り、将来的にはさらに新たな路線を加えて、輸送回路による「東の多角形」（ポストーチヌイ・ポリゴン）を築く構想が立てられている⁽⁸⁵⁾。

このように、中国への穀物輸出にかかるロシア側の期待は大きいですが、中国側のロシア穀物に対する輸入規制は依然として厳しく、ロシアが思うようにはいっていないのが現状である。小麦や大麦は春まき種しか認められておらず、ロシアにとって輸出能力の高い秋まき種については、中国側で検疫の審査中である⁽⁸⁶⁾。また、ロシアの論評においても、鉄道による陸路輸送は海上輸送に比べてコストが高いことや、同じ鉄道輸送でも石炭など他の貨物を運ぶほうが収益率がよいことから、鉄道輸送による中国への穀物輸出に懐疑的な見方もある⁽⁸⁷⁾。

5. おわりに

ロシアによる軍事侵攻をきっかけに始まった戦争が長期化するにつれて、ロシアとウクライナ、またウクライナを支援する西側諸国との間で、亀裂が深まっている。戦争による破壊が物理的なダメージを与えている一方で、農産物を介した新しい関係が構築されようとしている。本レポートで取り上げたように、ロシアでは種子や農薬の輸入を制限したり、穀物や肥料の輸出に関税を設けたり、農業機械や土地改良に補助金を支給したりすることを通して、国家による農業への統制力が強化されている。一方のウクライナでは、国連やIMF、また欧米諸国の支援を受けるとともに、国内の制度が西側の基準に合わせて変革を余儀なくされ、自由化の波にもまれている。例えば、農薬と種子を生産する米国の農業企業コルテヴァ・アグリサイエンスは、ロシアがウクライナに軍事侵攻を始めて間もなくロシア市場から撤退したが、ウクライナでは現在もトウモロコシやヒマワリの交配種を供給するだけでなく、農村振興にも積極的に投資している⁽⁸⁸⁾。また、米国国際開発庁（USAID）は、農地の土地改良や農作物輸送のインフラ整備に出資するなど、幅広い分野でウクライナ農業支援を行っている⁽⁸⁹⁾。EUはウクライナとの貿易を自由化し、2024年1月15日からはEU食品オンライン認証システム TRACES NTをウクライナにも導入して、EU域内でウクライナ産の農産物の輸送がよりスムーズに行えるようにしている⁽⁹⁰⁾（同時に、ウクライナ産農産物輸入の自由化は、それに反対するポーランドやハンガリーの農家や輸送業者による国境封鎖を引き起こし、フランスをはじめとする欧州全域では、環境規制による重圧と並んで、農家による抗議活動の一因ともなっている⁽⁹¹⁾）。一方、こうした支援の条件として、ウクライナには農地取引の自由化など、国内制度の改革が求められている。オリガルヒや外国人に土地が買い占められることを恐れて、多くのウクライナ人が反対する中で改革は実行に移され、2024年1月1日から個人だけでなくウクライナの企業法人にも1万ヘクタールまで農地を購入することが可能になった⁽⁹²⁾。

このように、ロシアでは西側諸国との関係が疎遠になる一方で、ウクライナでは急速にその距離を縮めている。こうした経験の相違が、今後両国の農業にどのような違いとなって表れていくのかが注目される。

注 (1) Росстат (2023a)

(2) Росстат (2023b)

(3) Агроинвестор (2023.12.20)

(4) Коровайнфо (2024.1.29)

(5) Российская газета (2023.6.30)

(6) ФГБУ «Центр Агроаналитики» (2023.12.27)

(7) Интерфакс (2024.1.9)

(8) OleoScore (2023.12.19)

(9) РБК (2023.7.26)

(10) Агроинвестор (2024.1.24)

(11) Hebebrand and Galauber (2023.3.9)

(12) Интерфакс (2023.12.27); РИА Новости (2023.12.25)

(13) Министерство сельского хозяйства Российской Федерации (2020)

(14) Правительство России (2022.12.23)

(15) Президент России (2021.12.30)

(16) Россельхознадзор (2024.1.23)

(17) поле.рф (2022.1.17); DIRECT.FARM (2022.4.11)

(18) Правительство России (2023.5.16)

(19) DIRECT.FARM (2023.8.28); Щёлково агрохим (2023.8.22)

(20) Агроинвестор (2024.1.15)

(21) Agrobok.ru (2023.6.6); Парламентская газета (2023.12.21); Щёлково агрохим (2023.8.22)

(22) Интерфакс (2023.2.16)

(23) Коммерсантъ (2023.6.29)

(24) Агроинвестор (2023.12.12)

(25) РИА Новости (2023.12.27)

(26) Интерфакс (2024.1.15)

(27) Интерфакс (2024.1.30)

(28) Агроинвестор (2023.10.10)

(29) Министерство сельского хозяйства Российской Федерации (2022)

(30) Независимая газета (2023.3.16); Ведомости (2023.6.14)

(31) Агроинвестор (2023.7.11)

(32) Коммерсантъ (2022.10.25)

(33) Российская газета (2023.2.8)

(34) ТАСС (2023.12.1)

(35) Интерфакс (2023.7.7b)

(36) поле.рф (2023.11.23)

(37) РБК (2023.11.22); Национальный семенной альянс (2024.1.19)

(38) РБК (2023.5.30)

(39) Парламентская газета (2023.11.21)

(40) поле.рф (2023.10.26)

(41) Интерфакс (2023.10.31)

(42) поле.рф (2024.1.18)

(43) Агроинвестор (2023.5.22)

(44) «Graininfo» (2024.1.15)

(45) Интерфакс (2024.1.11)

(46) ООО «Универсальные грузовые решения» (2023.12.12)

(47) Agrobok (2020.12.11)

(48) Взгляд (2023.11.24)

(49) ФГБУ «Центр Агроаналитики» (2024.1.9)

(50) Forbes (2023.9.8); Кудияров (2023.10)

(51) РИА Новости (2023.8.14)

(52) Коммерсантъ (2023.10.30)

(53) Интерфакс (2023.11.16) ; Интерфакс (2023.12.27)

(54) Интерфакс (2023.12.6)

(55) Российская газета (2023.12.6)

- (56) Парламентская газета (2023.9.20)
- (57) Forbes (2023.11.15)
- (58) Интерфакс (2023.11.9)
- (59) Агроинвестор (2023.6.2)
- (60) Интерфакс (2022.4.7)
- (61) Агроинвестор (2023.6.2)
- (62) Интерфакс (2023.8.11)
- (63) Правительство России (2023.12.4)
- (64) Дерюгина (2023.3.15)
- (65) Российская газета (2023.5.10)
- (66) Ведомости (2023.7.21)
- (67) Известия (2023.12.9)
- (68) Президент России (2023.7.24) ; Коммерсантъ (2023.5.18) ; Дерюгина, (2023.3.15)
- (69) «Валдай» (2023.7.18)
- (70) Российская ассоциация производителей удобрений (2023.7.28)
- (71) Aussiedlerbote (2023.11.17)
- (72) РИА Новости (2023.10.28)
- (73) Forbes (2023.8.14)
- (74) RUPEC (2023.5.4)
- (75) PortNews (2023.2.27)
- (76) Агроинвестор (2023.11.14)
- (77) «Graininfo» (2023.12.1)
- (78) Forbes (2023.8.14)
- (79) PortNews (2023.2.27)
- (80) Гаврипенко (2019); RUPEC (2023.5.4)
- (81) Гаврипенко (2019)
- (82) Иванова (2023)
- (83) MR7.ru (2023.10.12)
- (84) Ритм Евразии (2023.9.3); Новый сухопутный зерновой коридор (2023.6.1)
- (85) ТАСС (2023.10.5) ; Ведомости (2023.9.20)
- (86) Интерфакс (2024.1.25)
- (87) Forbes (2023.8.14)
- (88) AgroPortal (2023.11.12)
- (89) AgroPortal (2023.12.21)
- (90) АПК Информ (2024.1.9)
- (91) Ukraine Business News (2024.2.5); Коммерсантъ (2024.2.18)
- (92) ТАСС (2024.1.1)

[参考文献]

- Agrobook (2020.12.11) Твёрдая пшеница ждёт твёрдого решения: возродится ли в России производство дурума? <https://agrobook.ru/blog/user/admin/tvyordaya-pshenica-zhdyot-tvyordogo-resheniya-vozrodit-sya-li-v-rossii-proizvodstvo>
- Agrobook.ru (2023.6.6) Локализовать локализованное. Почему российские селекционеры не рады новым правилам производства семян, <https://agrobook.ru/expert/lokalizovat-lokalizovannoe-pochemu-rossiyskie-selekcionery-ne-rady-novym-pravilam>
- Агроинвестор (2023.5.22) Базовая цена для расчета экспортной пошлины на зерно будет повышена, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/40339-bazovaya-tsena-dlya-rascheta-eksportnoy-poshliny-na-zerno-budet-povyshena/>
- Агроинвестор (2023.6.2) Земли на карту. Минсельхоз решил создать схему распределения земельных ресурсов страны, <https://www.agroinvestor.ru/markets/article/40400-zemli-na-kartu-minselkhoz-reshil-sozdat-skhemu-raspredeleniya-zemelnykh-resurov-strany/>
- Агроинвестор (2023.7.11) «Щелково Агрохим» и «Косминвест» создали СП для выпуска семян

- масличных, <https://www.agroinvestor.ru/companies/news/40618-shchelkovo-agrokhim-i-kosminvest-sozdali-sp-dlya-vypuska-semyan-maslichnykh/>
- Агроинвестор (2023.10.10) В ФНТП развития сельского хозяйства внесены изменения, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/41195-v-fntp-razvitiya-selskogo-khozyaystva-vneseny-izmeneniya/>
- Агроинвестор (2023.11.14) «Росжелдор» и «Таманская железнодорожная компания» построят железнодорожную инфраструктуру в Тамани, <https://www.agroinvestor.ru/companies/news/41374-roszheldor-i-tamanskaya-zheleznodorozhnaya-kompaniya-postroyat-zheleznodorozhnyuyu-infrastrukturu-v-t/>
- Агроинвестор (2023.12.12) Минсельхоз определил объемы квот на импорт семян из недружественных стран, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/41547-minselkhov-opredelil-obemy-kvot-na-import-semyan-iz-nedruzhestvennykh-stran/>
- Агроинвестор (2023.12.20) Производство мяса птицы в 2023 году может остаться на прошлогоднем уровне, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/41593-proizvodstvo-myasa-ptitsy-v-2023-godu-mozhet-ostatsya-na-proshlogodnem-urovne/>
- Агроинвестор (2024.1.15) Квоты на импорт семян могут начать действовать с 1 февраля, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/41690-kvoty-na-import-semyan-mogut-nachat-deystvovat-s-1-fevralya/>
- Агроинвестор (2024.1.24) В 2023 году экспорт растительного масла увеличился на треть, <https://www.agroinvestor.ru/markets/news/41734-v-2023-godu-eksport-rastitelnogo-masla-velichilsya-na-tret/>
- AgroPortal (2023.11.12) Corteva нарастила экспорт семян в ЕС в 16 раз, <https://agroportal.ua/ru/news/novosti-kompanii/corteva-v-16-raziv-narostila-eksport-nasinnya-u-yes>
- AgroPortal (2023.12.21) Впервые в Украине мелиоративную сеть передали в собственность ОБП, <https://agroportal.ua/ru/news/ukraina/vpershe-v-ukrajini-meliorativnu-merezhu-peredali-u-vlasnist-organizacii-vodokoristuvachiv>
- АПК Информ (2024.1.9) Украина вводит европейскую систему сертификации при экспорте продовольствия, <https://www.apk-inform.com/ru/news/1538921>
- Aussiedlerbote (2023.11.17) Россия: Отправились первые корабли с зерном для Африки, <https://aussiedlerbote.de/2023/11/rossiia-pervye-korabli-s-besplatnym-zernom-dlia-afriki-otpravilis-v-put/>
- «Валдай» (2023.7.18) Россия и Африка: аудит отношений, <https://ru.valdaiclub.com/a/reports/rossiya-i-afrika-audit-otnosheniy/>
- Ведомости (2023.6.14) Правительство может ввести квоты на импорт семян в Россию, <https://www.vedomosti.ru/business/news/2023/06/14/980185-pravitelstvo-mozhet-vvesti-kvoti-na-import-semyan>
- Ведомости (2023.7.21) Полянский назвал условия возвращения России в зерновую сделку, <https://www.vedomosti.ru/politics/news/2023/07/21/986455-polyanskii-nazval-usloviya>
- Ведомости (2023.9.20) Железная логистика: Восточный полигон поможет России нарастить долю на глобальном логистическом рынке, https://www.vedomosti.ru/industry/infrastructure_development/articles/2023/09/20/996062-zheleznaya-logistika
- Взгляд (2023.11.24) Зачем власти запрещают экспорт главного сельхозтовара, <https://vz.ru/economy/2023/11/24/1241071.html>
- Дерюгина, Ирина (2023.3.15) Что стоит за «Черноморской зерновой инициативой», Российский совет по международным делам, <https://russiancouncil.ru/analytics-and-comments/analytics/chto-stoit-za-chernomorskoy-zernovoy-initsiativoy/>
- DIRECT.FARM (2022.4.11) Закон о семеноводстве обзор нововведений, <https://direct.farm/post/zakon-o-semenovodstve-obzor-novovvedeniy-14245>
- DIRECT.FARM (2023.8.28) Законы в области семеноводства вступают в силу, <https://direct.farm/post/zakony-v-oblasti-semenovodstva-vstupayut-v-silu-24032>
- Forbes (2023.8.10) Россия скорректирует пошлину на вывоз подешевевших удобрений: кто в выигрыше, <https://www.forbes.ru/prodovolstvennaya-bezopasnost/494183-rossia-skorrektiruet-poslinu-na-vyvoz-podesevsvih-udobrenij-kto-v-vyigryse>

- Forbes (2023.8.14) Неспokoйно Черное море: что будет с экспортом российского зерна, <https://www.forbes.ru/prodovolstvennaya-bezopasnost/494279-nespokojno-cernoe-more-cto-budet-s-eksportom-rossijskogo-zerna>
- Forbes (2023.9.8) Государство ввело новую пошлину на экспорт удобрений: по кому она ударит, <https://www.forbes.ru/prodovolstvennaya-bezopasnost/496012-gosudarstvo-vvelo-novuu-poslinu-na-eksport-udobrenij-po-komu-ona-udarit>
- Forbes (2023.11.15) Старая и ломается: российские аграрии рискуют остаться без техники, <https://www.forbes.ru/prodovolstvennaya-bezopasnost/500108-staraa-i-lomaetsa-rossijskie-agrarii-riskuut-ostat-sa-bez-tehniki>
- Гаврипенко В.А. (2019) Может ли Россия замкнуть экспорт минеральных удобрений только на отечественные порты? Вестник химической промышленности (2019.7.16) <http://vestkhimprom.ru/posts/mozhet-li-rossiya-zamknut-eksport-mineralnykh-udobrenij-tolko-na-otechestvennye-porty>
- «Graininfo» (2023.12.1) Порт Тамань: новые возможности для экспорта минеральных удобрений, <https://graininfo.ru/news/port-taman-novye-vozmozhnosti-dlya-eksporta-mineralnykh-udobreniy/>
- «Graininfo» (2024.1.15) Снижение экспортных пошлин на пшеницу и кукурузу из России, <https://graininfo.ru/news/snizhenie-eksportnykh-poshlin-na-pshenitsu-i-kukuruzu-iz-rossii/>
- Hebebrand, Charlotte and Soseph Galauber (2023.3.9) The Russia-Ukraine war after a year: Impacts on fertilizer production, prices, and trade flows. International Food Policy Research Institute, <https://www.ifpri.org/blog/russia-ukraine-war-after-year-impacts-fertilizer-production-prices-and-trade-flows>
- Иванова, А. (2023) Проблемы экспорта российских удобрений. Морские порты №7, <https://morvesti.ru/analitika/1691/105972/>
- Известия (2023.12.9) Захарова назвала условием возвращения РФ к зерновой сделке снятие части санкций, <https://iz.ru/1618074/2023-12-09/zakharova-nazvala-usloviem-vozvrashcheniia-rf-k-zernovoi-sdelke-sniatie-chasti-sanktsii>
- Интерфакс (2022.4.7) Правительство ускорит вовлечение в оборот неиспользуемых сельхозземель, <https://www.interfax.ru/business/833761>
- Интерфакс (2023.2.16) Минсельхоз РФ предложил ввести квоты на импорт семян девяти сельхозкультур в 2024 г., <https://www.interfax.ru/russia/886558>
- Интерфакс (2023.7.7a) Глава Минсельхоза допустил рост внесения минудобрений до 80 кг на гектар к 2025 году, <https://www.interfax.ru/russia/910677>
- Интерфакс (2023.7.7b) Аграриям пообещали дополнительную господдержку за использование российских семян, <https://www.interfax.ru/russia/910636>
- Интерфакс (2023.8.11) Минсельхоз предложил изменить цели госпрограммы "Земля" из-за недофинансирования, <https://www.interfax.ru/russia/915841>
- Интерфакс (2023.10.31) Квота на импорт агрохимикатов в Россию предложена в объеме 16 748 тонн, <https://www.interfax.ru/russia/928535>
- Интерфакс (2023.11.9) Субсидии на сельхозтехнику по "программе 1432" в 2023 году вырастут до 8 млрд рублей, <https://www.interfax.ru/russia/929851>
- Интерфакс (2023.11.16) Правительство увеличило квоты на экспорт удобрений до 30 ноября на 2,2 млн т, <https://www.interfax.ru/russia/930780>
- Интерфакс (2023.12.6) В России заморозку внутренних цен на удобрения продлили до июня 2024 года, <https://www.interfax.ru/business/934867>
- Интерфакс (2023.12.27) Россия в 2024 г. может увеличить выпуск удобрений на 10% и нарастить экспорт, <https://www.interfax.ru/business/938230>
- Интерфакс (2024.1.9) Турция сохранила лидерство по закупкам зерна в РФ за первую половину сельхозгода, <https://www.interfax.ru/world/939476>
- Интерфакс (2024.1.11) Минсельхоз в 2024 г. не будет применять понижающий коэффициент в зерновой квоте, <https://www.interfax.ru/business/939718>
- Интерфакс (2024.1.15) Квоты на импорт в РФ семян сельхозкультур могут быть введены с 1 февраля, <https://www.interfax.ru/russia/940217>

- Интерфакс (2024.1.25) Китай в 2023 г. увеличил импорт зерновых культур из РФ в 3,7 раза, до \$325 млн, <https://www.interfax.ru/business/941942>
- Интерфакс (2024.1.30) РФ вводит квоту на импорт семян ряда сельхозкультур из недружественных стран, <https://www.interfax.ru/business/942581>
- Коммерсантъ (2022.10.25) Русские гены сахарной свеклы, <https://www.kommersant.ru/doc/5621104>
- Коммерсантъ (2023.5.18) МИД РФ: зерновую сделку не продлят в случае невыполнения условий России до 17 июля, <https://www.kommersant.ru/doc/5988391>
- Коммерсантъ (2023.6.29) Правительство определило октябрьские квоты на импорт семян из недружественных стран, <https://www.kommersant.ru/doc/6071012>
- Коммерсантъ (2023.10.30) Удобрения выращивают экспорт, <https://www.kommersant.ru/doc/6310288>
- Коммерсантъ (2023.11.23) Правительство утвердило квоты на экспорт удобрений до мая 2024 года, <https://www.kommersant.ru/doc/6352819>
- Коммерсантъ (2024.2.18) Фермерский бунт, осмысленный и беспощадный, <https://www.kommersant.ru/doc/6511019>
- Короваинфо (2024.1.29) Рост производства сельскохозяйственной продукции в России, <https://www.korovainfo.ru/news/rost-proizvodstva-selskokhozyaystvennoy-produktsii-v-rossii/>
- Кудияров, Сергей (2023.10) И доедим, и вывезем. Эксперт № 40, <https://expert.ekiosk.pro/1050232>
- Министерство сельского хозяйства Российской Федерации (2020) Доктрина продовольственной безопасности Российской Федерации.
- Министерство сельского хозяйства Российской Федерации (2022) Атлас Федеральной научно-технической программы развития сельского хозяйства на 2017-2030 годы, https://static.specagro.ru/cdn/ff/GJyNX2tNyIt15ts_4OTiD3-giuBtvY8TEgVUuWwffs0/1675757148/public/2023-02/atlas-bez-riat.pdf
- MR7.ru (2023.10.12) Ещё один суд отказал активистам в борьбе за Приморск: строительство нового угольного порта всё реальнее, <https://mr-7.ru/articles/2023/10/11/eshchio-odin-sud-otkazal-aktivistam-v-borbe-za-primorsk-stroitelstvo-novogo-ugolnogo-porta-vsio-realnee>
- Национальный семенной альянс (2024.1.19) Роялти в селекции: инвестиции в будущее или обуза для фермеров?, <https://nsal.ru/tpost/shjx3v3oe1-royalti-v-selektsii-investitsii-v-budusc>
- Независимая газета (2023.3.16) Иностранные семена будут "заземлять" в России, https://www.ng.ru/economics/2023-03-16/4_8682_seeds.html
- Новый сухопутный зерновой коридор (2023.6.1) Начало регулярных отгрузок зерновой продукции на экспорт через «Новый сухопутный зерновой коридор Россия-Китай», <https://www.nlgc.ru/news/nachalo-regulyarnykh-otgruzok-zernovoy-produktsii-na-eksport-cherez-novyy-sukhoputnyy-zernovoy-korid/>
- OleoScope (2023.12.19) РФ может укрепить экспортные позиции на мировом рынке пшеницы, <https://oleoscope.com/news/rf-mozhet-ukrepit-jeksportnye-pozicii-na-mirovom-rynke-pshenicy/>
- ООО «Универсальные грузовые решения» (2023.12.12) Введён запрет на экспорт пшеницы твёрдых сортов, <https://ucsol.ru/novosti/vvedjon-zapret-na-eksport-pshenitsy-tvjordykh-sortov>
- Парламентская газета (2023.9.20) Сельхозпредприятия нарастят объёмы удобрения до 65 кг на гектар, <https://www.pnp.ru/economics/selkhozpredpriyatiya-narastyat-vnesenie-udobreniy-do-65-kg-na-gektar.html>
- Парламентская газета (2023.11.21) Квоты на импорт агрохимикатов предлагают вводить постепенно, <https://www.pnp.ru/economics/kvoty-na-import-agrokhimikatov-predlagayut-vvedit-postepenno.html>
- Парламентская газета (2023.12.21) В Минсельхозе рассказали, зачем ограничивать ввоз импортных семян, <https://www.pnp.ru/economics/v-minselkhoze-rasskazali-zachem-ogranichivat-vvoz-importnykh-semyan.html>
- поле.рф (2023.11.23) Селекционеры выступают за отмену «фермерской поправки» и выплату роялти, <https://xn--e1alid.xn--p1ai/journal/publication/3243>
- поле.рф (2022.1.17) Ростки надежд. Что полезно знать про новый закон о семеноводстве, <https://xn--e1alid.xn--p1ai/journal/publication/74>
- поле.рф (2023.10.26) СЗР по квоте: какие ограничения ждут рынок пестицидов, <https://xn--e1alid.xn--p1ai/journal/publication/3080>
- поле.рф (2024.1.18) Квотирование импорта пестицидов будет поэтапным до 2030 года — Минпромторг, <https://xn--e1alid.xn--p1ai/journal/publication/3576>

- поле.рф (2024.2.1) Россия увеличила производство минеральных удобрений на 10,3% в 2023 году, <https://xn--e1alid.xn--p1ai/journal/publication/3701>
- PortNews (2023.2.27) Порты и удобрения: итоги и перспективы, <https://portnews.ru/comments/3322/>
- Правительство России (2022.12.23) Распоряжение Правительства Российской Федерации от 23.12.2022 г. № 4133-п, <http://government.ru/docs/all/145161/>
- Правительство России (2023.5.16) Постановление Правительства Российской Федерации от 16.05.2023 г. № 754, <http://government.ru/docs/all/147718/>
- Правительство России (2023.12.4) Правительство расширило программу поддержки регионов в области мелиорации земель, <http://government.ru/news/50303/>
- Президент России (2021.12.30) Федеральный закон от 30.12.2021 г. № 454-ФЗ, О семеноводстве, <http://www.kremlin.ru/acts/bank/47481>
- Президент России (2023.7.24) Статья Владимира Путина «Россия и Африка: объединяя усилия для мира, прогресса и успешного будущего», <http://www.kremlin.ru/events/president/transcripts/71719>
- РБК (2023.5.30) Аграрная химзащита: Минсельхоз начал межведомственное согласование ограничений на ввоз пестицидов, <https://www.rbc.ru/newspaper/2023/05/30/6474a84b9a79471cc9082627>
- РБК (2023.7.26) Власти продлят действие пошлин на экспорт подсолнечного масла, <https://www.rbc.ru/business/26/07/2023/64bffb4b9a7947a0c11c6a85?from=copy>
- РБК (2023.11.22) На Юге Минсельхоз прокомментировал инициативу отмены фермерской поправки, <https://kavkaz.rbc.ru/kavkaz/22/11/2023/655e46d29a7947f9047cf8cf?from=copy>
- РИА Новости (2023.8.14) Эксперты: экспорт сложных удобрений может стать невыгоден производителям, <https://ria.ru/20230814/fosagro-1890060713.html>
- РИА Новости (2023.10.28) Бедные обойдутся: Европа снова взялась за старое, <https://ria.ru/20231028/udobreniya-1905651957.html>
- РИА Новости (2023.12.25) Мантуров рассказал о росте производства и экспорта российских удобрений, <https://ria.ru/20231225/manturov-1917870596.html>
- РИА Новости (2023.12.27) Правительство продлило ограничения импорта семян некоторых культур, <https://ria.ru/20231227/import-1918395079.html>
- Ритм Евразии (2023.9.3) Зерновые для Китая: Россия вступает в конкуренцию с западными поставщиками, <https://www.ritm Eurasia.ru/news--2023-09-03--zernovye-dlja-kitaja-rossija-vstupaet-v-konkurenciju-s-zapadnymi-postavschikami-68437>
- Россельхознадзор (2024.1.23) Требования ФЗ «О семеноводстве» в отношении ГМО, <https://57.fsvps.gov.ru/news/trebovanija-fz-o-semenovodstve-v-otnoshenii-gmo/>
- Российская ассоциация производителей удобрений (2023.7.28) При поддержке РАПУ состоялась ключевая панельная сессия Форума Россия-Африка о продовольственном суверенитете континента, https://rapu.ru/news/pri_podderzhke_rapu_sostoyalas_klyuchevaya_pa/4540/
- Российская газета (2023.2.8) В России создан Национальный селекционно-семеноводческий консорциум, <https://rg.ru/2023/02/08/v-rossii-sozdan-nacionalnyj-selekcionno-semenovodcheskij-konsorcium.html>
- Российская газета (2023.5.10) Зерновая сделка будет продлена, считают эксперты. Но это будет чисто политическим решением, <https://rg.ru/2023/05/10/zerno-v-somnenii.html>
- Российская газета (2023.6.30) Минсельхоз: Квота на экспорт зерна будет введена и в новом агросезоне, <https://rg.ru/2023/06/30/minselhoz-kvota-na-eksport-zerna-budet-vvedena-i-v-novom-agrosezone.html>
- Российская газета (2023.12.6) ФАС: Цены на удобрения не будут повышать до мая 2024 года, <https://rg.ru/2023/12/06/imeia-fiks.html>
- Росстат (2023a) Бюллетени о состоянии сельского хозяйства (электронные версии), Федеральная служба государственной статистики, <https://rosstat.gov.ru/compendium/document/13277>
- Росстат (2023b) Сельское хозяйство, охота и лесное хозяйство, https://rosstat.gov.ru/enterprise_economy#
- РУРЕС (2023.5.4) Балтика замыкает удобрения на себе, <https://rupec.ru/articles/51396/>
- ТАСС (2023.10.5) Путин поручил рассмотреть вопрос строительства Северо-Сибирской ж/д магистрали, <https://tass.ru/ekonomika/18915329>
- ТАСС (2023.12.1) В Красноярском крае до 2026 года планируют создать четыре селекционных центра семян, <https://tass.ru/ekonomika/19428055>

ТАСС (2024.1.1) На Украине вступил в действие второй этап земельной реформы,
<https://tass.ru/ekonomika/19661863>

Ukraine Business News (2024.2.5) Польские и венгерские фермеры проведут акцию протеста на границе
против импорта из Украины, <https://ubn.news/ru/polskie-i-vengerskie-fermery-proved/>

ФГБУ «Центр Агроаналитики» (2023.12.27) Доля РФ в мировой торговле пшеницей в этом сезоне может
вырасти до 25% — ИКАР, <https://specagro.ru/news/202312/dolya-rf-v-mirovoy-torgovle-pshenicey-v-etom-selkhozsezone-mozhet-vyrasti-do-25-ikar>

ФГБУ «Центр Агроаналитики» (2024.1.9) Правительство РФ продлило временный запрет на экспорт риса
и рисовой крупы, <https://specagro.ru/news/202401/pravitelstvo-rf-prodlilo-vremennyy-zapret-na-eksport-risa-i-risovoy-kрупы>

Щёлково агрохим (2023.8.22) Семена раздора. Как будут работать Правила локализации производства
семян, https://betaren.ru/news/semena-razdora-kak-budut-rabotat-pravila-lokalizatsii-proizvodstva-semyan/?journal_id=13509

2024（令和6）年 5月1日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第7号

令和5年度カントリーレポート EU, フランス, ロシア

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
